

八女市地域防災計画

風水害対策編



平成 23 年 3 月

(平成 26 年 3 月一部改訂)

(平成 31 年 3 月一部改訂)

(令和 3 年 3 月一部改訂)

(令和 4 年 3 月一部改訂)

(令和 6 年 3 月一部改訂)

(令和 7 年 3 月一部改訂)

八女市防災会議

目 次

| | |
|---|----|
| 第1編 総則 | 1 |
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 目的..... | 1 |
| 第2節 計画の性格..... | 2 |
| 第3節 計画の構成..... | 3 |
| 第4節 用語..... | 3 |
| 第2章 計画の運用と推進 | 4 |
| 第3章 八女市の概況 | 5 |
| 第1節 地勢、地質及び気象..... | 5 |
| 第2節 社会的条件..... | 7 |
| 第3節 過去の災害..... | 10 |
| 第4章 防災関係機関等の業務大綱 | 15 |
| 第1節 実施責任..... | 15 |
| 第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置..... | 17 |
| 第3節 市民及び事業所等の基本的責務..... | 26 |
| 第2編 災害予防計画 | 27 |
| 第1章 防災基盤の強化 | 27 |
| 第1節 治水治山計画..... | 27 |
| 第2節 土砂災害防止計画..... | 30 |
| 第3節 火災予防計画..... | 34 |
| 第4節 都市防災化計画..... | 37 |
| 第5節 建築物及び文化財災害予防計画..... | 38 |
| 第6節 ガス施設災害予防計画..... | 40 |
| 第7節 上下水道施設予防計画..... | 41 |
| 第8節 交通施設災害予防計画..... | 42 |
| 第2章 市民等の防災力の向上 | 44 |
| 第1節 市民が行う防災対策..... | 44 |
| 第2節 自主防災体制の整備計画..... | 45 |
| 第3節 事業所等防災対策の促進計画..... | 49 |
| 第4節 防災知識普及啓発..... | 52 |
| 第5節 防災訓練計画..... | 56 |
| 第3章 効果的な応急活動のための事前対策 | 59 |
| 第1節 広域応援・受援体制等整備計画..... | 59 |
| 第2節 防災施設・資機材等整備計画..... | 61 |
| 第3節 救助法等運用体制整備計画..... | 66 |
| 第4節 気象等観測体制整備計画..... | 66 |
| 第5節 情報通信施設等整備計画..... | 67 |
| 第6節 広報・広聴整備計画..... | 70 |
| 第7節 二次災害の防止体制整備計画..... | 72 |
| 第8節 避難体制等整備計画..... | 73 |
| 第9節 交通・輸送体制整備計画..... | 79 |
| 第10節 医療救護体制整備計画..... | 81 |

| | | |
|---------------------|---------------------|------------|
| 第 11 節 | 要配慮者安全確保体制整備計画 | 85 |
| 第 12 節 | 災害ボランティアの活動環境等整備計画 | 93 |
| 第 13 節 | 災害備蓄物資等整備・供給計画 | 95 |
| 第 14 節 | 住宅の確保体制整備計画 | 100 |
| 第 15 節 | 保健衛生・防疫体制整備計画 | 101 |
| 第 16 節 | 災害廃棄物処理体制整備計画 | 102 |
| 第 17 節 | 農業災害予防計画 | 104 |
| 第 18 節 | 危険物等災害予防計画 | 105 |
| 第 19 節 | 複合災害予防計画 | 106 |
| 第 20 節 | 防災関係機関における業務継続計画 | 107 |
| 第3編 災害応急対策計画 | | 108 |
| 第1章 活動体制の確立 | | 108 |
| 第 1 節 | 組織動員計画 | 108 |
| 第 2 節 | 自衛隊災害派遣要請計画 | 119 |
| 第 3 節 | 応援要請計画 | 128 |
| 第 4 節 | 救助法適用計画 | 131 |
| 第 5 節 | 要員確保計画 | 134 |
| 第 6 節 | 災害ボランティアの受入・支援計画 | 135 |
| 第2章 災害応急対策活動 | | 138 |
| 第 1 節 | 防災気象情報等伝達計画 | 138 |
| 第 2 節 | 被害情報等収集伝達計画 | 146 |
| 第 3 節 | 広報・広聴計画 | 149 |
| 第 4 節 | 避難計画 | 151 |
| 第 5 節 | 水防計画 | 165 |
| 第 6 節 | 消防計画 | 167 |
| 第 7 節 | 救出計画 | 168 |
| 第 8 節 | 医療救護計画 | 170 |
| 第 9 節 | 給水計画 | 173 |
| 第 10 節 | 食料供給計画 | 175 |
| 第 11 節 | 生活必需品供給計画 | 177 |
| 第 12 節 | 交通対策計画 | 180 |
| 第 13 節 | 緊急輸送計画 | 181 |
| 第 14 節 | 防疫対策計画 | 182 |
| 第 15 節 | 保健計画 | 184 |
| 第 16 節 | 要配慮者応急対策計画 | 186 |
| 第 17 節 | 集落の孤立化対策計画 | 190 |
| 第 18 節 | 遺体搜索及び収容火葬計画 | 191 |
| 第 19 節 | 障害物除去計画 | 193 |
| 第 20 節 | 文教対策計画 | 194 |
| 第 21 節 | 応急仮設住宅建設等計画 | 197 |
| 第 22 節 | 災害廃棄物処理計画 | 201 |
| 第 23 節 | 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 | 203 |
| 第 24 節 | ライフライン応急対策計画 | 206 |
| 第 25 節 | 交通施設災害応急対策計画 | 210 |
| 第 26 節 | 土砂災害応急対策計画 | 213 |

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 第 27 節 二次災害防止計画..... | 215 |
| 第 28 節 農業災害応急対策計画..... | 216 |
| 第4編 災害復旧・復興計画..... | 218 |
| 第1章 復旧・復興の基本方針 | 218 |
| 第 1 節 基本方針..... | 218 |
| 第 2 節 災害復旧・復興計画の構成..... | 218 |
| 第2章 災害復旧事業の推進..... | 219 |
| 第 1 節 復旧事業計画 | 219 |
| 第 2 節 激甚災害の指定..... | 221 |
| 第3章 被災者等の生活再建等の支援..... | 222 |
| 第 1 節 罹災証明書の発行..... | 222 |
| 第 2 節 被災者台帳の整備..... | 223 |
| 第 3 節 生活相談..... | 224 |
| 第 4 節 女性のための相談..... | 225 |
| 第 5 節 雇用機会の確保..... | 225 |
| 第 6 節 義援金品の受付及び配分等..... | 226 |
| 第 7 節 生活資金の確保..... | 228 |
| 第 8 節 郵便事業の特例措置..... | 229 |
| 第 9 節 租税の徴収猶予、減免等..... | 230 |
| 第 10 節 災害弔慰金等の支給等..... | 232 |
| 第 11 節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発..... | 233 |
| 第4章 経済復興の支援..... | 234 |
| 第 1 節 金融措置 | 234 |
| 第5章 復興計画..... | 237 |
| 第 1 節 復興計画作成の体制づくり | 237 |
| 第 2 節 復興に対する合意形成..... | 237 |
| 第 3 節 復興計画の推進 | 237 |

第1編 総則

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市防災会議が策定する計画であって、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、市民が自ら災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動を開拓するとともに、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するためには、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

さらに、災害に強い市を目指し、人命損失危険に対する防災対策の推進や大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、様々な対策を組み合わせることによって、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を図り策定する八女市地域防災計画である。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、市防災会議に計画の修正案を提出する。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努める。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。

第3節 計画の構成

八女市地域防災計画は、「風水害対策編」、「震災対策編」、「事故対策編」及び「資料編」で構成する。

この計画の構成は、以下のとおりとする。

- 1 総 則
- 2 災害予防対策計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧・復興対策計画

第4節 用語

本計画において次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 3 激甚法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- 4 県 福岡県
- 5 市 八女市
- 6 消防本部 八女消防本部（八女地区消防組合）
- 7 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 基本法第2条第3号から第6号までの規定によるそれぞれの機関
- 8 防災関係機関 「第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置」のすべて
- 9 関係機関等 防災関係機関以外の機関（例えば、商工会議所・商工会等の各種団体等）
- 10 県防災計画 福岡県地域防災計画
- 11 市防災計画 八女市地域防災計画
- 12 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画
- 13 要配慮者 災害時等において、高齢者、障がいのある人、外国人等自らの行動等に制約がある高齢者・障がいのある人・乳幼児・妊産婦・外国人等

第2章 計画の運用と推進

1 計画の修正及び更新

今後、防災基本計画、防災業務計画、県防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。

2 計画の習熟及びマニュアルの整備

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

また、必要に応じて計画運用のためのマニュアルの整備に努める。

3 計画の推進

市の関係部署はもとより、各防災関係機関及び市民は、できる限り前述の意見を尊重し、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

4 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

(1) 施策・事業の企画段階での防災上の検討

市及び防災関係機関は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。

(2) 施策・事業の総合調整

市及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

5 業務継続性の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努めるものとする。

第3章 八女市の概況

第1節 地勢、地質及び気象

1 地勢

八女市は、2006年（平成18年）10月1日に上陽町を、2010年（平成22年）2月1日には黒木町・立花町・矢部村・星野村を、それぞれ編入した。

八女市の人口は、60,092人（2023年（令和5年）12月末現在）、土地利用は、耕地68.40km²、宅地15.90km²、山林316.66km²、その他81.48km²、総面積482.44km²である。

また、本市は、福岡県の南部に位置し、北部は広川町、耳納山地を隔てて久留米市、うきは市と、西部は筑後市、みやま市、南部は熊本県山鹿市、和水町と、東部は大分県日田市と接している。

大分県境の釈迦岳に源を発する矢部川は、北部の耳納山地に源を発する星野川と八女市街地東部で合流し、扇状地を形成している。



2 地質

本市西部の地質は、矢部川の扇状地を中心に沖積層で形成され、市東部の地質は、主として雲母片岩を母岩とする秩父古生層並びに凝灰質角礫岩、輝石安山岩を母岩とする第三紀熔岩で形成されている。

山間部は、全体的に急斜面の上、脆弱であり、地すべり等の危険箇所が多く点在している。

3 気候

本市の気候は、地理的、地勢的に複雑な環境にあり、季節の推移だけでなく、同じ季節でも市西部の平坦部と東部の中山間地により、差異が認められる。

年平均気温は約 15°C、年平均降水量は 2,060mm 程度で、比較的温暖であるといえるが、冬季は山間地の一部で積雪等のため交通障害を招くこともある。

■ 気温・降水量（1991 年～2020 年）

| 月 | 気温 | | | 降水量 |
|----------------|---------|---------|---------|--------|
| | 平均 (°C) | 最高 (°C) | 最低 (°C) | |
| 1月 | 4.1 | 9.4 | -0.5 | 59.0 |
| 2月 | 5.4 | 11.2 | 0.3 | 83.3 |
| 3月 | 8.8 | 14.9 | 3.3 | 129.9 |
| 4月 | 13.9 | 20.4 | 7.8 | 151.7 |
| 5月 | 18.7 | 25.2 | 12.7 | 183.8 |
| 6月 | 22.3 | 27.4 | 18.0 | 388.5 |
| 7月 | 26.0 | 31.0 | 22.3 | 414.3 |
| 8月 | 26.7 | 32.4 | 22.5 | 227.1 |
| 9月 | 23.2 | 28.9 | 18.8 | 182.2 |
| 10月 | 17.5 | 23.7 | 12.5 | 86.7 |
| 11月 | 11.7 | 17.7 | 6.6 | 87.2 |
| 12月 | 6.1 | 11.6 | 1.4 | 64.6 |
| 年平均気温 年平均雨量 | 15.4 | 21.2 | 10.5 | 2058.1 |

(福岡管区気象台：黒木観測所)

第2節 社会的条件

1 人口の推移

本市における人口は、令和6年3月末で、59,835人であり、減少傾向にある。

■ 人口の推移

| 認定年月 | 世帯数 | 総人口 | 男 | 女 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 平成23年3月末 | 23,885 | 69,907 | 32,940 | 36,907 |
| 平成24年3月末 | 23,967 | 69,023 | 32,543 | 36,480 |
| 平成25年3月末 | 24,143 | 68,457 | 32,231 | 36,226 |
| 平成26年3月末 | 24,213 | 67,528 | 31,769 | 35,759 |
| 平成27年3月末 | 24,374 | 66,773 | 31,426 | 35,347 |
| 平成28年3月末 | 24,497 | 65,885 | 30,996 | 34,889 |
| 平成29年3月末 | 24,610 | 65,027 | 30,629 | 34,398 |
| 平成30年3月末 | 24,754 | 64,322 | 30,358 | 33,964 |
| 平成31年3月末 | 24,867 | 63,371 | 29,923 | 33,448 |
| 令和2年3月末 | 24,988 | 62,379 | 29,473 | 32,906 |
| 令和3年3月末 | 25,216 | 61,714 | 29,123 | 32,591 |
| 令和4年3月末 | 25,510 | 61,288 | 28,935 | 32,353 |
| 令和5年3月末 | 25,844 | 60,674 | 28,717 | 31,957 |
| 令和6年3月末 | 25,811 | 59,835 | 28,469 | 31,366 |

(各年住民基本台帳調べ)

65歳以上の高齢化の割合は、平成7年に20%を超え、平成27年には30%を超えており、高齢化の進展は著しい。

また、高齢者世帯は、全世帯の約60%となっており、一人住まいの高齢者や高齢夫婦のみの世帯も増加傾向にある。

■ 65歳以上高齢者の推移

| 年 | 総人口 | 65歳以上の人口 | 人口に対する割合 (%) |
|-------|--------|----------|--------------|
| 昭和60年 | 84,556 | 12,746 | 15.0 |
| 平成2年 | 81,895 | 14,241 | 17.3 |
| 平成7年 | 79,492 | 16,469 | 20.7 |
| 平成12年 | 76,689 | 18,794 | 24.5 |
| 平成17年 | 73,262 | 20,162 | 27.5 |
| 平成22年 | 69,057 | 20,519 | 29.7 |
| 平成27年 | 64,408 | 21,451 | 33.3 |
| 令和2年 | 60,608 | 22,037 | 36.4 |

(各年は、国勢調査結果)

■ 高齢者の世帯状況

| 認定年月 | 総世帯数 | ひとり暮らし 高齢者 | 高齢者 のみ | 同居 | 計(世帯数) | 率 (%) |
|-------------|--------|---------------|-----------|-------|--------|-------|
| 平成 24 年 3月末 | 23,967 | 3,472 | 2,654 | 8,126 | 14,252 | 59.5 |
| 平成 25 年 3月末 | 24,143 | 3,602 | 2,790 | 8,076 | 14,468 | 59.9 |
| 平成 26 年 3月末 | 24,213 | 3,813 | 2,884 | 7,982 | 14,679 | 60.6 |
| 平成 27 年 3月末 | 24,374 | 3,970 | 3,041 | 7,835 | 14,846 | 60.9 |
| 平成 28 年 3月末 | 24,497 | 4,117 | 3,103 | 7,727 | 14,947 | 61.0 |
| 平成 29 年 3月末 | 24,610 | 4,322 | 3,246 | 7,553 | 15,121 | 61.4 |
| 平成 30 年 3月末 | 24,754 | 4,446 | 3,336 | 7,348 | 15,130 | 61.1 |
| 平成 31 年 3月末 | 24,867 | 4,644 | 3,477 | 7,360 | 15,481 | 62.3 |
| 令和 2 年 3月末 | 24,989 | 4,761 | 3,608 | 6,833 | 15,202 | 60.8 |
| 令和 3 年 3月末 | 25,216 | 4,924 | 3,705 | 6,636 | 15,265 | 60.5 |
| 令和 4 年 3月末 | 25,510 | 5,064 | 3,776 | 6,474 | 15,314 | 60.0 |
| 令和 5 年 3月末 | 25,844 | 5,292 | 3,807 | 6,207 | 15,306 | 59.2 |
| 令和 6 年 3月末 | 25,811 | 5,426 | 3,867 | 5,974 | 15,267 | 59.1 |

(各年八女市介護長寿課調べ)

災害時に介護が必要な方（要支援、要介護）の人数は、4,198人となっている。

■ 要支援、要介護者数の推移

(人)

| 認定年月 | 要支援 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 計 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成 23 年 3月末 | 1,094 | 812 | 448 | 432 | 376 | 316 | 3,478 |
| 平成 24 年 3月末 | 1,070 | 833 | 522 | 448 | 400 | 318 | 3,591 |
| 平成 25 年 3月末 | 1,080 | 923 | 535 | 483 | 423 | 336 | 3,780 |
| 平成 26 年 3月末 | 1,101 | 954 | 549 | 496 | 457 | 314 | 3,871 |
| 平成 27 年 3月末 | 1,122 | 1,057 | 550 | 529 | 521 | 328 | 4,107 |
| 平成 28 年 3月末 | 1,065 | 1,055 | 634 | 525 | 539 | 330 | 4,148 |
| 平成 29 年 3月末 | 971 | 1,124 | 626 | 500 | 540 | 385 | 4,146 |
| 平成 30 年 3月末 | 884 | 1,184 | 655 | 508 | 517 | 349 | 4,097 |
| 平成 31 年 3月末 | 899 | 1,122 | 681 | 510 | 565 | 314 | 4,091 |
| 令和 2 年 3月末 | 950 | 1,131 | 702 | 533 | 548 | 296 | 4,160 |
| 令和 3 年 3月末 | 894 | 1,125 | 658 | 568 | 608 | 282 | 4,135 |
| 令和 4 年 3月末 | 895 | 1,166 | 687 | 598 | 609 | 284 | 4,239 |
| 令和 5 年 3月末 | 872 | 1,146 | 667 | 624 | 592 | 297 | 4,198 |
| 令和 6 年 3月末 | 863 | 1,149 | 639 | 592 | 560 | 304 | 4,107 |

※要支援の数は、「要支援 1」と「要支援 2」の合計値

(各年八女市介護長寿課調べ)

2 産業

本市では、第1次産業である農業は、八女茶や電照菊など高収益型農業の展開及び地域特産物・農産加工品の振興を図り、林業は、林道・作業道の開設など生産基盤の整備に取り組んでいるが、生産労働人口は年々減少傾向にある。

第2次産業である工業は、本市の交通の利便性や地理的条件を活かしながら、積極的に事業所誘致を進めるとともに、既存事業所への育成・支援を図っているが、生産労働人口は減少傾向にある。

第3次産業の商業は、中心市街地において、街に賑わいを取り戻すため都市基盤の整備を推進するとともに、商業を活性化するため歴史ある街づくりを推進している。また、観光は、恵まれた自然や歴史を活かしたルート化を図り、各種祭りやイベントと合わせ、観光資源や観光施設を活かす等広域的な観光情報の発信に努めているが、生産労働人口は減少傾向にある。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、あらゆる産業が低迷しており生産労働人口は減少している。

■ 生産労働人口の推移 (人)

| 年 | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 | 計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 昭和60年 | 13,974 | 10,630 | 18,145 | 42,749 |
| 平成2年 | 12,138 | 11,294 | 18,197 | 41,629 |
| 平成7年 | 10,516 | 11,422 | 18,962 | 40,900 |
| 平成12年 | 9,401 | 10,043 | 19,529 | 38,973 |
| 平成17年 | 8,401 | 9,041 | 19,603 | 37,044 |
| 平成22年 | 7,222 | 7,485 | 18,673 | 33,925 |
| 平成27年 | 6,508 | 7,112 | 18,086 | 32,453 |
| 令和2年 | 5,420 | 6,666 | 18,696 | 30,782 |

(各年は、国勢調査結果)

3 交通

本市の西部を国道3号が南北に、国道442号が東西に通じ、西端には、九州自動車道が通じ、八女インターチェンジがある。

県道は、国道442号を起点として他市町と連絡し、市民の生活に重要な役割を果たしているが、改良を要する路線が多く、整備が必要である。

市道は、国県道を起点として集落間を相互に連絡し、生活道路としての役割を果たしている。しかし、広範な市域の中に集落が点在しているため路線数が多く、住民のニーズにすべて対応しきれていないのが現状である。

公共交通機関としては、九州旅客鉄道株式会社の羽犬塚駅が隣接する筑後市にあり、バスは堀川バス及び西鉄バスが運行している。また、八女市独自の交通システムとして、八女市予約型乗合タクシーを運行している。

第3節 過去の災害

1 風水害等

例年、九州に台風の接近あるいは直撃による家屋の浸水被害や農作物被害、風倒木等の山林被害がでている。また、梅雨前線による大雨被害（がけ崩れ等）も発生している。

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 内 容 |
|--------------------------------|-----|--|
| 明治 38 年 | 大雨 | 【矢部村】 • 矢部川が氾濫し、ほとんどの橋梁が流出 |
| 大正 10 年 6 月 17 日 | 大雨 | 【八女市】 • 堤防決壊（宮野・柳瀬・矢原）合計 400m • 付近一帯の耕地、家屋の流出 • 道路・橋梁の流出 【立花町】 • 惣馬堤防流出（中島地区） • 死者 2 名 • 家屋流出 8 戸 • 橋梁流出（釜屋橋・矢部川橋・中島橋） 【矢部村】 • 大水害 |
| 昭和 10 年 6 月 29 日 | 大雨 | 【立花町】 • 水害復旧作業中に消防団員 1 名が殉職 |
| 昭和 28 年 6 月 25 日 ～ 6 月 28 日 | 大雨 | 【八女市】 • ほとんどの橋梁が流出 • 家屋倒壊、田畠冠水、道路決壊等被害甚大 【黒木町】 • 6 月総降水量 1227.3mm • 死者 27 名、行方不明者 2 名、重軽傷者 209 名 【立花町】 • 橋梁流出 矢部川：釜屋橋・上矢部川橋 辺春川：立石橋・高山橋・城の下橋 白木川：山下橋ほか その他：中島橋 • 堤防決壊：惣馬堤防流出 400m（中島地区） • 道路損壊：多数 • 家屋浸水、全半壊：多数 【矢部村】 • 死者 7 名、埋没家屋 4 戸 【星野村】 • 死者 14 名　・ダム決壊 • 家屋被害 住家 7 戸・非住家 4 棟倒壊、住家 6 戸・非住家 6 棟半壊 |
| 昭和 37 年 6 月 12 日 | 大雨 | 【上陽町】 • 最大日雨量 187.5mm |
| 昭和 40 年 7 月 4 日 | 大雨 | 【立花町】 • 松尾川洪水において消防団員 1 名が殉職 |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 内 容 |
|--------------------------------|--------------------|---|
| 平成 2 年 7 月 2 日 | 梅雨期の集中豪雨 | <p>【立花町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辺春川、白木川及びその支流の氾濫 ・家屋の流出、浸水、護岸の決壊、田畠の流出等 被害総額 180 億円 ・6 月 30 日～7 月 3 日の総雨量 415.5 mm ・人的被害：死者 0 人、重傷 1 人、軽傷 8 人 ・家屋の被害：全壊 7 棟、半壊 44 棟、一部被損 6 棟、床上浸水 269 棟、床下浸水 396 棟 ・上辺春の松尾地区 115 世帯 480 人が避難生活 |
| 平成 3 年 9 月 14 日 及び 9 月 27 日 | 台風 17 号 台風 19 号 | <p>大規模な風倒木が発生</p> <p>【八女市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物、家屋等に被害甚大 <p>【黒木町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大瞬間風速：50m ・住家の被害：一部損壊 約 3,200 棟 ・農作物・林作物被害総額：約 100 億円 <p>【上陽町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風倒木山林被害：211ha <p>【立花町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：死者 0 人、負傷者 12 人 ・家屋の被害：全壊 0 棟、半壊 39 棟、一部損壊 1,162 棟 ・被害総額：約 40 億円 <p>【星野村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者 3 名、住家被害 396 棟、非住家被害 114 棟 ・道路等その他被害 41 件 <p>【矢部村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の被害：半壊 21 棟、一部損壊 119 棟 ・非住家の被害：245 棟 ・被害総額：約 42 億円 |
| 平成 9 年 7 月 | 山崩れ | <p>【上陽町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上横山タシノ尾地区で大規模な地すべり的な山崩れ災害が発生 |
| 平成 11 年 8 月 23 日 | 竜巻 | <p>【上陽町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物損壊 4 件、その他損壊 2 件 |
| 平成 13 年 5 月 16 日 ～5 月 17 日 | 林野火災 | <p>【星野村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼失面積 29.29ha |
| 平成 16 年 9 月 6 日 | 台風 18 号 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害：19 件 ・山林被害：14 件 ・道路法面崩落：7 件 ・道路路肩決壊：10 件 ・公共施設被害：8 件（公営住宅等） |
| 平成 16 年 9 月 7 日 | 台風 21 号 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の一部損壊が 5 棟 |
| 平成 17 年 7 月 8 日 | 大雨 | <p>【全域】</p> |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 内 容 |
|--|--------------|--|
| ～ 7 月 12 日 | | <ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害：12件(床上浸水4件・床下浸水8件) ・道路土砂崩れ：53件 ・道路損壊：31件 ・橋梁被害：2件 ・河川災害：4件 ・農地災害：17件 ・山林被害：4件 |
| 平成 18 年 8 月 18 日 | 台風 10 号 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路埋没：1件 ・がけ崩れ：1件 |
| 平成 18 年 9 月 17 日 | 台風 13 号 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の一部損壊：2件 ・がけ崩れ：1件 ・7世帯16人が自主避難 |
| 平成 19 年 7 月 7 日 | 大雨 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路土砂崩れ：14件(村道7・林道7) ・道路損壊：2件(村道) ・家屋被害：1件(全壊) |
| 平成 20 年 6 月 19 日 | 大雨 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路損壊：2件(村道1・林道1) ・河川災害：1件 |
| 平成 21 年 6 月 29 日 ～ 6 月 30 日 | 大雨 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路土砂崩れ：6件(林道) ・道路損壊：3件(村道) ・道路埋没：1件(村道) ・道路冠水：1件(村道) ・農地災害：2件 |
| 平成 21 年 7 月 24 日 ～ 7 月 25 日 | 大雨 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路土砂崩れ：1件(村道) ・河川災害：1件 |
| 平成 24 年 7 月 11 日 ～ 7 月 14 日 九州北部豪雨 | 梅雨期の 集中豪雨 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢部川、星野川、笠原川及びその支流の氾濫 ・各地で土砂災害 ・家屋の流出、浸水、護岸の決壊、田畠の流出等 ・7月11日～7月14日（黒木観測所）の総雨量 649mm ・人的被害：死者2名、負傷者10名 ・家屋の被害：全壊61棟、大規模半壊29棟 半壊142棟、床上浸水373棟、一部損壊48棟、床下浸水590棟 計1,243棟 ・土木災害：道路453箇所、河川289箇所、 橋梁13箇所、農地農業用施設1,581箇所 林道227箇所、計2,574箇所 213億81百万円 ・農作物等被害：439.77ha、24億74百万 ・その他 |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 内 容 |
|----------------------------------|--------------|---|
| 平成 27 年 8 月 25 日 | 台風 15 号 | 【東部を中心に】 ・停電最大 8600 戸最長 4 日間 ・風倒木により通行止め多発 その他、建物の一部や看板など大量に飛散 |
| 平成 28 年 1 月 24 ～25 日 | 大寒波 | 【全域】 24 日終日氷点下 25 日最低気温 -7.9°C (黒木 観測史上最低気温観測) 人的被害 軽傷 4 名 (凍結により転倒) 住家被害 水道施設凍結、漏水多発 断水 最大 1090 戸 応急給水 最大 7 箇所 (八女 2 箇所、黒木 5 箇所) |
| 平成 28 年 4 月 14 日 | | 【全域】 震度 4 を観測 被害報告なし |
| 平成 28 年 4 月 16 日 | 熊本地震 | 【全域】 震度 5 弱 (その他余震多数) 道路埋没 1 件 (矢部村中村宮ノ尾橋付近 がけ崩) 道路損壊 1 件 (矢部村竹ノ払付近 落石) 避難者 延べ 283 世帯、486 名 (熊本県からの避難者も含む) |
| 平成 28 年 9 月 28 日 | 竜巻 | 【八幡校区、新庄・下川内を中心】 人的被害 重傷者 1 名 建物被害 半壊 (住家) 3 棟 一部損壊 (住家) 54 棟 全壊 (非住家) 2 棟 半壊 (非住家) 1 棟 一部損壊 (非住家) 数多 農業被害 作物被害 なす 15a 被害額 7,916 千円 施設被害 ビニールハウス イチゴ、なす、レタス 4 件 7 棟 2,160 m ² 被害額 13,710 千円 道路被害 飛散物や冠水により、11 路線で一時通行不可 |
| 平成 29 年 7 月 5 日 九州北部豪雨 | 梅雨期の 集中豪雨 | 【全域】 7 月 5 日～8 日の総雨量 241mm (白木) 住家被害 床下浸水 3 件 道路冠水 数件 |
| 平成 30 年 7 月 6 日 平成 30 年 7 月豪雨 | 梅雨期の 集中豪雨 | 【全域】 7 月 5 日～7 日までの総雨量 511mm (発心北) 住家被害 全壊 1 棟 床上浸水 4 棟 床下浸水 19 棟 道路損壊 16 件 道路埋没 28 件 河川被害 (施設・設備損壊) 6 件 土砂災害 (がけ崩れ) 3 件 停電 約 1,300 戸 |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 内 容 |
|--------------------|----------|--|
| 令和元年 8月 27 ～30日 | 大雨 | <p>【全域】</p> <p>8月 27日～30日までの総雨量 417mm (杠葉)</p> <p>人的被害：死者 1名</p> <p>住家被害：半壊 23棟 床上浸水 28棟 床下浸水 94棟</p> <p>道路損壊 95件 道路埋没 35件 道路冠水 24件</p> <p>河川被害（施設・設備損壊） 76件</p> <p>土砂災害（がけ崩れ・地滑り） 5件</p> |
| 令和2年 7月 5 ～14日 | 梅雨期の集中豪雨 | <p>【全域】</p> <p>7月 5日～14日までの総雨量 1,248mm (宮の尾)</p> <p>住家被害：全壊 1棟 床上浸水 26棟 床下浸水 24棟</p> <p>道路損壊 197件 道路埋没 64件 道路冠水 14件</p> <p>河川被害（施設・設備損壊） 135件</p> <p>土砂災害（がけ崩れ） 12件</p> |
| 令和3年 8月 11 ～19日 | 大雨 | <p>【全域】</p> <p>8月 11日～19日までの総雨量 1,088mm (白木)</p> <p>住家被害：全壊 2棟 床上浸水 18棟 床下浸水 9棟</p> <p>道路損壊：400件</p> <p>河川被害：140件</p> <p>土砂災害：6件</p> |
| 令和5年 7月 7 ～10日 | 梅雨期の集中豪雨 | <p>【全域】</p> <p>7月 7日～10日までの総雨量 622mm (発心北)</p> <p>住家被害：全壊 3棟 床上浸水 12棟 床下浸水 5棟</p> <p>道路損壊：109件</p> <p>橋梁被害：3件</p> <p>河川被害：198件</p> <p>土砂災害：13件</p> <p>停電 56戸</p> |

第4章 防災関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

各防災関係機関等の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1節 実施責任

1 市防災会議

市防災会議は、市長を会長として基本法第16条に基づき、市防災会議条例（昭和41年八女市条例第14号）に規定する機関の長等を委員として組織する。市は防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図る。

(1) 会長 市長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

イ 県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

ウ 県警察の警察官のうちから市長が任命する者

エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 消防長（又は消防署長）及び消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

2 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、その地域並びに市民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関その他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 県

県は、以下に該当する場合は、市を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、その活動の総合調整を行う。

ア 災害が市町村の区域を超えて広範囲にわたるとき

イ 災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき

ウ 防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

市民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所の取るべき措置は、おおむね次のとおりである。

1 市

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 市 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に係る事務に関すること。 ・市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。 ・防災施設の整備に関すること。 ・防災に係る教育、訓練に関すること。 ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。 ・給水体制の整備に関すること。 ・管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 ・災害危険区域の把握に関すること。 ・各種災害予防事業の推進に関すること。 ・防災知識の普及に関すること。 ・要配慮者の安全確保に関すること。 ・事業所等の防災対策の促進に関すること。 ・災害ボランティアの受入体制の整備に関すること。 ・消防団に関すること。 ・帰宅困難者対策の推進に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防・消防等応急対策に関すること。 ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ・避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 ・災害時における文教、保健衛生に関すること。 ・災害広報に関すること。 ・被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 ・復旧資機材の確保に関すること。 ・災害対策要員の確保・動員に関すること。 ・災害時における交通、輸送の確保に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。 ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること。 ・災害ボランティアの活動支援に関すること。 ・市所管施設の被災状況調査に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。 ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること。 ・市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。 ・義援金品の受領、配分に関すること。 |

2 県及び県警察本部

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 県 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に係る事務に関すること。 ・県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。 ・防災施設の整備に関すること。 ・防災に係る教育、訓練に関すること。 ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。 ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること。 ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。 ・防災知識の普及に関すること。 ・要配慮者の安全確保に関すること。 ・消防応援活動調整本部に関すること。 ・事業所等の防災対策の促進に関すること。 ・災害ボランティアの受入体制の整備に関すること。 ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること。 ・帰宅困難者対策の推進に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害予警報等情報の収集・伝達に関すること。 ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること。 ・救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること。 ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。 ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。 ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること。 ・災害ボランティアの活動支援に関すること。 ・県所管施設の被災状況調査に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。 ・物価の安定に関すること。 ・義援金品の受領、配分に関すること。 ・災害復旧資機材の確保に関すること。 ・災害融資等に関すること。 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------------|---|
| 警察本部 (八女警察署) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警備計画に関すること。 ・警察通信確保に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害装備資機材の整備に関すること。 ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ・防災知識の普及に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・被害実態の把握に関すること。 ・被災者の捜索及び負傷者等の救護に関すること。 ・行方不明者の調査に関すること。 ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。 ・不法事案等の予防及び取締りに関すること。 ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。 ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること。 ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。 ・広報活動に関すること。 ・遺体の死因・身元の調査等に関すること。 |

3 指定地方行政機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------|--|
| 九州管区警察局 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備計画等の指導に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。 ・広域的な交通規制の指導調整に関すること。 ・他の管区警察局との連携に関すること。 ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 ・警察通信の運用に関すること。 ・津波警報・注意報の伝達に関すること。 |
| 福岡財務支局 | <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること。 ・国有財産の無償貸付等の措置に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ・災害復旧事業の査定立会い等に関すること。 |
| 九州厚生局 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の情報収集、通報に関すること。 ・関係職員の現地派遣に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 九州農政局 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀の備蓄に関すること。 ・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。 ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|----------------------|---|
| | <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急用食料の調達・供給に関すること。 ・農業関係被害の調査・報告に関すること。 ・災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること。 ・種子及び飼料の調達・供給に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害農業者等に対する融資等に関すること。 ・農地・施設の復旧対策の指導に関すること。 ・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること。 ・土地改良機械の緊急貸付に関すること。 ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること。 ・技術者の緊急派遣等に関すること。 |
| 九州森林管理局 (福岡森林管理署) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有保安林・治山施設の整備に関すること。 ・林野火災予防体制の整備に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野火災対策の実施に関すること。 ・災害対策用材の供給に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧対策用材の供給に関すること。 |
| 九州経済産業局 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。 ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること。 ・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品・復旧資機材等の供給の円滑な確保に関すること。 ・被災中小事業所の復旧資金の確保・斡旋に関すること。 |
| 九州産業保安監督部 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山の保安に関する監督指導に関すること。 ・危険物等の保安確保対策の推進に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山における応急対策の監督指導に関すること。 ・危険物等の保安確保に関すること。 |
| 九州運輸局 (福岡運輸支局) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設及び設備の整備に関すること。 ・宿泊施設等の防災設備に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。 ・災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること。 ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。 ・災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に関すること。 ・緊急輸送命令に関すること。 |
| 大阪航空局 (福岡・北九州) | (災害予防) |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------|---|
| 空港事務所) | <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること。 ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。 (災害応急対策) ・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。 ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。 |
| 福岡管区気象台 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 |
| 九州総合通信局 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常通信体制の整備に関すること。 ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気通信の確保に関すること。 ・非常通信の統制、管理に関すること。 ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。 |
| 福岡労働局 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること。 ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること。 |
| 九州地方整備局 | <p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置を取る。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測通報についての協力に関すること。 ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 ・災害危険区域の選定又は指導に関すること。 ・防災資機材の備蓄、整備に関すること。 ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。 ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。 ・水防警報等の発表及び伝達に関すること。 ・港湾施設の整備と防災管理に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水予警報の発表及び伝達に関すること。 ・水防活動の指導に関すること。 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ・災害広報に関すること。 ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること。 ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること。 ・海上の流出油に対する防除措置に関すること。 ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関するこ と。 ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること。 ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること。 ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に關 すること。 ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協 力に関するこ と。 (災害復旧) ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関するこ と。 ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関するこ と。 |
| 九州防衛局 | <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防衛省（本省）との連携調整 ・災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援 |
| 国土地理院 九州地方測量部 | <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における地理空間情報の整備・提供に関するこ と (災害復旧) ・復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関するこ と |
| 九州地方環境事務所 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関するこ と ・環境監視体制の支援に関するこ と (災害復旧) ・災害廃棄物等の処理対策に関するこ と |

4 自衛隊

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------------|---|
| 自衛隊 (陸上自衛隊 第四師団) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣計画の作成に関するこ と。 ・市防災計画に係る訓練の参加協力に関するこ と。 (災害応急対策) ・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策 の支援、協力に関するこ と。 |

5 指定公共機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|--|
| 西日本電信電話 株式会社(九州支店) NTTコミュニケーションズ 株式会社 株式会社NTTドコモ (九州支社) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の整備と防災管理に関するこ と。 ・応急復旧用通信施設の整備に関するこ と。 (災害応急対策) |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------------------|--|
| KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等、気象警報の伝達に関すること。 ・災害時における重要通信に関すること。 ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること。 |
| 日本銀行 (福岡支店) | <p>(災害予防) ・ (災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること。 |
| 日本赤十字社 (福岡県支部) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の整備に関すること。 ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。 |
| 日本放送協会 (福岡放送局) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関すること。 ・災害時における放送の確保対策に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象・地象予警報等の放送周知に関すること。 ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること。 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ・災害時における広報に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。 |
| 西日本高速道路 株式会社 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の整備と防災管理に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の疎通の確保に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災道路の復旧事業の推進に関すること。 |
| 日本通運株式会社 (福岡支店) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送体制の整備に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧資機材等の輸送協力に関すること。 |
| 九州電力送配電 株式会社 (八女配電事業所) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の整備と防災管理に関すること。 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電力の供給確保に関すること。 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。 |
| 日本郵便株式会社 (九州支社) | <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 ・救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策並びにその窓口業務の確保に関すること。 |

6 指定地方公共機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|---|
| 西日本新聞 朝日新聞（西部本社） 毎日新聞（西部本社） 読売新聞（西部本社） 他 | (災害予防) ・防災知識の普及に関すること。 ・災害時における報道の確保対策に関すること。 (災害応急対策) ・気象予警報等の報道周知に関すること。 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ・災害時における広報に関すること。 (災害復旧) ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。 |
| RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社CROSS FM 株式会社TVQ九州放送 ラブエフエム国際放送 株式会社 | (災害予防) ・防災知識の普及に関すること。 ・災害時における放送の確保対策に関すること。 (災害応急対策) ・気象・地象予警報等の放送周知に関すること。 ・避難所等への受信機の貸与に関すること。 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ・災害時における広報に関すること。 (災害復旧) ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。 |
| 公益社団法人 福岡県医師会 (一般社団法人 八女筑後医師会) | (災害予防)・(災害応急対策) ・災害時における医療救護の活動に関すること。 ・負傷者に対する医療活動に関すること。 |
| 一般社団法人 福岡県歯科医師会 (一般社団法人 八女筑後歯科医師会) | (災害予防) ・歯科医療救護活動体制の整備に関すること。 (災害応急対策) ・災害時の歯科医療救護活動に関すること。 |
| 公益社団法人 福岡県看護協会 | (災害予防) ・災害看護についての研修や訓練に関すること。 (災害応急対策) ・要配慮者への支援に関すること。 ・避難所等における看護活動に関すること。 ・災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること。 |
| 公益社団法人 福岡県薬剤師会 | (災害予防) ・患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること。 (災害応急対策) ・災害医療救護活動に関すること。 ・医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること。 ・医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること。 ・避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること。 ・その他公衆衛生活動に関すること。 |
| 公益社団法人 | (災害予防)・(災害応急対策) |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------------------|--|
| 福岡県獣医師会 | ・災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関すること |
| 公益社団法人 福岡県トラック協会 | (災害予防) ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること。 (災害応急対策) ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること。 |

7 市民・事業所の取るべき措置

| 区分 | 取るべき措置 |
|--------------|--|
| 市民 | 1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各自で実施可能な防災対策を講ずること。 2 市が行う防災事業に協力するよう努めること。 |
| 一般財団法人FM八女 | 1 防災知識の普及に関すること。 2 災害時における放送の確保対策に関すること。 3 災害時における広報に関すること。 |
| 防災上重要な施設の管理者 | 1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。 |
| その他の事業所 | 市が実施する防災事業に協力するとともに、事業所活動の維持を図るために、おおむね次の事項を実施する。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄 |

第3節 市民及び事業所等の基本的責務

市民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害に備えるものとする。また、災害時には自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

事業所等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、市との物資・役務の供給協定の締結に努める。

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 治水治山計画

所管部署：防災安全課、建設課、第一整備室、第二整備室、農業振興課、林業振興課

大雨、洪水などの自然災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、河川、ため池、山林の保全対策を実施するとともに、計画的な予防対策事業の執行を図る。

第1 河川対策

市内には、矢部川をはじめとする一級河川や、市が管理する準用河川・花宗用水組合が管理する花宗用水を有している。矢部川においては、昭和20年代から30年代において多くの水害が発生し、日向神ダムの建設と河川等改修事業が推進されているが、他の中小河川等については未整備箇所も多く、集中豪雨による災害が散見される。

一方、農業用排水路は各種の農業基盤整備事業により整備が進められてきたが、老朽化や未改修の水路も多く、周辺農地の宅地化や開発等に伴い改良整備の必要性が高まっている。

本計画では、集中豪雨等による洪水等の水害を予防するため、河川改修等の治水事業とともに、河川施設の整備及び維持管理等の河川管理体制を進める。

1 水防対策等の推進

市内の水防危険箇所として、市内西部の矢部川両岸の洪水浸水想定区域、及び土石流発生危険箇所が指定されている。また、市域の中には、梅雨時期等に冠水しやすい箇所も存在する。

これらの地域で被害を未然に防ぐために、河川等の積極的な改修促進をはかることが必要となっている。また、農地の宅地化や開発行為に際しては、下流域への影響に配慮し、必要な指導を開発業者等に行う。また、農業用排水路は、土地利用状況を踏まえ、農道整備や場整備事業等に併せて、整備を進めていく。

2 河川情報施設の強化

国及び県管理の河川においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

本市においては、国の重要水防箇所（矢部川）及び県の重要水防箇所（矢部川、花宗川、山の井川、下横山川、横山川、田代川、笠原川、剣持川、松尾川、樅鶴川、御側川、広川、長延川）が、増水等の情報を受けた場合は、迅速な警戒体制の確立を図る。

■ 八女市内の水位計、河川監視カメラ設置箇所

| 矢部川 | | 星野川 | |
|-----|------|-----|-------|
| 1 | 中川原橋 | 7 | 光延橋 |
| 2 | 祈祷院 | | 龍川内川 |
| 3 | 串毛橋 | 8 | 十箇橋 |
| 4 | 黒木 | | 横山川 |
| 5 | 石川内 | | |
| 笠原川 | | 9 | 下八重谷橋 |
| 6 | 螢橋 | | |

1～9・・・・・・・・ 水位計の設置箇所（9箇所）

1、3、5、6、7、8、9・・・ 河川監視カメラの設置箇所（7箇所）

◎福岡県防災ホームページから雨量や水位、河川の様子などを確認することができる。

<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/index.php>

3 維持管理の強化

平常から中小河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修する体制を整備するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう、県や施設管理者に堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工（ねがためこう）の修繕、堆積土砂の除去等を要請する。

4 避難体制の整備

(1) 高齢者等避難

大雨情報・氾濫注意情報が発表され、重要水防指定河川の水位の上昇が見込まれ、市長が必要と認めるとき、必要な地域に対し高齢者等避難を発令し、避難行動に時間を要する要配慮者へ避難行動の開始を求める。

(2) 避難指示

土砂災害警戒情報、氾濫危険情報が発表され、重要水防指定河川の水位が上昇し、市長が必要と認めるときは、必要な地域に対し避難指示を発令する。

(3) 緊急安全確保

大雨特別警報、氾濫発生情報が発表され、すでに何らかの災害が発生し、人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、避難指示から緊急安全確保に切り替える。

(4) 避難情報等の伝達方法

避難情報等の発令は、緊急告知防災ラジオ、緊急速報（エリア）メール、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、「防災メール・まもるくん」、dボタン広報誌、市・消防本部及び消防団の広報車、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道（県を通じて要請）により、地域住民に確実に伝達し当該区域住民の安全確保を図る。

高齢者などの要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

5 道路・家屋等の浸水対策

災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道・主要地方道の対策や、家屋等の浸水対策に取り組む。

6 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1) 洪水浸水想定区域の指定

河川管理者は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

そのため洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(主として高齢者、障がいのある人、乳児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものと認める場合には、市防災計画において、これらの施設の名称及び所在地、並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。施設名称等は資料編「土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設」を参照。

(2) 洪水浸水想定区域における避難措置の住民への周知

洪水浸水想定区域をその区域に含む市長は、市防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ)の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(3) 市防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応

市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

第2 ため池対策

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、国等が行った農業用ため池点検結果を一つの目安とし、その他の状況等を総合的に勘案して、農業用ため池整備計画等を作成し、老朽ため池並びに防災上特に重要なため池を中心に、堤体、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について改修、整備を行う。さらに、防災重点農業用ため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

第3 治山計画

森林は、木材の生産のほか、保水・水源涵養機能や表層崩壊を防止する機能等多様な機能を有している。市は、関係森林管理署(国有林)と連絡を密にし、それらの維持向上を図るため、適正な保育施業実施及び計画的造林実施を推進する。

第2節 土砂災害防止計画

所管部署：防災安全課、建設課、第一整備室、第二整備室、林業振興課

大雨・洪水等の自然災害から市域を保全し、市民の生命・身体・財産を保護するため、各種法令等に基づき土砂災害のおそれのある箇所を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。

第1 土石流予防対策

1 対策

(1) 避難体制等の整備

市及び関係機関は、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

ア 土石流のおそれのある箇所の周知

市防災計画に、土砂災害警戒区域等を掲載するとともに、関係機関に市防災ハザードマップを常設し、関係住民に土石流のおそれのある箇所を周知する。

さらに、各危険渓流には、危険渓流標識等を設置し、周知の徹底を図る。

イ 警戒避難雨量の設定

警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、土砂災害警戒区域ごと、若しくは地域ごとに設定する。

(2) 避難路の整備等

避難路の整備等については、本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第8節「避難体制等整備計画」による。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

市及び関係機関は、日頃から過去の災害事例等を基にどの程度の雨量があれば、土石流発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備する。

イ 情報の伝達

(ア) 市及び関係機関においては、情報伝達に必要な機器の整備・充実を図る。

(イ) 市及び関係機関は、所有・管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が、浸水等の被害により、使用不能にならないよう留意し設置する。

(ウ) 市は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備する。また、土砂災害のおそれのある箇所周辺における防災パトロールや緊急情報の伝達方法についても検討する。

(4) 防災知識の普及

市及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、各種行事や防災訓練等の実施に努める。

ア 土石流災害の特性

(ア) 土石と水が一体となって流下する。

(イ) 岩塊や大礫、流木などを含む場合が多く、それらの内大きな岩塊が先頭になり、回転・滑動しながら流下する。

(ウ) 比重が大きく直進性があるため屈曲部でも曲がらず真っ直ぐに流下する。

イ 警戒避難すべき土石流の前兆現象

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

(イ) 渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざりはじめた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少はじめた場合
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため)

(エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(才) 溪流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合、その前兆が出はじめた場合

ウ 災害時の心得

- (ア) 気象予警報等の聴取方法の熟知
- (イ) 避難の時期、方法、場所の確認
- (ウ) 飲料水、非常食料の準備
- (エ) その他災害特性に応じた措置の熟知

(5) 砂防指定地の指定

主務大臣は、砂防法第2条により、「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するための指定を行う。

【資料編 2-9 砂防指定地箇所【土砂災害危険箇所】

2-10 土石流発生危険箇所【土砂災害危険箇所】 参照】

第2 地すべり予防対策

1 地すべり防止区域の指定

主務大臣は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止区域を指定する。

2 現況

現在、地すべり防止区域に指定されている区域は、資料編のとおりである。

【資料編 2-11 地すべり防止区域【土砂災害危険箇所】 参照】

3 対策

(1) 行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害したり、地すべりを助長若しくは誘発する原因となる行為は、地すべり等防止法第18条に基づき行為の制限を行う。

(2) 避難体制等の整備

市は、住民が安全な避難を行えるよう、市防災計画に、土砂災害警戒区域等を掲載し、また、関係機関に市防災ハザードマップを常設し、関係住民に地すべりのおそれのある箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(3) 地すべり防止工事の実施

地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。

第3 急傾斜地崩壊予防対策

1 急傾斜地崩壊危険箇所

がけ崩れの発生するおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」として選定している。

2 現況

現在急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域は、資料編のとおりである。

【資料編 2-13 急傾斜地崩壊危険区域【土砂災害危険箇所】 参照】

3 対策

(1) 規制

急傾斜地崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する行為は法律に基づき規制されており、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づき建築制限を行っている。また、移転を必要とし、かつ、移転可能な居住用建物については、費用の助成や融資の斡旋等を行い、移転の促進を図る。

(2) 避難体制等の整備

ア 急傾斜地崩壊のおそれのある箇所の周知

市防災計画に、土砂災害警戒区域等を掲載するとともに、関係機関に市防災ハザードマップを常備し、関係住民に急傾斜地崩壊のおそれのある箇所を周知する。

イ 自主防災組織の育成

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の区長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

(ア) 構成と役割

- a 区域ごとに住民をもって組織し、責任者を置く。
- b 組織の中に班長を置き、情報の収集や伝達等に対応する。
- c 区域の住民に対して、責任者の氏名・住所・連絡先等を周知する。

(イ) 活動

自主防災組織の主要な活動は、次のとおりとする。

- a 災害に関する予警報の伝達及び地区の情報の収集、伝達
- b 避難情報等の伝達及び地区の情報の収集、伝達

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、消防署及び八女警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図る。そのため、管轄区域内において、梅雨期、台風期、また、豪雨が予想されるときは、隨時防災パトロールを実施する。また、あらかじめ当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等について的確な把握に努める。

エ 情報の収集及び伝達体制の整備

(ア) 情報の収集

市及び関係機関は、日頃から、過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

(イ) 情報の伝達

市は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備する。また、危険区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者による夜間の緊急な伝達方法にも、十分に配慮する。

第4 土砂災害防止の推進

1 土砂災害の定義

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査の実施及び関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定する。

土砂災害警戒区域等の指定を受けた市長は、市防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な措置を講ずる。

また、指定を受けた区域内に高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

- ・「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域
- ・「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が

生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

土砂災害警戒区域をその区域に含む市長は、市防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等（ハザードマップ等）により住民に周知する。

【資料編 2-15 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（土石流）】

2-16 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（地すべり）

2-17 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（急傾斜地の崩壊） 参照】

(3) 市防災計画への土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称等の記載

土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市防災計画に定める。施設名称等は資料編「土砂災害警戒区域内及び洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設」を参照。

第5 山地災害予防対策

1 山地災害危険地の定義

山地災害危険地とは、山地災害危険地区調査要領（平成18年7月3日付け18林野治第520号林野庁官通知）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区をいう。

2 対策

(1) 山地災害危険地区の周知

市防災計画に山地災害危険地区を掲載し、地域住民への周知を図る。

(2) 防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び市と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

(3) 山地災害対策治山事業の実施

台風、集中豪雨等により山地災害が発生または発生するおそれが高い箇所など山地災害に実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施していくものとする。特に、尾根部から崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

第6 宅地防災予防対策

丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性があり、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行うほか、砂利採取法・森林法その他関係法令の所管部局との連絡調整により必要な指導を行い、災害の未然防止を図る。

【資料編 2-4 崩壊土砂流出危険地区（国有林）【山地災害危険箇所】】

2-5 山腹崩壊危険地区（民有林）【山地災害危険箇所】

2-6 崩壊土砂流出危険地区（民有林）【山地災害危険箇所】

2-7 地すべり危険地区（民有林）【山地災害危険箇所】

2-8 地すべり防止区域指定一覧（林野庁所管）【山地災害危険箇所】 参照】

第3節 火災予防計画

所管部署：防災安全課、消防本部

市・県及び消防本部は、火災の防止に関し、基本的重要事項として、出火防止・初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

第1 消防力の強化

1 消防施設の強化

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設の拡充強化を図る。

- (1) 市街地においては、人口・気象条件等様々な状況を勘案して、消防署及び分署を設置し、消防ポンプ車を配置する。
- (2) 地域の実情に応じて、化学消防自動車・救急自動車等を配備する。
- (3) 初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力の向上を図るとともに、高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線設備及び無線通信情報システムの個人装備等についても整備を進める。
- (4) 高度で複雑な災害や大規模災害に対応するため共同指令センターを整備し、消防サービスの高度化、消防力の強化、財政的な合理化及び効率化を図る。

2 消防水利の強化

- (1) 市は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努める。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、消火栓及び耐震性貯水槽の整備に努め、ビルの保有水・プール・河川等の自然水利の活用についても推進する。
- (2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防施設等の保全

火災時の消防活動、火災その他の災害時の行動を迅速に行うため、市は、現有消防ポンプ車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制を確立する。

4 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施に当たり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、消防水利や消防ポンプ車等の車両を整備する。

5 消防団の体制整備

消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

また、防災資機材格納庫・消防ポンプ車・小型動力ポンプ付積載車・可搬式動力ポンプ等の施設・装備及び活動資機材の充実・強化を図るとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制の整備に努める。

なお、消防団員の確保については、基本団員（すべての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した団員の確保を推進する。

6 消防職団員の教育訓練

市及び消防本部は、消防職員及び消防団員の知識や技能向上を目的に、県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、各種の訓練・計画を策定し実施する。

7 消防計画の策定

消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防本部の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、あらかじめ消防計画を定める。

8 市町村相互の応援体制の強化

消防本部は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。また、共同指令センターの整備により災害情報や推移等を一元管理し、災害の拡大や複雑化した場合においても、柔軟に対応し迅速な応援体制の確保を図る。

第2 火災予防対策

1 火災予防査察の強化

消防本部は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

消防本部は、消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成・消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施・消防設備等の点検・火気の使用等の監督・収容人員の管理・その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 住民に対する啓発

市及び消防本部は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器（住警器）の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を推進する。

4 車両火災予防の推進

消防本部は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

5 火災予防運動の推進

消防本部は、以下のことについて、火災予防運動を推進する。

(1) 消防本部（署）で実施し推進する事項

ア 住宅防火対策の推進

(ア) 住宅用火災警報器の設置推進

(イ) 住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

(ウ) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

(エ) 防炎品の普及促進

(オ) 消防団・婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

(カ) 高齢者等の要配慮者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

イ 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

(ア) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上

(イ) パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

(ウ) 放火火災・連續放火火災による被害の軽減対策の実施

ウ 広報宣伝

(ア) 一日消防長（署長、分署長）

(イ) ホームページ、広報紙「消防やめ」・「防災やめ」の発行、FM八女の番組や定時放送等による広報宣伝

(ウ) 防火看板の掲示

(エ) 事業所等に対する協力依頼文及びポスターの配布

(オ) 車両による巡回広報宣伝

(カ) サイレン吹鳴

エ 防火査察

オ 防火教室、避難訓練

カ 火災防御訓練

キ 山林パトロール

(2) 事業所で実施し推進する事項

ア 事業所における防火懸垂幕の掲示

イ 防火管理体制の充実

ウ 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の推進

エ 初期消火、通報及び避難訓練の実施

オ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底

(3) 町内、家庭で実施し推進する事項

ア 大規模な地震が発生した場合における同時多発火災や、広範囲の延焼拡大等に対する防火安全体制の整備

イ 放火防止のための自主防災体制の充実

ウ 寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体不自由者等の避難協力体制の確立

エ 火気使用設備・器具及び電気製品等の点検・整備等の推進

オ 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及の促進

カ カーテン、じゅうたん等の防炎物品及び寝具類等防炎物品の使用の普及推進

キ 子供の火遊び防止とマッチ、ライター等の安全管理

ク 2階以上の居室における階段以外の避難経路の確保

ケ 乾燥時又は強風時におけるたき火、山林原野の火入れの中止

コ 防火教室の実施並びに参加

(4) 自主防災組織で実施し推進する事項

ア 幼年、少年消防クラブ、婦人防火クラブ員の防火教室及び防火宣伝活動

第4節 都市防災化計画

所管部署：建設課、定住対策課

社会環境の変化に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化・複雑化する傾向にある。そのため、これまでに経験したことのない災害についても、事前に検討しておくことが必要となる。

本計画では、このような状況下でも災害を防除し、又は被害を最小限にとどめるための、防災化対策について定める。

第1 防災空間の確保

災害危険区域内にある既存の建築物等については、居住する者等に対して危険区域であることを周知する。また、新たな建築物については、災害危険区域であることに理解を求め、防災空間が確保できるよう努める。

第2 公園、オープンスペース等の整備

1 防災公園の整備

本市は、食料等の備蓄倉庫・貯水槽・ヘリポート・放送施設等の災害応急対策施設及び避難場所となる公園について、関係機関と連携を図りながら、その整備について検討する。

2 オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第3 公的住宅の不燃化促進等

公営住宅等については、不燃化を促進し、その他の住宅団地についても防災面での指導を強化するとともに、防災拠点として利用できる団地等について把握する。また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

第4 民間住宅の不燃化促進

公営住宅等については非木造化・不燃化が進む一方で、民間住宅は依然として木造家屋を中心であり、地震火災が同時多発すれば、避難を困難にすることが考えられる。このため、市街地で木造家屋が密集した地域については、建物の不燃構造に対する啓発や不燃化住宅の安全性について周知する。

第5 開発の防災対策

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により地域環境の保全・道路・排水・公園緑地・消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第5節 建築物及び文化財災害予防計画

所管部署：建設課、学校教育課、文化振興課、消防署

市及び県は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化とともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に公立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新・補強を進める。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

第1 建築物等の災害予防対策

1 建築物等に対する指導

老朽建築物について、構造・敷地・危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

2 公共建築物の堅牢化

避難収容施設等防災上重要な公共建築物等について、市・県等は、震災対策における公共施設の耐震化を考慮し、所管施設のうち、当該施設の重要度を考慮して順次整備補強に努める。

3 特殊建築物等の定期報告、指導

(1) 市は、学校・病院・興業場・公衆浴場・マーケット等特殊建築物及びその設備について、所有者等からその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて県と協力して適切な指導を行う。

(2) 県は、特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。

(3) 県は、一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、その現状を調（検）査資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行う。

4 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護・土留め工事・建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保に努める。

第2 文化財災害予防対策

市は県と協力して、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

1 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

2 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

3 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理のあり方についての指導を行う。

(1) 防火管理体制の整備

(2) 環境の整備

(3) 火気の使用制限

(4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

(5) 自主防災組織の確立とその訓練

(6) 火災発生時に取るべき初期消火等の訓練の実施

4 防火施設等、次の事項の整備の推進とそれに対する助成措置を行う。

(1) 消火施設

(2) 警報設備

(3) その他の設備

5 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

6 各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

第6節 ガス施設災害予防計画

所管部署：消防署

ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、ガス事業者は、これらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

また、風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

1 防災体制

本社及び各製造所（供給所含む。）、導管を管理する事業所において、「保安規程」に基づき定められた「防災に関する計画」、「防災活動要領」、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」などにより、非常体制の具体的措置を定める。

2 広報活動

需要家に対して、災害発生時におけるガス使用についての注意事項、ガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、新聞、テレビ等の広告、検針票・領収証、学校教育の場等を利用してPRを行う。

また、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関に対して、災害等の情報を速やかに連絡できるルートを確認しておくとともに、放送例文等を預託するなど、ガスの保安確保に関する住民PRへの協力を依頼する。

なお、土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、埋設深度、ガス事故防止に当たっての注意事項の周知徹底を図るものとする。

第7節 上下水道施設予防計画

所管部署：上下水道局

市は、上下水道施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ、可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な施策を実施する。

第1 上水道施設災害予防対策

1 基本方針

生活を維持する上での基幹的都市施設である水道施設・設備については、施設の耐震性の強化により被災時の被害軽減化に努めるとともに、市民生活の迅速な応急復旧が図れるよう、非常用施設・設備を充実する。

2 主な取り組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

3 計画の内容

災害発生時における緊急の応急体制、連絡体制、復旧体制について、平時より検討を行う。

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (3) 既設施設の耐震化の推進を図る。
- (4) 復旧資機材の備蓄を行う。
- (5) 配水管等の管路図の整備を行う。
- (6) 施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。
- (7) 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。
- (8) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時ににおける作動確保を図る。

第2 下水道施設災害予防対策

近年の環境意識の変化に伴い、生活雑排水等の処理が大きな問題となっていることから、合併処理浄化槽や集落排水処理施設のほか、矢部川流域下水道の整備が進められている。

しかしながら、これらの処理対象水は、いずれも家庭や事業所等から排出される汚水のみであり、雨水排水等までを対象としたものではない。

したがって、大雨等により災害を引き起こす危険性のある雨水排水等については、これまでどおり河川や水路等の整備により対応することとなる。

第8節 交通施設災害予防計画

所管部署：建設課、第一整備室、第二整備室

道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

第1 道路施設

1 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク計画

(1) 緊急交通路

あらかじめ大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減に努める。また、災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を総合に連携する道路を選定し、安全性の強化に努める。

大規模災害発生後の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路などの基幹的道路ネットワークの整備を推進、代替機能を確保する。

2 市、国、県、警察

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本市では、一般国道、主要地方道、一般県道等が非常に重要な役割を果たしており、被災により不通となつたときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため、広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、交通量に合った歩道及び車道幅員の確保、バイパス道路の整備、道路排水施設の整備等、道路の環境整備を促進するよう国、県に要請する。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため、生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等に併せて整備することが重要となる。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持・管理に努める。

特に、風水害等発災時における道路機能の確保のため、所管道路について、各種の調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を推進する。

ア 道路法面、盛土欠落危険地調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土欠落危険地調査」の実施を検討する。

イ 道路の防災補修工事

アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。

ウ 道路排水施設等の整備

これまでの市道整備において、道路排水の整備が特に遅れていることから、道路冠水等により被害が発生すると予想される地域から計画的に整備することが必要である。

(3) 道路啓開用資機材の確保

事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカ一車・クレーン車・工作車等の道路啓開用資機材を保有する建設業者・団体との間で協定等を締

結し、事前に道路啓開用資機材の確保に努める。

(4) 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として、確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

第2章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

所管部署：防災安全課

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加するなど平常時から災害に対する備えを進める。

市及び県は、市民に対する防災意識の高揚を図る。

1 防災に関する知識の習得

- (1) 台風・大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時に取るべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難情報等発令時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）
- (5) 災害教訓の伝承

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認・連絡方法（スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言版の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の準備、点検

- (1) 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の食料・飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や植木鉢の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等）

5 応急手当方法の習得

6 市、県又は地域（行政区、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講習会等への積極的参加

7 地域（行政区、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

8 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備

9 地区防災計画策定に関する提案手続等の周知

市は、住民に対し、市の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）からの提案により、市防災計画に地区居住者等が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を定めることができることについて周知を図る。

住民への周知は、次の方法により行う。

- (1) ホームページによる情報提供
- (2) 「広報やめ」や「消防やめ」による情報提供
- (3) FM八女による放送
- (4) 住民説明会 等

第2節 自主防災体制の整備計画

所管部署：防災安全課

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要であるので、市及び県は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動が取れるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことが重要となる。このような状況を想定し、個人・家庭、地域や自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- 2 市、県は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

第2 自主防災体制の整備

1 組織

自主防災に係る主な組織は、次のとおりである。

(1) 自主防災組織

行政区等で地域住民が自主的に組織し、設置する。

| 地区名 | 行政区 | 設立済み 組織数 | 設置済み 行政区数 | 未設置 行政区数 |
|--------|-----|-------------|--------------|-------------|
| 旧八女市 | 86 | 84 | 84 | 2 |
| 八女市黒木町 | 50 | 50 | 50 | 0 |
| 八女市上陽町 | 10 | 31 | 10 | 0 |
| 八女市立花町 | 25 | 25 | 25 | 0 |
| 八女市星野村 | 8 | 17 | 8 | 0 |
| 八女市矢部村 | 6 | 7 | 6 | 0 |
| 計 | 185 | 214 | 183 | 2 |

【資料編 1-8 自主防災組織 参照】

(2) 施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置する。

(3) 公共的団体等の防災組織

婦人会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置する。

2 活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

ア 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために、必要な対策及び自主防災組織の役割を、あらかじめ防災計画書などに定め

るよう努める。

- (ア) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- (イ) 地域住民の任務分担に関すること。
- (ウ) 自主的に行う防災訓練の時期・内容等の明示及びその他各種訓練への参加に関すること。
- (エ) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- (オ) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (カ) 指定緊急避難場所、避難道路、避難情報等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (ク) 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (ケ) その他自主的な防災に関すること。

イ 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行うよう努める。

主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携を図る。

また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努める。

- (ア) 情報の収集及び伝達の訓練
- (イ) 出火防止及び初期消火の訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出及び救護の訓練
- (オ) 炊き出し訓練

エ 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検を行う。

オ 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

カ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

ア 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火栓・消火器・水バケツ・小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

イ 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、あらかじめ地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認し、周知徹底する。

エ 避難の実施

市長の避難指示の発令又は警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

(ア) 避難誘導責任者が確認すべき事項

- a 市街地……………火災、落下物、危険物、河川（水路）の増水
- b 山間部、起伏の多いところ…………がけ崩れ、地すべり、土石流、河川（水路）の増水

(イ) 円滑な避難行動が取れる必要最小限度の荷物

(ウ) 高齢者、幼児、障がいのある人、その他自力で避難することが困難な要配慮者に対して、地域住民の協力の下での避難誘導

オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

3 自主防災組織の育成・指導

市は、基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 行政区等に対する積極的な指導助言、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成及び女性の参画促進
- (2) 自主防災組織のリーダー等を育成するための研修会等の開催、地域における自主防災活動の推進
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するための防災資機材の配備
- (4) 災害時における自主防災組織の活動が的確に行える情報の伝達、協力要請、活動指導等についての必要な措置

4 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に关心を持ち、日頃から出火防止・避難・応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、市、消防本部及び県は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ・少年消防クラブ・婦人防火クラブ等の組織づくりと育成強化に努める。

5 九州北部豪雨を教訓に地域の避難所選定

自主防災組織及び行政区では、九州北部豪雨の際、道路の決壊や浸水などの理由から、市の指定避難所へ避難できなかったことの教訓から、身近で安全に一時避難できる「地域の避難所」を選定した。

そこで、毎年、図上訓練や避難訓練などを重ね、地域の避難所及び避難路や避難方法などの確認を行う。

第3節 事業所等防災対策の促進計画

所管部署：商工・企業誘致課

災害時においては、市内事業所等の自主的な初期防災活動が、災害の拡大を防止するために極めて重要である。市及び県は、事業所等が迅速かつ的確な行動を取り、災害後早期の業務対応ができるよう事業継続計画策定を推進する。

第1 目的

事業所等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。

また、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 事業所等の役割

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たす役割を十分に認識し、重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。また、防災体制の整備・防災訓練・事業所の耐震化・予想被害に対する復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

1 災害時事業継続の必要性

災害の多い我が国では、市や県はもちろん、事業所、市民が協力して災害に強い八女市をつくることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み事業所活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、事業所等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近付けられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や流通過程における事業所等のつながりを確保する上でも「災害に強い事業所」が望まれる。

2 事業継続計画の策定

事業所等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン（平成17年8月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

第3 事業所等の防災組織

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、事業所等は、自衛消防組織を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立

- 6 応急救護
- 7 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる。）
- 8 施設耐震化の推進
- 9 システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- 10 施設の地域避難所としての提供
- 11 地元消防団との連携・協力
- 12 要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、地震・津波等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の作成

第4 市、県の措置

1 防災訓練

市及び県は、防災訓練等の機会を捉え、事業所等に対し、訓練への参加を呼びかける。

2 地区防災計画策定に関する提案手続等の周知

市は、事業所等に対し、地区居住者等からの提案により、市防災計画に地区防災計画を定めることができることについて周知を図る。

事業所等への周知は、次の方法により行う。

- (1) ホームページによる情報提供
- (2) 「広報やめ」や「消防やめ」による情報提供
- (3) FM八女による放送
- (4) 住民説明会 等

3 事業継続計画（B C P）の普及啓発

市及び県は、事業所等に対して、事業所等の事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

4 事業所との消防団活動協力体制の充実

市は、「消防団協力事業所表示制度」などを活用し、事業所との消防団活動協力体制の充実を図る。

※ 消防団協力事業所表示制度

消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を実行している場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度

5 事業所の防災に係る取り組みの評価

市及び県は、事業所の防災に係る取り組みについて、優良事業所表彰等により、事業所の防災力向上に努める。

6 金融的支援

第4編「災害復旧・復興計画」第4章「経済復興の支援」第1節「金融措置」第1「融資計画」により、支援を行う。

第4節 防災知識普及啓発

所管部署：防災安全課、消防本部

災害に強いまちづくりを推進するため、市・県及び防災関係機関等は、職員に対し、防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち、単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

第1 市民等に対する防災知識の普及

市、県、自主防災組織及び防災関係機関は、市民に対し、過去に発生した災害被害などを示しながら、その危険性を周知させるとともに、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行事が基本となることを踏まえ、警報等や避難情報等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違いなどにも留意する。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

ア 災害に関する基礎知識や災害発生時、警報等発表時、避難情報等の発令時に具体的に取るべき行動に関する知識

イ 過去に発生した災害被害に関する知識

ウ 備蓄に関する知識

（ア） 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

（イ） 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

エ 住宅等における防災対策に関する知識

（ア） 住宅の補強、防火に関する知識

（イ） 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識

オ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

カ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時に取るべき行動

ク 土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等に関する知識

ケ 緊急地震速報、津波警報等、防災気象情報、避難情報等に関する知識

コ 指定緊急避難場所や指定避難所での行動、避難路、その他避難対策に関する知識

サ 避難生活に関する知識

シ 応急手当方法等に関する知識

ス 早期自主避難の重要性に関する知識

セ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

ソ 災害時の家族内の連絡体制の確保等（連絡方法や避難ルールの決め等）の事前確認

タ 災害情報の正確な入手方法

チ 要配慮者への配慮

ツ 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識

テ 出火の防止及び初期消火の心得

ト 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 ナ 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）

ニ その他の必要な事項

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- イ FMコミュニティラジオの活用
- ウ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- エ 映画、ビデオテープ等の利用
- オ 各種相談窓口の設置
- カ 防災士を通じた啓発
- キ 講演会、講習会の実施
- ク 防災訓練の実施
- ケ インターネット（ホームページ）の活用
- コ 各種ハザードマップ等の利用
- サ 広報車の巡回による普及
- シ 市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

※ 防災士

防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者

2 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人家級、社会学級、青少年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の実状に則した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施し得る条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針の下に、防災教育が実施されるならば大きな効果をあげ得る可能性を有している。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るためにの知識・方法を中心とした啓発を行う。

また、市及び県は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

第2 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて、知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

1 防災に関する知識の習得

(1) 学習指導要領に基づき、各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動を通じた学習指導の充実

第2編 災害予防計画

- (2) 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日頃から身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- (3) ボランティア活動等を通した安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- (2) 教職員研修の充実
- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

第3 職員に対する防災教育

市、県及び防災関係機関は、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

以下に示す方法等を繰り返し実施することにより防災教育を行う。

- (1) 新任研修
市長は、新たに職員として採用した者に対し、新任研修を実施する。研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。
- (2) 職場研修
各職場では、防災訓練等に併せて、以下の項目に重点を置いた研修を実施する。
 - ア 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
 - イ 各職場の初動時の活動要領の確認
- (3) 研修会、講習会、講演会等の実施
- (4) 見学、現地調査等の実施
- (5) 防災活動手引等印刷物の配布

2 教育の内容

- (1) 災害に関する知識
 - ア 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - イ 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
 - ウ 過去の主な被害事例
- (2) 市防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- (3) 職員として果たすべき役割（任務分担）
- (4) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）
- (5) 防災知識と技術
- (6) 防災関係法令の運用
- (7) その他の必要な事項

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、

出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自あるいは地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- (3) 防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 市防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- (5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5 高齢者等利用施設における訓練実施等について

洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に存在する高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設は、避難確保計画の作成や訓練を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

第6 防災知識の普及に際しての留意点等

市及び県は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。

さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど十分配慮するよう努める。

第7 防災意識調査

市は、住民の防災意識を把握するため、アンケート調査や行政モニターからの意見聴取等による防災意識調査を必要に応じて実施する。

第8 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第5節 防災訓練計画

所管部署：防災安全課、消防本部

市、県及び消防本部等は、防災計画や防災業務計画等の習熟、関係機関同士の連携強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関と住民及びその他関係団体等と連携した各種災害に関する訓練を実施する。

第1 総合防災訓練

1 市及び県は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間事業所、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者等に十分配慮する。

2 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等の広域応援協定に基づく広域合同訓練についても考慮する。

第2 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。なお、訓練は、以下の要領で実施する。

- (1) 市及び県、関係機関の各課等は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。
- (2) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行するまでのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上演習、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等、種々の方法を用いる。
- (3) 市及び県は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、図上訓練を実施する。また、市は、地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。なお、県は、市が実施する図上訓練への実施指導、技術的支援を行うとともに、住民向け図上訓練のモデル事業を実施する。さらに、モデル事業の結果等を踏まえ、図上訓練の実施手引書を作成し、その普及に努める。

2 組織動員訓練

市及び県は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

3 非常通信訓練

市及び県、関係機関は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難となった場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るために、非常通信に関する訓練を実施する。

4 水防訓練・演習

水防管理団体及び県、九州地方整備局（筑後川河川事務所）は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防警報及び洪水予報等の情報伝達、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施する。

5 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

八女市消防団は、本部の他、以下の6支団で組織する。

| 本部・支団名 | 分 団 数 | 団員数(定数) |
|--------|-------|---------|
| 本 部 | | 1(兼 6) |
| 八女支団 | 8 | 505 |
| 上陽支団 | 2 | 166 |
| 黒木支団 | 6 | 456 |
| 立花支団 | 4 | 220 |
| 矢部支団 | 2 | 140 |
| 星野支団 | 2 | 180 |
| 計 | 24 | 1,668 |

6 医療救護訓練

消防機関及び医療機関は、災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、実践に即した訓練等を実施する。

具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を実施する。

各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。

災害医療統率者等を対象とした研修、講習会については、基幹災害拠点病院において実施する。

7 その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等、災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

市及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- 1 出火防止訓練
- 2 初期消火訓練
- 3 避難訓練
- 4 応急救護訓練
- 5 災害図上訓練
- 6 情報の収集及び伝達の訓練
- 7 炊き出し訓練
- 8 その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点等

市及び県は、防災週間などを通じ、積極的に防災訓練を実施する。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらに、訓練の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなどにも十分配慮するよう努める。

また、避難訓練を行う場合には、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理、すなわち、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するよう努め、避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り扱って避難を開始する必要性があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し、住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を市防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援・受援体制等整備計画

所管部署：防災安全課

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮する。

市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。市及び県は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

市及び県は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

第1 市町村間の相互協力体制の整備

市は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

第2 市、県と自衛隊との連携体制の整備

市、県と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 防災関係機関の広域応援体制の整備

1 共通

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携の強化を図る。

また、市及び県は、食料・水・生活必需品・医薬品・血液製剤及び所要の資機材の調達、並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

2 消防機関

消防本部は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

3 警察

警察は、広域的な派遣態勢を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

第4 受援計画

第2編 災害予防計画

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

第5 広域応援拠点等の整備

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所や施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

第2節 防災施設・資機材等整備計画

所管部署：防災安全課、建設課、第一整備室、第二整備室

市、県、防災関係機関は、応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

第1 災害対策本部体制の整備

市、県、防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

1 初動体制の整備

市、県、防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 登庁までの協議体制の整備

市及び県は、勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進するものとする。

3 災害対策本部室等の整備

市、県及び関係機関は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行うものとする。

(1) 災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

(2) 自家発電機

エンジン発電式のみならず、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムの活用についても検討を行うよう努める。

(3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用地図

(6) 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

4 関係機関等の参画

市及び県は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

5 人材の確保

市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第2 防災中枢機能等の確保・充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保並びに総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討、ハード施設の耐震化など所要の対策を推進にも配慮する。

※ クラウドサービス

自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用することにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にでも、庁舎から離れているデータセンターに情報があることから、早期に行政機能の回復も図れる。

第3 防災拠点施設の確保・充実

市、県及び消防本部は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設について、新築・建て替えも含め整備に努める。その際、緊急消防援助隊や福岡県消防相互応援協定に基づく消防隊等の受入施設を充実強化するとともに、消防施設や設備も考慮し、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。

また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

第4 災害用臨時ヘリポートの整備

1 計画方針

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

2 臨時ヘリポートの選定基準等

市は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定する。

【資料編 3-15 ヘリコプター離発着場一覧】

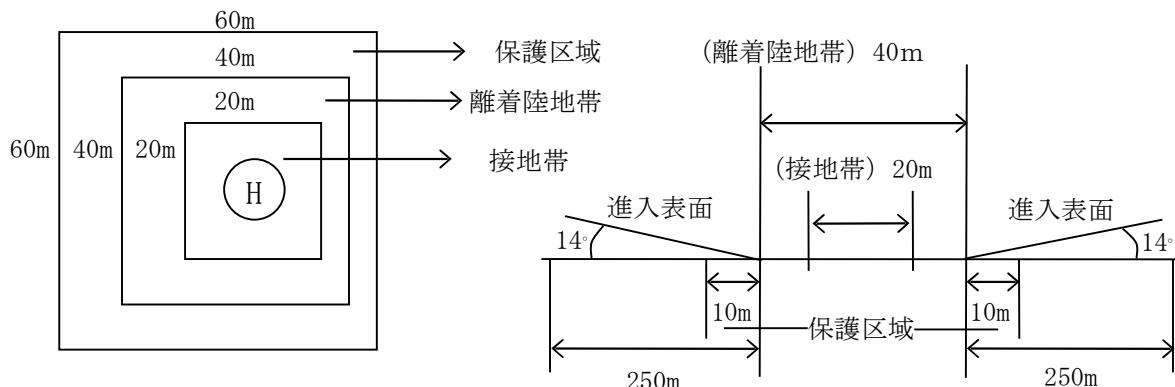
3-16 派遣部隊の活動拠点

参照】

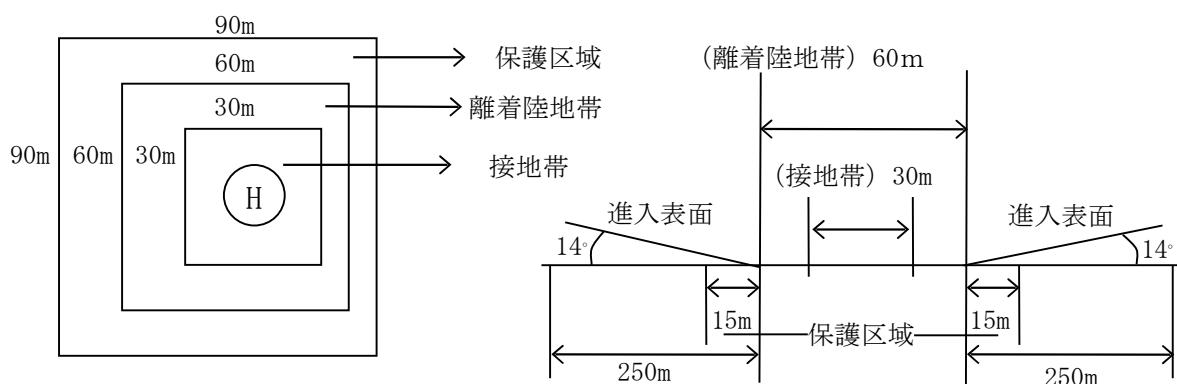
(1) 臨時ヘリポートの基準

臨時ヘリポート設定時の目安要件を示す。

ア 中型 (AS 365、ベル 412 等以下) のヘリコプターの場合



イ 大型 (CH-47、A332 等以上) のヘリコプターの場合



注1 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形（くけい）部分をいう。接地帯を除き、約30m程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。

注2 接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。

注3 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

(2) 臨時ヘリポートの標示

- ア 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示
- イ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示

(3) 危険防止上の留意事項

- ア ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入規制
- イ 離着陸地帯及びその周辺には、飛散物等の放置禁止
- ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置
- エ 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁

3 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

4 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

第5 装備資機材等の整備充実

1 計画方針

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実させる。

また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

2 整備項目

- (1) 特殊車両の増強
 - ア 交通規制標識車
 - イ オフロード二輪車
 - ウ トイレトレーラー
 - エ キッキンカー
 - オ 給水車・大型浄水器
 - カ その他災害活動に必要な車両
- (2) その他災害用装備資機材
 - 可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星携帯電話

3 備蓄（保有）資機材等の点検

- (1) 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

イ 物資、機材類

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

- (2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理の措置を講ずる。

4 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るために、調達先の確認等の措

置を講ずる。

第6 備蓄物資の整備

関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、市、国、県、その他関係機関、市民、事業所等の間の役割分担を考慮するとともに、他市町村等との応援協力関係をも勘案して、具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

第7 被害情報等の収集体制の整備

市及び県は、情報の収集等の迅速正確を期すため、収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

第8 惨事ストレス対策

救助・救急、医療又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第9 復興の円滑化のための各種データの整備保全

市及び県、国は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておくものとする。

第3節 救助法等運用体制整備計画

所管部署：防災安全課

大規模災害の場合は、通常、救助法が適用されるが、市、県の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備する。

第1 救助法等の習熟

1 救助法等の運用の習熟

(1) 救助法運用要領の習熟

市及び県は、救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 救助法実務研修会等

市は、県が実施する救助法実務研修会に参加し、技能の習得に努める。

市の担当者は、自己研さん等により、その内容に十分習熟するよう努める。

(3) 必要資料の整備

市は、県の協力の下に、「災害救助の運用と実務」(第一法規出版)、県細則等、救助法運用に際して必要となる資料を整備する。

2 運用マニュアルの整備

市は、救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について県の指導を受け、救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第4節 気象等観測体制整備計画

所管部署：防災安全課

市は、県及び関係機関が発表する県下の気象等観測情報の収集体制を整備する。

第5節 情報通信施設等整備計画

所管部署：防災安全課

市・県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設における資機材の整備及び運用体制の強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術を基に、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び市・県の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、緊急告知防災ラジオ、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）、テレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。市、県及び放送事業者等は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

市、県及び国は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第1 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。

※ 輻輳（ふくそう）－交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること。

| 種類 | 使用不能となる場合・特徴 |
|-------------------------|--|
| 防災行政無線（地上系） | <ul style="list-style-type: none"> 停電時には非常用電源で機能 使用不能（輻輳状態）になりにくい。 |
| 防災行政無線（移動系） | <ul style="list-style-type: none"> 使用不能（輻輳状態）になりにくい。 |
| 防災行政無線（衛星系） | <ul style="list-style-type: none"> 停電時には非常用電源で機能 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。 |
| 緊急告知防災ラジオ | <ul style="list-style-type: none"> 放送局及び送信所は、停電時には非常用電源で機能 受信機は、乾電池で使用できる。 使用不能（輻輳状態）になりにくい。 |
| MCA無線 (ふくおかコミュニティ無線) | <ul style="list-style-type: none"> 停電時には非常用電源で機能 使用不能（輻輳状態）になりにくい。 携帯電話網を利用しているため、利用できない地域がある。 |
| N T T加入電話（一般） | <ul style="list-style-type: none"> 輻輳時には通信制限がかかる。 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 停電時は交換機が停止しなければ使用可。 |
| I P電話 | <ul style="list-style-type: none"> 輻輳時には通信制限がかかる。 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 停電時は使用不可 |
| 携帯電話（一般） | <ul style="list-style-type: none"> 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 (メール通信は比較的有効) 中継局の設備破損や停電時は不通 (数時間は予備バッテリーで機能) |
| 衛星携帯電話 | <ul style="list-style-type: none"> 一般的に輻輳しにくい。 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。 |

第2 無線通信施設等の整備

1 市の無線通信施設

(1) 市防災無線等

市は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、FM八女との連携により、緊急告知防災ラジオの活用を図る。

既存の防災行政無線（移動系）については、支所管轄内での双方向による情報交換等に活用するため、継続して維持管理を行う。

(2) 消防・救急無線

消防・救急無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防・救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。

イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備・充実を図る。

ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

2 県の無線通信設備等

(1) 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（防災危機管理局）

福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

(2) 災害医療情報システム（医療指導課）

災害時における迅速かつ正確な災害医療情報の収集を図るとともに、これを迅速かつ的確な医療救護活動に結びつけるため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムの拡充強化が必要である。また、災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

第3 衛星携帯電話・携帯電話等の活用

1 通信事業者による通信機器の貸出し等

県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等）を速やかに借り受けることとする。このため、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を行う。

2 災害対策用移動通信機器等の借受

九州総合通信局は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む。）「災害対策用移動通信機器」を所有しており、申出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、MCA（移動無線）等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。

市及び県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を九州総合通信局・電気通信事業者等に対して行い、貸与を受ける。

第4 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

1 基本方針

防災関係機関は、災害時優先扱いの電話の有効的な活動体制の整備を行う。

2 整備項目

- (1) 防災関係機関は、内部機構における災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、位置付けを的確に行う。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。

第5 防災相互通信用無線の整備

1 基本方針

防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強を行う。

2 整備項目

- (1) 県は、災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の運用体制の確保を図る。
- (2) 防災関係機関は、無線局の整備、増強を行うとともに迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備、充実を行う。

第6 各種防災情報システムの整備

1 基本方針

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

2 整備項目

- (1) 県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、的確な指示が出せるよう防災情報システムの運用体制を整備する。
- (2) 市及び県は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を行う。（当該データの加除修正を含む。）
- (3) 防災関係機関は、防災情報システム運用体制を確立するため、資機材の整備、増強を図る。
この計画では、災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する注意報、警報及び気象情報の受領及び伝達を確実に行うために、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡系統を確立することを定める。

第6節 広報・広聴整備計画

所管部署：防災安全課、秘書広報室

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して、迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 広報計画

関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力の下、円滑な広報に当たる。

(2) 運用体制の整備

市及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- ア 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- イ 地区住民（要配慮者）の把握
- ウ 広報・広聴担当者の熟練
- エ 広報文案の作成
- オ 広報優先順位の検討
- カ 伝達ルートの多ルート化

(3) 市は、被災者への情報伝達手段として、特に緊急告知防災ラジオや八女市災害情報共有システムでの情報発信のほか、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。

(4) 市及び県は、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等について、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

(5) 市及び県は、避難情報等を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

(6) 市及び県は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。

(7) 市、県、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

(8) 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

(9) 市、県及び国は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

(10) 市、県、国及び公共機関は、要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

(11) 県が、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市は一連の手続き等について、「福岡県災害時における人的被害の公表要領」に基づき整理しておくよう努める。

第2 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行う場合は、他の関係機関と連携を図りながら実施することが必要となる。

第3 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要がある。

第4 要配慮者等への情報提供体制の整備

災害時は、要配慮者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際、よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者や外国人を考慮した広報体制の整備が必要である。また、要配慮者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど広聴体制の整備も必要である。

第7節 二次災害の防止体制整備計画

所管部署：防災安全課、建設課、第一整備室、第二整備室、消防本部

市及び県は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害のおそれのある場所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など活用のための施策を推進する。
また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

市及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員OBなど）の登録等を推進し、事前研修の充実を図る。

第2 危険物施設等災害予防計画

消防本部は、以下の対策を実施する。

- 1 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害を予防するため、関係者に対し、災害時の安全確保について必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- 2 危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第8節 避難体制等整備計画

所管部署：防災安全課、福祉課、健康推進課、介護長寿課、東部健康づくり室、商工・企業誘致課、

学校教育課

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全かつ的確に避難行動・活動を行い得るよう必要な体制を整備しておく。また、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟する。

この場合、特に以下の点に留意する。

1 避難誘導計画の作成と訓練

市は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮する。

- (1) 避難情報等を発令する基準を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- (2) 避難情報等に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2 避難情報等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、避難情報等の発令について、「避難情報等に関するガイドライン」を指針としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努める。

気象警報、避難情報等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておくものとする。

また、市は、住民等に対し、避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3 避難誘導体制の整備

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内すべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するととも

に、必要に応じ見直すよう努める。

なお、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。

市は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

(1) 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」(平成25年8月)等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努める。

(2) 地域住民等の連携

市は、地域住民・自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図る。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

なお、要配慮者の情報の把握等については、本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」

第11節「要配慮者安全確保体制整備計画」第4「在宅者対策」による。

(3) 高齢者等避難の伝達体制整備

高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）の伝達体制整備に努める。

5 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び被災者の生活環境の整備

市は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知する。

また、市は、被災者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずる。

1 避難路の選定

- (1) 選定に当たっては、危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること。
- (2) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

2 避難路の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努めること。
- (2) 避難路上の障害物件を除去すること。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者等の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの）に適合する施設又は場所)をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に被災者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。

(2) 指定避難所の指定

市は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市を除く）の同意を得て、指定避難所として指定し、公示する。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における避難所運営に関しては、県及び市の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保の方策を検討する。

(3) 福祉避難所の指定

市は、一般的の指定避難所では生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、高台等に安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(5) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

4 指定緊急避難場所・指定避難所

(1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星携帯電話等の通信機器等の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3) 指定避難所の設備等の整備

ア 市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

イ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

ウ 指定避難所の円滑な運営を図るため、指定避難所の生活環境の改善に資するパーティションやダンボールベッドなどの必要な物資の供給体制を構築する。また、災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に關し事前に所要の協定を締結するものとする。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

ア 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

イ 市は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

オ 県及び市は、「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。

カ 県及び市は、女性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダーの育成に努める。

キ 市は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。

5 指定避難所、避難路等の住民への周知

市は、避難路・指定避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (1) 防災マップの作成、配布による周知
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際の公示
- (3) 市の広報紙・インターネットによる周知
- (4) 案内板等の設置による周知
 - ア 誘導標識
 - イ 指定緊急避難場所・指定避難所案内図
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所表示板
- (5) 防災訓練による周知
- (6) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- (7) 避難計画に基づく避難地図（防災ハザードマップ等）の作成、配付による周知
- (8) 自主防災組織等を通じた周知

6 多様な避難状況の把握

- (1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握
 - ア 市は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把握する。
 - イ 市は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。
- (2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、N P O等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

第3 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位

イ 避難場所、経路及びその指示伝達方法

ウ 避難者の確認方法

(4) 生徒等の保護者への連絡及び引渡し方法（定まっていない場合は、市は、定めるように促す。）

(5) 防災情報の入手方法

(6) 県、市への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら市内施設間の協力体制を整備するとともに、市域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他市との連携に努める。

(1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定

(2) 避難場所の選定、収容施設の確保

(3) 避難誘導の要領

ア 避難者の優先順位

イ 避難所（他の社会福祉施設含む。）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法

ウ 避難者の確認方法

(4) 家族等への連絡方法（定まっていない場合は、市は、定めるように促す。）

(5) 防災情報の入手方法

(6) 県、市への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

3 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、次の事項等に留意し、実態に即した適切な避難対策を図る。

(1) 被災時における病院施設内の保健衛生の確保

(2) 入院患者の移送先施設の確保

(3) 転送を要する患者の臨時収容場所

(4) 搬送のための連絡方法と手段

(5) 病状の程度に応じた移送方法

(6) 搬送用車両の確保

(7) 通院患者に対する病院周辺の安全な指定緊急避難場所及び指定避難所についての周知方法

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、関係団体等と協議しながら市内施設間の協力体制の整備に努めるとともに、市域を越える移転が必要な場合も想定し、他市との連携に努める。

4 大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、ホテル、旅館、各種レジャー施設等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や災害時の人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

第9節 交通・輸送体制整備計画

所管部署：防災安全課、建設課、第一整備室、第二整備室

第1 道路交通体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

市は、災害時の混乱した現場で迅速に緊急通行車両の確認手続を実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両を県公安委員会に対し、事前に届け出る。

2 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

(1) 災害時において基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難情報等の発令に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童・生徒等の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

3 事前届出の申請

- (1) 申請者——基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む。）
- (2) 申請先——申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課

4 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通に次の書類を添付の上申請する。

- (1) 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類1通
- (2) 自動車検査証の写し等

5 事前届出済証の保管及び車両変更申請

関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに、事前届出済証の交付を受けた車両に廃車・配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還・変更の申請を行う。

6 協定締結事業者への周知

市及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第2 緊急輸送体制の整備

1 輸送車両等の確保

市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努める。

2 円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

3 輸送施設・輸送拠点の整備

市及び県は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び広域物資輸送拠点（都道府県）・地域内輸送拠点について指定・点検する。

備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

本市における緊急輸送道路は、以下のとおりである。

○ 第1次緊急輸送道路

- ・国道3号
- ・国道442号（大島交差点より西）

○ 第2次緊急輸送道路

- ・国道442号（大島交差点より東）
- ・県道96号（八女瀬高線）
- ・県道52号（八女香春線）
- ・県道57号（浮羽石川内線）
- ・県道70号（田主丸黒木線）
- ・県道84号（三瀬上陽線）
- ・県道715号（湯辺田瀬高線）
- ・県道805号（白木上辺春線）
- ・県道4号（玉名八女線）

4 緊急輸送道路の啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者・団体との間で協定等を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

さらに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第10節 医療救護体制整備計画

所管部署：健康推進課

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ、即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

第1 医療救護活動要領への習熟

市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第8節「医療救護計画」及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

市・県及び医療機関は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、災害時に医療機関が以下の情報を的確に把握し、速やかに医療救護活動を実施するため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化する。

- ・医療機関の被害状況・医療従事者の支援・要請状況
- ・医療機関の診療の可否
- ・受入可能患者数
- ・患者転送要請数

また、災害時において積極的な活用が図れるよう、災害拠点病院及び救急病院・診療所等は、平常時から次の事項等の情報共有を確実に行う。

ア 市、災害拠点病院等医療機関、福岡県医師会・地区医師会、南筑後保健福祉環境事務所、県、消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）

イ 隣接県との情報の共有化、全国ネットワーク化

ウ 災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、南筑後保健福祉環境事務所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医療圏単位を基本とするネットワーク化

エ 収集した医療情報について、必要に応じ、報道機関等を活用して、市民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供

2 医療救護班の整備

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ医療救護班を編成する。

県は、市の医療救護活動を応援・補完する立場から医療関係機関・団体と協議調整の上、医療救護活動に関する協定等により、あらかじめ医療救護班を編成する。

(1) 編成対象機関

八女筑後医師会、国立病院機構九州医療センター、日本赤十字社福岡県支部

(2) 編成基準

医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、

各班の人数については災害の規模により適宜定める。

3 災害拠点病院等の整備

医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うため、高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院として整備する。また、災害時に増加する医療ニーズに対応するため、県内の救急病院・診療所からも積極的な支援が得られるよう体制を整備する。

(1) 災害拠点病院

県は、災害時における医療提供の中心的な役割を担う医療機関を地域の災害拠点病院と指定する。

また、災害拠点病院のうち災害医療に関して県の中心的な役割を果たす医療機関を基幹災害拠点病院として指定する。

基幹災害拠点病院は、災害拠点病院の機能に加え、災害医療従事者等要員への訓練・研修を行う。

ア 機能

- (ア) 被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- (イ) 重篤者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応
- (ウ) 自己完結型の医療救護チームの派遣

※ 自己完結型

医薬品や医療資機材のみならず、食料、飲料水、衣類、寝具等も持参し、医療救護活動を展開すること。

- (エ) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

イ 指定基準

災害時の救急医療活動に積極的に協力する意志のある医療機関であって、「救命救急センター又は第二次救急医療機関であること」など別に定める要件を満たす医療機関を指定する。

ウ 施設整備

災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。

- (ア) 情報収集、後方医療活動等に必要な通信設備
- (イ) 医療救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の装備
- (ウ) 患者受入れ等のためのヘリコプター離着陸場や簡易ベッド等の装備
- (エ) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄

(2) 救急病院等

現行の救急医療体制を担う救急病院等において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から防災対策マニュアルの作成やこれに基づく自主訓練等の実施等を通じ、災害時の体制整備を図るものとする。

(3) ヘリコプター離着陸場

市及び県は、災害拠点病院や救急病院・診療所の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、災害拠点病院にヘリコプター離着陸場の整備促進を図る。

4 医療救護用資機材・医薬品等の整備

- (1) 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両の、県及び市は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 市・県及び日本赤十字社福岡県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 医療機関の災害対策

厚生労働省作成のモデルマニュアル（病院防災マニュアル）及び県作成の「災害時医療救護マニュアル」等を参考とし、各病院において災害対応マニュアルを作成する。

また、これに基づく自主訓練を行うなど、各病院レベルでの災害対策を講ずる。

6 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、市は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

7 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定的供給について関係業者と協議する。上水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧については、必要な措置を講ずる。

第3 傷病者等搬送体制の整備

1 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関及び消防本部は、広域災害・救急医療情報システムを活用する。また、後方医療機関と消防本部等の間における十分な情報連絡機能の確保を行う。

※ 後方医療機関

被災を免れた災害拠点病院、救急病院等及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

2 搬送経路

消防本部は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

3 ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

県は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関が保有するヘリコプターの要請を行う。そのため、あらかじめ、ヘリコプター離着陸場等を考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を整備する。

4 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第4 広域的医療救護活動の調整

1 他県、国等への応援要請

県は、多くの負傷者が発生し、医療救護活動が円滑に実施できない場合、他県や国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣及び傷病者の受入れを要請する。そのため、要請手続を定めるとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段の確保等について支援体

制の構築を図る。

2 DMA T及びD P A T運用体制の整備

県は、災害急性期（災害発生から48時間以内）に災害現場へ迅速に出動し、活動できる災害派遣医療チーム（DMA T）及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）の運用体制を整備する。

第5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施

1 市民に対する普及啓発

市は、市民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

※ トリアージ

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために傷病者を緊急度と重傷度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決める。

2 災害医療に関する研修・訓練

- (1) 災害時の医療従事者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の医療面に焦点を当てた訓練を実施する。
- (2) 災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の情報伝達訓練を実施する。
- (3) 防災訓練において大規模災害を想定した実践訓練を実施する。
- (4) 基幹災害拠点病院による災害医療従事者等を対象とした研修、講習会を実施する。

第11節 要配慮者安全確保体制整備計画

| |
|--|
| 所管部署：福祉課、健康推進課、介護長寿課、東部健康づくり室、防災安全課、観光振興課、商工・企業 誘致課、社会福祉協議会 |
|--|

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。

また、障がいのある人が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障がいのある人など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや避難生活において特別な配慮が必要としたことなどについては、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、高齢者や障がいのある人のほか、難病患者・乳幼児・妊娠婦・外国人などを含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る必要がある。

第1 要配慮者対策計画

近年の急速な高齢化、市民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には高齢者、傷病者、障がいのある人、妊娠婦、乳幼児、外国人等、災害対応能力の弱い要配慮者の犠牲が多くなる。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に考慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため、男女のニーズの違い等にも十分配慮しつつ各種対策を実施し、災害時の要配慮者の安全確保を図ることを定める。

第2 社会福祉施設等対策全確保

1 社会福祉施設等の安

社会福祉施設等の利用者の大半は、寝たきり高齢者、障がいのある人及び傷病者等のいわゆる「要配慮者」であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講ずる。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努める。

さらに、災害時において消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図る。

本市は、土砂災害のおそれのある場所に存在する社会福祉施設等の保全のため、治山、砂防、地すべり、急傾斜等への対策事業を実施するとともに、施設管理者への周知、講習会の実施等に配慮する。

また、災害時の避難等で防災関係機関等の支援を受ける場合を想定し、施設において入所者のプライバシーに配慮しつつ、入所者の状態に応じた避難行動要支援者名簿を作成し、支援が円滑かつ的確に実施されるよう取り組みを推進する。

2 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。また、必要に応じ、関係機関との連携の下に、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織、消防団等との連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施する。災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難行動計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、市町村へ報告する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練や土砂災害警戒区

域等の実情に即した防災訓練も実施する。

4 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資器材等の備蓄に努める。

第3 幼稚園等対策

市及び県は、幼稚園・保育所等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

第4 在宅者対策

1 防災知識の普及・啓発

本市は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の実情に配慮するとともに、地域においても支援する体制の整備に努める。

2 避難誘導・救出・救護体制の確立

本市は、要配慮者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より行政区長や民生委員児童委員等福祉関係者との連携強化による実態把握に努め、避難行動要支援者名簿を整備する。また、地域住民、自主防災組織、八女警察署、消防団等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

その際、要配慮者のプライバシーに配慮するとともに、関係者との実効性のある連携ができるよう、地域の要配慮者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

また、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壤の育成に努めるとともに、行政区等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図る。

また、災害時における一人暮らし高齢者等の安全を確保するため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努める。

3 的確な情報伝達活動

本市は、要配慮者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、対象者個々に適切な伝達手段を検討する。その中で、民生委員児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段についても協議する。

また、要配慮者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報基盤の整備並びに情報機器の整備に努める。

4 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

高齢者等避難の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては以下の点に特に留意する。

- ・高齢者や障がいのある人等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障がいのある人に合った、必要な情報を選んで流すこと

第5 外国人等に対する防災対策

本市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人等が、災害時に迅速かつ的確な行動が取れるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加を促すとともに、地域全体で支援システムや救

助体制の整備等に努める。

1 防災知識の普及啓発

本市は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

2 避難施設案内板の外国語併記等の推進

本市は、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

第6 避難行動要支援者に対する対応

1 基本方針

(1) 支援体制の整備

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、平成25年の災害対策基本の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、この節において「指針」という。）に基づき、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を作成し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

(2) 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れるなど、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

ア 消防機関

イ 八女警察署

ウ 民生委員児童委員

エ 市社会福祉協議会

オ 行政区長

カ 自主防災組織

キ 社会福祉事業者

ク その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

2 避難行動要支援者の把握

市は、発災時に迅速な対応が取れるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者の把握等を行うものとする。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 市における情報の集約

基本法第49条の10第3項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができるようになっている。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握する

ため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がいのある人等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面をもって明確にする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当するものとする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るために、市に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

(ア) 要介護認定3～5を受けている者

(イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がいのある人（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）

(ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がいのある人

(エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

(オ) 市の生活支援を受けている難病患者

(カ) 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

イ 避難行動支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくものとする。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

エ 市における情報の適正管理

市において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

そのため、市は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し、周知する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、「八女市個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。

ウ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

キ 名簿情報の取扱状況を報告させること。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

3 避難行動要支援者避難支援プランの策定

市及び住民は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成するとともに、地域社会全体で避難行動要支援者に対して、複数の避難支援等関係者を定めるなど、具体的な個別計画の策定に努めるものとする。

4 防災設備等の整備

市は、一人暮らしの高齢者や障がいのある人、寝たきりの高齢者、視覚障がいのある人等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がいのある人等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努めるものとする。

5 避難施設等の整備

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースの確保等、避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努めるものとする。また、県と連携し、福祉避難所等での受け入れが困難な在宅の避難行動要支援者や被災した施設の利用者等を市町村の域を超えて受け入れる拠点の整備に努めるものとする。

さらに、乳幼児や妊産婦を含め、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がいのある人・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備等について、あらかじめ避難施設等への配備に努めるとともに、関係団体の意見などを参考とし、避難行動要支援者や女性等に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるものとする。ただし、個別の事情による医薬品等については、当該個人と連携して支援者で備えることとする。

6 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、避難行動要支援者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努めるものとする。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者等に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、地域住民が参加して避難行動要支援者を福祉避難所まで誘導する訓練を実施するなど、避難行動要支援者等が確実に、円滑に避難できるよう努めるものとする。

7 避難指示等の情報伝達

市は、高齢者や障がいのある人等避難行動要支援者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図るものとする。

8 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る避難行動要支援者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや包括支援センター、市社会福祉協議会等の福祉関係機関との地域ネットワークによる取り組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

9 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第7 帰宅困難者対策計画

本計画では、災害の発生時に様々な理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握し、どのような支援を実施するべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館等避難先の確保等について定める。

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずる。

1 検討事項

- (1) 情報の広域収集伝達体制の構築
- (2) 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- (3) 事業所、通勤者等への啓発
- (4) 徒歩帰宅行動時における支援対策
- (5) 代替輸送手段
- (6) 事業所、集客施設等における対策の推進

2 帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

- (1) 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の収集伝達訓練
- (3) 安否の確認及び情報発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練

第8 集落の孤立化対策計画

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立化の未然防止を図る。万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、本市及び県、防災関係機関等が一体となった取り組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図ることを定める。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

本市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

(1) 道路状況

ア 集落につながる道路等において迂回路がない。

イ 集落につながる道路等において冠水、落石、崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

(2) 通信手段

ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

イ 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。

第9 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、本市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組み、対応を推進する。

また、孤立化対策に必要な施策を適切に進めるため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

本市及び関係機関は、以下の事項等に留意して対策を図る。

1 市

(1) 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（行政区長等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。

また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

(2) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九州電力送配電(株)、N T T西日本等の防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

(3) 本市は、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に通信機器を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討する。

(4) 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

2 電気通信事業者

孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するととも

に、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置等について配慮する。

3 市及び道路管理者

孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

第12節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

所管部署：防災安全課、社会福祉協議会

大規模な災害の発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

1 市の役割

市は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会等と連携する。

また、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点の明示や資機材の確保等により活動環境の整備支援に努める。

市防災計画においては、災害ボランティアの受け入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制）について定める。

必要に応じ、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害ボランティアの円滑な受け入れに努める。体制の整備についても検討する。

2 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

災害時のボランティアの受け入れは、市社会福祉協議会が中心となって、市災害ボランティアセンターを立ち上げ、福岡県社会福祉協議会はその支援を行う。

福岡県社会福祉協議会は、災害発生時に市社会福祉協議会が円滑に災害ボランティアセンターを立

ち上げられるよう、平常時から行政・関係団体等と連携し、次のような準備・取り組みを行う。

(1) 災害ボランティアセンター運営体制の整備

災害ボランティアセンターの立ち上げや運営等の方法、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成や市町村との協定締結について、研修や訓練、助言等を行う。

(2) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を目的とした関係機関（行政、日本赤十字社福岡県支部、福岡県NPO・ボランティアセンター、ボランティア団体等）とのネットワークを構築する。

3 福岡県NPO・ボランティアセンターの役割

災害時におけるボランティアに関する情報については、福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ上で隨時発信する。

4 日本赤十字社福岡県支部の役割

日本赤十字社福岡県支部は、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援に努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者・地域住民・行政機関と災害ボランティアを的確に結びつけるための調整役及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

- 1 市は、社会福祉協議会と連携し、講習会・防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- 2 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成・活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努める。
- 3 日本赤十字社福岡県支部は、講習会の開催・講師の派遣・災害時における各種マニュアルの作成などをを行い、災害ボランティアの育成・支援に努める。
- 4 市及び県は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画

所管部署：防災安全課、健康推進課、上下水道局、農業振興課、商工・企業誘致課

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るために、迅速な救援活動が非常に重要となる。なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。

第1 共通方針

1 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源及びその他の物資について、あらかじめ備蓄し、供給体制を整備する。

また、備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等、様々な状況を想定し、決定する。さらに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備にも努める。

2 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。

また、市及び県は、被災地への物資の輸送に当たっては、市の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。

特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努める。

また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。

3 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。

4 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

5 市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「給水計画」、第10節「食料供給計画」、第11節「生活必需品供給計画」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 給水体制の整備

1 趣旨

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により、上水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市及び上水道事業者は、平常時から被災時の給水の確保や、復旧のための体制について整備しておく必要がある。

2 補給水利等の把握

市及び上水道事業者は、災害時において適切な対応が取れるよう、日頃から施設の現況把握に努める。また、被災時の応急飲料水を確保するため、地下水や涌水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

3 給水用資機材の確保

市及び上水道事業者は、災害時に必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておく。給水容器の借上や輸送等については、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

4 貯水槽等の整備

ア 計画方針

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を確保できるよう、貯水槽等の整備を行う。併せて、現場の水を浄水できる装置についても検討する。

イ 整備項目

- (ア) 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- (イ) 学校等の浄水機能を備えた鋼板プール建設の検討

5 危機管理体制の整備

市及び上水道事業者は、被災時における上水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

6 上水道施設の応急復旧体制の整備

市及び上水道事業者は、上水道施設を速やかに復旧して飲料水を確保するため、八女市管工事協同組合との間において災害時における協定を締結する。

7 災害時への備えに関する啓発・広報

市及び上水道事業者は、災害に備えた対策や災害時対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、事前に周知・広報する。

また、平常時から3日分(3リットル／人・日)以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保等に関する啓発や情報の提供を行う。

第3 食料供給体制の整備

1 趣旨

市、県及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対し、炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2 給食用施設・資機材の整備

市は、野外炊飯に備えて炊飯器具を避難所等に整備できるよう備蓄を推進する。

3 食料の備蓄

市は、食料の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及び食事療法をする者等に特に配慮する。

4 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

市及び県は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配達要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

市及び県は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) L P ガス業者等との協力体制の整備

ア 避難所等へのL P ガスの供給体制の構築

市及び県は、避難所等へのL P ガス及びガス器具の供給等について、（社）福岡県L P ガス協会やL P ガス事業者との間で協力体制を構築する。

イ 給食施設等の応急復旧体制の整備

市及び県は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧及び炊飯施設の仮設について、L P ガス事業者との間で協力体制を整備する。

5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 市及び県は、住民及び事業所等に対し、最低2～3日分の食料の自主的確保を指導する。

(2) 市及び県は、在宅の要配慮者への地域住民による食料配達等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第4 生活必需品等供給体制の整備

1 趣旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等を喪失又はき損することが予想される。このような場合には、日常生活を営むことが困難となった者に対し、直ちに生活用品等を給与又は貸与する必要がある。

そのため、市及び県は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2 生活物資の備蓄

(1) 市の備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、生活物資の不足が懸念される高齢者や女性・乳幼児等の要配慮者を重視することが必要なことから、品目の選定については特に配慮する。

(2) 市民の備蓄推進

第2編 災害予防計画

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の生活必需品等を備蓄するよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

市及び県は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 市及び県は、住民及び事業所等に対し、3日分相当の生活必需品等の自主的確保を指導する。
- (2) 市及び県は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第5 医薬品等の供給体制の整備

大規模災害時における初動救護医療のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制の確保を行う。

第6 血液製剤確保体制の確立

市及び県は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図る。

第7 機材供給体制の整備

1 趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となる。このため、市及び県は、迅速な供給ができるよう、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2 機材の備蓄

市は、機材の備蓄に当たり、地域の実情を勘案するほか、高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮した備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

市及び県は、レンタル機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

第8 義援物資の受入体制の整備

市及び県は、小口・混載の義援物資は県及び被災した市町村の負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努めるものとする。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握

するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないよう、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておくものとする。

第14節 住宅の確保体制整備計画

所管部署：定住対策課

市及び県は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく

第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

市及び県は、公営住宅の空き状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供に努める。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施する。

また、市及び県は、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

応急仮設住宅（みなし仮設）の迅速な提供のために、不動産関係団体や市と連携強化を図る。

第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

- 1 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- 2 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握に努める他、災害時における応急仮設住宅の建設を迅速に行うため、各協力団体との協定により、仮設住宅の供給に備える。
(各協力団体)
(一社) プレハブ建築協会、福岡県建築物災害対策協議会、タマホーム(株)、(一社)日本木造住宅産業協会、(一社)全国木造建設事業協会

第15節 保健衛生・防疫体制整備計画

所管部署：健康推進課、農業振興課、環境課、教育指導課

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟

市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「防疫対策計画」、第15節「保健計画」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、保健師の資質の向上のため、研修等を行う。

第2 防疫用薬剤及び器具の備蓄

市及び県は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努める。

第3 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指導する。

第4 家畜防疫への習熟

市及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「防疫対策計画」に示す活動方法・内容について習熟する。

第16節 災害廃棄物処理体制整備計画

所管部署：環境課

本計画では、災害時における被災地域のごみ処理、し尿、災害廃棄物処理等の環境衛生について定める。

第1 ごみ処理体制の整備

1 趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物処理計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

3 ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、中間処理、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第2 し尿処理体制の整備

1 趣旨

災害により処理できずに発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

2 し尿処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

3 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に指定避難所・住宅地内でトイレの使用ができない地域に仮設トイレを配備できるよう、トイレトレーラー等の整備を進めるとともに、保有する建設業・レンタル業者・建設機械リース業協会等と協力関係を整備する。また、日頃から協定書を締結している業者との連絡体制の確認を行う。

第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備

1 趣旨

災害による建物の消失、流失倒壊等の損壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき等」という。）を適正に処理する体制を整備する。

2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画」に示されたがれき等処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

3 がれき等の仮置場の選定

短期間でのがれき等の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、がれき等の仮置場の候補地をあらかじめ選定し、搬送路の検討を行っておく。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4 応援協力体制の整備

市は、がれき等処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書を締結した業者と日頃から連絡体制の整備や作業手順など確認する。

第4 災害廃棄物処理計画の整備

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

第5 広域的な処理体制・連携体制の確立

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

県は、市町村、九州各県、関係団体との広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築するものとし、市町村等の職員を対象とした研修会及び図上訓練を実施する。

第17節 農業災害予防計画

所管部署：農業振興課

市、県及び防災関係機関は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講ずる。

1 灌溉、排水設備の維持管理

(1) 灌溉設備

水害等による井堰、ため池及び揚水施設並びにこれの附属施設の流失、欠損を防止するため、それぞれの施設の管理人をその観察に従事させ、農作物の被害又はその誘因とならないよう努める。

(2) 排水設備

河川等に設置する樋門及び附属施設の水害等による破損を防止するための管理を十分に行い、農作物の被害又はその誘因とならないよう努める。

(3) 農作物災害予防対策

予防対策については、筑後農林事務所、八女普及指導センター、南筑後保健福祉環境事務所と常に綿密な連絡を取り、万全を期す。

第18節 危険物等災害予防計画

所管部署：防災安全課、消防本部

危険物による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、自衛消防組織の強化促進、化学消防資機材の整備、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化を促進することを定める。

第1 危険物災害予防対策

1 保安教育

消防本部は、県とともに事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

2 規制の強化

消防本部は、県とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時に取るべき措置の指導の強化
- (4) 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

消防本部は、県とともに、液体危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導する。

また、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、自衛消防力の連携により災害対策の確立を図る。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

消防本部は、県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る。

第3 毒物・劇物災害予防対策

毒物又は劇物を取扱う者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により、これらを飛散、漏洩等させないよう措置を講じなければならないとされている。

市・消防本部は、県と協力し、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を図る。

第4 放射性物質災害予防対策

放射性同位元素に係わる施設の設置者は、放射線障害を防止するため、放射線同位元素の維持管理の適正化、保安教育の強化等、指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

第19節 複合災害予防計画

所管部署：防災安全課、消防本部

市、県、国及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 職員・資器材の投入判断

市、県、国及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行う。また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請するものとする。

第2 訓練の実施

市、県、国及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第20節 防災関係機関における業務継続計画

所管部署：防災安全課

大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（B C P）を定めるものとする。

第1 業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第2 地方自治体におけるB C P

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理」について定めておくものとする。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員計画

所管部署：各班

市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国・県・防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめることが大変重要な役割となる。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

第1 主旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、応急対策を迅速かつ的確に行うため、必要な職員を配備し、その活動体制を確立することを定める。

災害対策活動においては、発生した災害に対して特別の組織を編成するので、各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについて、下記を含めて、その概要を熟知しておく責務がある。

- 災害対策本部設置基準については、全職員が認識する。
- 意思決定者不在時の対応を明確にする。
- 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合には、その代替設置を的確に行うこととする。

1 関係法律との関係

基本法第10条に定められたとおり、他の法律に特別の定めがある場合を除き、当該法律に基づいて処理する。なお、災害応急対策を総合的かつ計画的に処理するため、この計画に基づいてその運用を図る。

2 相互協力

基本法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を負う。

この計画の運用に当たっても、関係機関はもとより公共的団体及び住民個人を含め相互協力の下に処理するものとし、関係機関及び関係者は確実に各自に課せられた責務を果たすこととする。

第2 配備体制

1 配備体制の設置基準

災害警戒本部及び災害対策本部は、災害種別に下記の基準によって設置する。

なお、災害警戒本部総括責任者は、総務部長とする。総務部長が不在の時は、企画部長、建設経済部長、健康福祉部長、市民部長、教育部長、秘書広報室長の順で代行する。

■ 配備基準（風水害等）

| 本部体制 | | 災害警戒本部 | | 災害対策本部 | |
|-------|--|---|--|---|---|
| 配備区分 | | 第1配備(準備体制) | 第2配備(警戒体制) | 第3配備(救助体制) | 第4配備(非常体制) |
| 配備職員等 | 総務班 | 総務部長 防災安全課長 議会事務局長 | 総務部長 防災安全課長 総務課長 DX推進室長 議会事務局長 | ○市長 ○副市長 ○教育長 ○全部長 ○全課(局)長 ○全支所長 ○支所次長 ○地区担当技術職 | ○全職員 |
| | 受援・広報班 | 秘書広報室長 企画部長 | 秘書広報室長 企画部長 企画政策課長 定住対策課長 | | |
| | 職員班 | | 人事課長 | | |
| | 資材班 | | 財政課長 | | |
| | 観光班 | | 観光振興課長 | | |
| | 医療救護班 | 健康福祉部長 | 健康福祉部長 健康推進課長 福祉課長 | | |
| | 市民支援班 | 市民部長 | 市民部長 市民課長 環境課長 | | |
| | 調査班 | | 税務課長 | | |
| | 技術班 | 建設経済部長 建設課長 第一整備室長 第二整備室長 | 建設経済部長 建設課長 第一整備室長 第二整備室長 上下水道局長 | | |
| | 農林班 | | 農業振興課長 林業振興課長 | | |
| | 商工班 | | 商工・企業誘致課長 | | |
| | 教育班 | 教育部長 | 教育部長 学校教育課長 教育指導課長 社会教育課長 スポーツ振興課長 文化振興課長 | | |
| | 黒木支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| | 立花支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| | 上陽支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| | 矢部支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| | 星野支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| 消防対策部 | | | | 消防長 消防団長、支団長 | 消防署員 消防団員 |
| | 指示等による動員 | 各部課所要人員（課長、支所長等の指示） | 部課(局・支所)所要人員 各課(局・支所)所要人員（課長、支所長等の指示） | ○各課(局・支所)所要人員（課長、支所長等の指示） ○配備の指示がない職員のうち、必要な職員を待機 | |
| 配備時期 | ○八女市に大雨・洪水・暴風等に関する警報又は水防警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 ○状況により市長が必要と認めたとき。 | ○土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○小規模災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ○状況により市長が必要と認めたとき。 | ○八女市に大雨・暴風等に関する特別警報が発表されたとき。 ○小規模災害が多発し始め、かつ今後相当な災害が発生するおそれがあるとき。 ○事態が急進し、第2配備体制では処理困難と予想されるとき。 ○状況により市長が必要と認めたとき。 | ○八女市に大雨・暴風等に関する特別警報が発表されたとき。 ○小規模災害が多発し始め、かつ今後相当な災害が発生するおそれがあるとき。 ○事態が急進し、第2配備体制では処理困難と予想されるとき。 ○状況により市長が必要と認めたとき。 | ○市全域に大災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ○一部地域で被害が特に甚大と予想されるとき。 ○状況により市長が必要と認めたとき。 |
| 活動内容 | ○災害警戒本部の設置 ○被害情報等の収集 ○県・関係機関等への連絡 | ○災害情報の収集、伝達 ○災害又は二次災害の注意、警戒及び現地確認 ○市民への周知 ○県・関係機関等への連絡 ○応急対策の実施 ○災害対策本部の設置準備 | ○災害対策本部の設置 ○局地的な応急対策活動(災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等) ○被害状況の情報収集等 ○避難誘導 ○関係機関等への連絡 ○市民への広報 ○応急対策の実施 ○応援要請 | ○市全域又は被害が特に甚大な地域で、市の全力を上げての応急対策活動(災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等) | |

2 災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、災害警戒本部総括責任者が予想された災害が発生しないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき廃止する。

3 災害警戒本部の事務分掌

事務分掌については、災害対策本部の事務分掌を準用し、実施する。

第3 災害対策本部

1 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部総括責任者は市長とする。市長が不在の場合は、副市長、総務部長の順に代行する。

設置場所は、市役所 301 会議室とするが、市庁舎が被災した場合は、黒木支所大会議室に設置する。

2 災害対策本部の廃止基準

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

第4 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

1 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。（通信機器 ⇒ 総合情報通信ネットワークシステム・防災行政無線・電話・FAX・衛星携帯電話（借用））

2 来庁者、庁舎内にいる市民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。

3 停電の場合には、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を行う。故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。

4 本部長の判断の下、災害対策本部（場所：市庁舎 301 会議室）の設営に入る。

5 県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置を報告する。

| | |
|----------|---|
| 県防災危機管理局 | TEL (092) 641-4734 FAX (092) 643-3117 県防災行政無線番号 78-700-7022 県防災FAX番号 78-700-7390 |
|----------|---|

6 本部室にテレビ、ラジオを準備し、報道機関からの情報確保の体制を取る。

7 本部室に市内の地図、広域地図、災害状況掲示板等を準備する。

8 応急対策に従事する者の食料の調達及び宿泊場所の確保を行う。

第5 災害対策会議

市及び防災関係機関は、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、災害基本法第23条の2第4項の規定により、八女市災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

対策会議は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集及び災害応急対応を行うほか、日常時において、情報収集や予防対策及び防災対策について、連携を図る。

対策会議は、本部長が会長となり、会務を総理する。

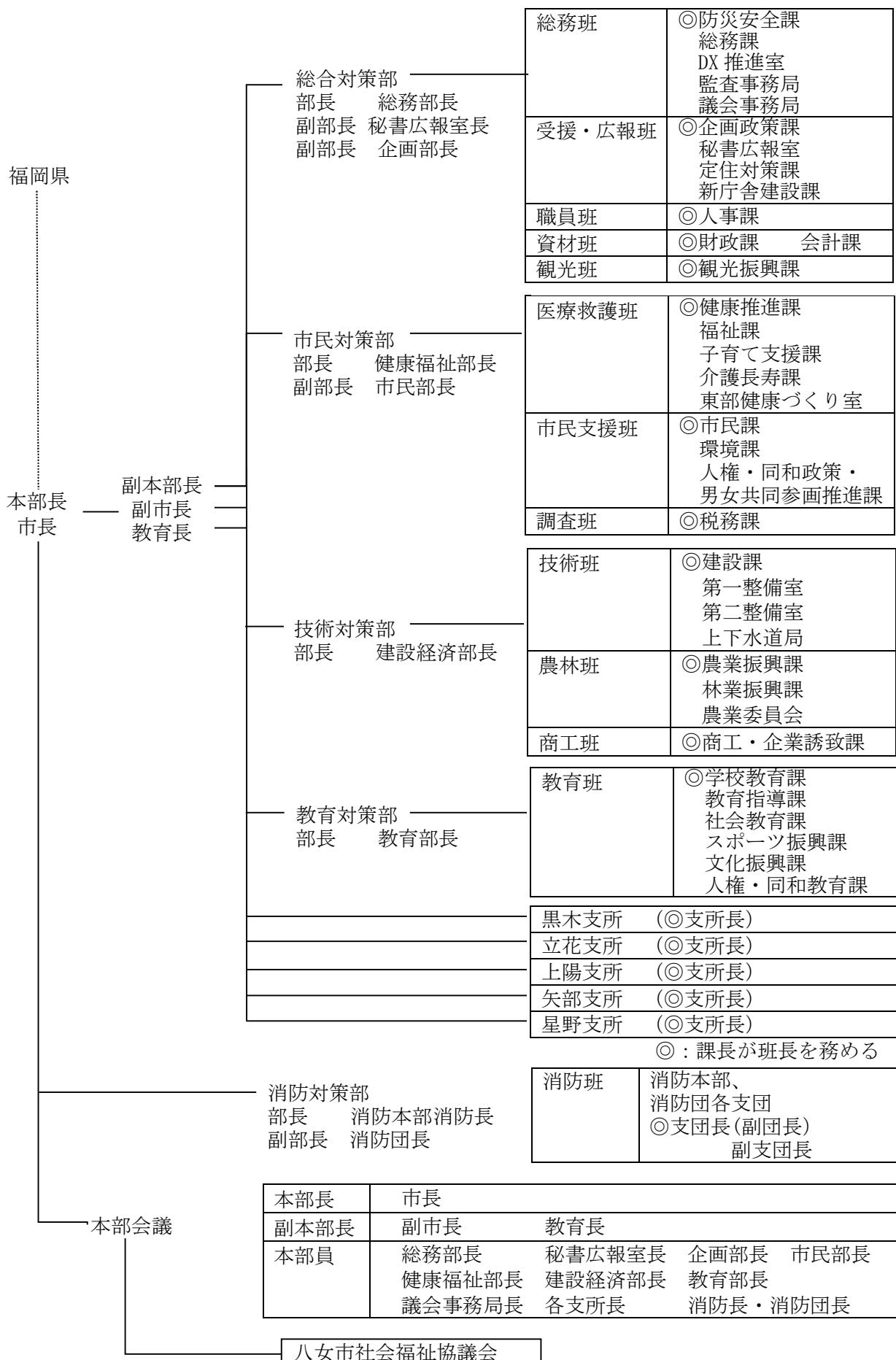
対策会議の構成員（委員）については、次に掲げる者とする。

- (1) 県八女県土整備事務所長
- (2) 県八女警察署長及び警備課長
- (3) 消防本部消防長及び各署長
- (4) 九州電力送配電株式会社八女配電事業所長
- (5) 西日本電信電話株式会社九州支店災害対策室長
- (6) 消防団長及び各支団長
- (7) 副本部長、全部長、関係課長及び各支所長
- (8) その他本部長が要請する者

対策会議の庶務は、総合対策部において処理する。

対策会議に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

■ 災害対策本部組織図



第6 災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

| 通知及び公表先 | 通知及び公表の方法 | 責任者 |
|----------------------|--|-----|
| 各班（消防班含む。） | 庁内放送、メール（携帯電話）、N T T電話等 | |
| 区長・自主防災組織 一 般 市 民 | 報道機関、緊急告知防災ラジオ、F A X・N T T電話、メール（携帯電話・福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」・防災メールまもるくん） | |
| 福 岡 県 | 総合情報通信ネットワークシステム、 | 広報班 |
| 報 道 機 関 | F A X・N T T電話 | |
| 警 察 署 | 口頭、文書、F A X・N T T電話 | |
| 市 内 各 施 設 | F A X・N T T電話等 | |

第7 地域ごとの各組織との連携

災害対策本部の設置がなされた際、職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。

しかし、状況によっては、職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、対策本部と地域ごとの各組織とが、次の事項等に対して密接な連携を取り、適切な応急対策活動の実施に努める。

- 1 被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
- 2 火災発生時における初期消火活動
- 3 避難情報等の発令による避難の際の避難誘導及び避難者確認
- 4 要配慮者の保護、安全確保及び生活支援
- 5 避難所の運営
- 6 その他必要な活動

第8 災害対策本部の所掌事務

【総合対策部】 部長：総務部長 副部長：秘書広報室長、企画部長

| 班 名 | 班 長 | 所掌事務 | 班所属課 |
|------------|-------------|---|---|
| 総務班 | 防災安全 課 長 | 1 本部の設置及び運営に関すること。 2 防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 各対策部との総合調整に関すること。 4 各種情報（公共交通機関及びライフライン等含む。）の収集に関すること。 5 人的及び家屋的被害の取りまとめに関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。 7 各支所との総合調整に関すること。 8 救助法の適用に関すること。 9 本部庶務に関すること。 10 市議会との連絡調整に関すること。 11 その他、他の部に属さないこと。 | ・防災安全課 ・総務課 ・DX 推進室 ・監査事務局 ・議会事務局 |
| 受援・ 広報班 | 企画政策 課 長 | 1 災害情報の広報に関すること。 2 避難情報等の伝達及び広報に関すること。 3 災害記録等の収集、作成及び整理に関すること。 4 公共交通に関すること。 5 報道関係への対応及び連絡調整に関すること。 6 視察対応に関すること。 7 全体の受援計画・受援体制に関すること。 8 各部の受援調整に関すること。 | ・秘書広報室 ・企画政策課 ・定住対策課 ・新庁舎建設課 |
| 職員班 | 人事課長 | 1 職員の非常招集及び解除に関すること。 2 動員職員の調整に関すること。 3 職員の健康管理に関すること。 4 職員のり災に関すること。 5 他市町村職員の応援要請に関すること。 6 その他、人事に関すること。 | ・人事課 |
| 資材班 | 財政課長 | 1 車両の確保及び配車に関すること。 2 復旧資材及び応急仮設住宅の調達に関すること。 3 市有財産被害調査に関すること。 4 応急対策のための公共施設及び公共空地の利用調整に関すること。 5 市庁舎及び支所の被害調査に関すること。 6 対策本部の活動に伴う、物品の出納及び管理並びに食料調達に関すること。 7 応急対策予算措置に関すること。 8 義援物資の受付及び配分に関すること。 | ・財政課 ・会計課 |
| 観光班 | 観光振興 課 長 | 1 観光施設の被害調査に関すること。 2 観光（入込）者への情報提供に関すること。 3 外国人への情報提供に関すること。 | ・観光振興課 |

【市民対策部】 部長：健康福祉部長 副部長：市民部長

| 班名 | 班長 | 所掌事務 | 班所属課 |
|-------|--------|---|---|
| 医療救護班 | 健康推進課長 | 1 救急班の編成及び応急医療救護に関すること。 2 医療機関及び団体との連絡調整に関すること。 3 医療救護用資器材及び医療品の確保に関すること。 4 感染症の予防に関すること。 5 精神保健（心のケア）に関すること。 6 市民対策部の受援に関すること。 7 避難行動要支援者支援に関すること。 8 福祉避難所に関すること。 9 被災者の生活相談等に関すること。 | 正) 健康推進課 副) 介護長寿課 副) 東部健康づくり室 |
| | | 10 人的被害調査に関すること。 11 被災者等の輸送に関すること。 12 応急仮設住宅への入居に関すること。 13 市借上げ賃貸住宅入居に関すること。 14 日本赤十字社その他の社会福祉団体等の援助協力に関すること。 15 ボランティア団体及びその活動等に関すること。 16 義援金、見舞金及び災害弔慰金等に関すること。 17 災害救助法による被災者支援に関すること。 | 正) 福祉課 副) 子育て支援課 副) 市民課 |
| | | 18 保育所等の被害調査及び園児の安全確認等に関すること。 19 応急保育に関すること。 | ・子育て支援課 |
| 市民支援班 | 市民課長 | 1 飲料水及び食料の確保に関すること。 2 必要物資等の輸送に関すること。 3 輸送機関との連絡調整に関すること。 4 遺体の収容安置及び火葬に関すること。 5 避難所の設置及び管理運営に関すること。（教育対策部と連携） 6 被災者台帳に関すること。 | ・市民課 ・人権・同和政策・男女共同参画推進課 ・介護長寿課 ・福祉課 ・子育て支援課 |
| | | 7 防疫に関すること。 8 仮設トイレ・トイレトレーラーの設置及びし尿処理に関すること。 9 生活ごみ、粗大ごみ、災害廃棄物等の処理に関すること。 | ・環境課 |
| 調査班 | 税務課長 | 1 家屋的被害の調査に関すること。 2 り災証明に関すること。 3 被災者の納税等に関すること。 4 公共施設等の被害調査に関すること。 5 その他、調査に関すること。 | ・税務課 |

【技術対策部】 部長：建設経済部長

| 班名 | 班長 | 所掌事務 | 班所属課 |
|-----|---------------|--|------------------------------------|
| 技術班 | 建設課長 | 1 公共土木施設の災害応急対策に関すること。 2 公共土木施設の被害調査に関すること。 3 道路、河川及び橋梁等の応急修理その他の緊急措置に 関すること。 4 水防作業の実施に関すること。 5 建設関係団体との連絡調整（応援協定等含む。）に 関すること。 6 緊急道路及び幹線道路の確保に関すること。 7 応急仮設の住宅の建設に関すること。 8 給水計画（断水対応）に関すること。 9 水道施設の応急対応・復旧に関すること。 10 下水道施設の復旧に関すること。 11 技術対策部の受援に関すること。 12 その他、技術に関すること。 | ・建設課 ・第一整備室 ・第二整備室 ・上下水道局 |
| 農林班 | 農業振興 課長 | 1 農林作物、農地及び農林業用施設（農業用ため池を含 む。）の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 内水面漁業施設の応急復旧に関すること。 3 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 4 農林業団体との連絡調整に関すること。 5 農林業関係復旧事業及び融資に関すること。 | ・農業振興課 ・林業振興課 ・農業委員会 |
| 商工班 | 商工・企業 誘致課長 | 1 商工業関連施設の被害調査に関すること。 2 災害応急復旧資金融資に関すること。 3 商工団体等との連絡調整に関すること。 4 生活必需品の確保、配分及び斡旋に関すること。 5 帰宅困難者対策に関すること。 | ・商工・企業誘致課 |

【教育対策部】 部長：教育部長

| 班名 | 班長 | 所掌事務 | 班所属課 |
|-----|------------|---|---|
| 教育班 | 学校教育 課長 | 1 教育施設等の被害調査及び応急対策の実施に関するこ と。 2 小中学校児童・生徒等及び教職員の被害調査に関する こと。 3 被災児童・生徒等に対する教育相談等に関すること。 4 応急教育の実施に関すること。 5 学校給食施設の被害調査に関すること。 6 学校施設の避難所との調整に関すること。 7 体育施設の被害調査に関すること。 8 避難所の設置及び管理運営に関すること。 （公民館・体育館、市民対策部と連携） 9 文化財等の被害調査に関すること。 10 教育対策部の受援に関すること。 | ・学校教育課 ・教育指導課 ・社会教育課 ・スポーツ振興課 ・文化振興課 ・人権・同和教育課 |

【各支所】

| 班名 | 班長 | 所掌事務 | 班所属課 |
|-----|------|--|------------------|
| 各支所 | 各支所長 | 1 支所管内の被害状況及び避難状況の把握に関すること。 2 被災者の調査等に関すること。 3 対策（警戒）本部（本庁）への連絡、報告、調整 4 管内住民への周知・広報に関すること。 5 その他、本庁関係各課の所掌事務に準じ対応すること。 | ・本庁関係各課の所掌事務に準じる |

【消防対策部】 部長：消防本部消防長 副部長：消防団長

| 班名 | 班長 | 所掌事務 | 班所属課 |
|-----|-----------------------------|--|---------------|
| 消防班 | 消防署長 副) 各副団長 (支団長) | 1 気象、地震及び水火災情報に関すること。 2 災害時における通信に関すること。 3 消防施設の被害調査に関すること。 4 消防団（水防団）の出動に関すること。 5 避難誘導救出に関すること。 6 行方不明者の調査に関すること。 7 危険物等の処理及び措置に関すること。 8 被災地の片付け及び秩序維持に関すること。 9 災害等の巡視及び警戒に関すること。 | ・消防本部 ・消防団 |

第9 職員の服務

- 1 すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守する。
 - (1) 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - (3) 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - (4) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り、常に所在を明らかにすること。
 - (5) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。
- 2 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。
 - (1) 職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
 - (2) 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
 - (3) 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちに本部に連絡すること。
 - (4) 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。

第10 動員配備の伝達

1 勤務時間内

勤務時間内において、第3配備体制に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災安全課若しくは人事課が庁内放送、職員招集メール等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内放送が利用できない場合は、電話等により各本部員へ連絡する。

2 休日又は退庁後等勤務時間外

勤務時間外において、配備体制を取る場合は、配備職員の区分に基づき、職員招集システム等（職員参集メール等）を用い、職員へ指示を行う。

なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努める。

第11 情報の一元化

- 1 各部（班）（支所）で収集した災害に関する情報は、各班で記録し、対応をするとともに、対策（警戒）本部総務班へ速やかに報告する。
- 2 総務班は、収集した災害に関する情報は常に記録・集約・整理し、情報の一元化を行い、住民に必要な情報は周知・広報を行うとともに、各機関からの情報提供に応じるものとする。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

所管部署：総務班

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。

第1 災害派遣要請の基準

- 1 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ、自衛隊以外の機関では、対処することが困難であると認められるとき
- 2 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき

第2 派遣の要請種類

- 1 天災地変その他の災害に際して、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等からの部隊等の要請に基づき、防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣
- 2 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき、知事等の要請を待たない部隊等の派遣
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣
- 4 災害派遣の要請を受け、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合における防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が事態やむを得ないと認めたときの部隊等の派遣

第3 派遣要請要領

- 1 市長等の知事への派遣要請依頼等
 - (1) 市長が、知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
 - (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して(1)の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣できることとする。市長は、前述の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。
- 2 知事等の派遣要請

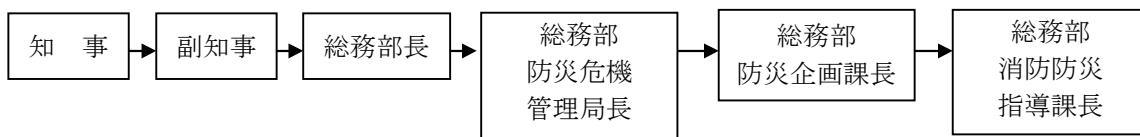
災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

 - (1) 県下市町村長から派遣要請の依頼があり、知事等が必要と認めた場合
 - (2) 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事等が必要と認めた場合
 - (3) 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

3 意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請

県は、意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助・財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



4 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊（陸上自衛隊第四師団長又は航空自衛隊西部航空方面隊司令官）に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのないときは、口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出する。派遣要請に当たっては、原則として次の事項を明確にする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

5 要請による部隊派遣

知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は、次の要領で行う。

- (1) 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長（自衛隊法第83条第1項及び第2項の規定により、知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。）は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置を取る。

また、知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には、関係する指定部隊等の長に対し、直ちに連絡する。

- (2) 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して、被害がまさに発生しようとしている場合、知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣することができる。

- (3) 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、知事（県）・警察・消防等関係機関と密接に連絡調整する。

- (4) 防災関係者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して防災関係者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

6 知事等の派遣要請を受けるいとまがない場合の部隊派遣

災害の発生が突然的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく、以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うこ

とができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 海難事故や航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

第4 派遣部隊の誘導及び受入体制

1 派遣部隊の誘導

- (1) 県は自衛隊に災害派遣を要請した場合、県警察本部（警備課）及び市等の要請依頼関係機関にその旨連絡する。
- (2) 県警察本部及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路や交通事情等必要に応じ、パトカー又は白バイ等により被災地へ誘導する。

2 派遣部隊の受入体制

派遣部隊に対しては、市は次の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置する。なお、派遣部隊の活動拠点は、資料編に示す。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備
- (2) 派遣部隊の活動に対する協力
- (3) 派遣部隊と市との連絡調整

【資料編 3-16 派遣部隊の活動拠点 参照】

3 使用資機材の準備

- (1) 災害予防・応急復旧・災害救助作業等に使用する機械・器具等については、特殊なものを除き、市において準備する。
- (2) 災害救助応急作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市において準備する。

4 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- (2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設・借上料・電気料・上水道料及びくみ取り料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他の必要な経費については、事前に協議しておく。

5 その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

第5 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

1 災害発生前の活動

(1) 連絡班及び偵察班の派遣

ア 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣し、通信の確保を図る。

イ 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡に当たらせる。

(2) 出動準備体制への移行

ア 司令部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

イ 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成・資機材の準備・管理支援態勢等初動体制を整える。

2 災害発生後の活動

(1) 被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両・航空機等により偵察を行う。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難・立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導・輸送を行う。

(3) 被災者の捜索救助

死者・行方不明者・傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防・護岸等の決壊に対しては、消防本部等と協力して所要の水防作業を行う。

(5) 消火活動

利用可能な消火・防火用具をもって消防本部に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、市の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の応急啓開

災害派遣活動において使用する道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し、応急医療・救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常市の提供を受け使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食、給水及び入浴の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴の支援を行う。

(10) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。

(11) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置を取ることができる。

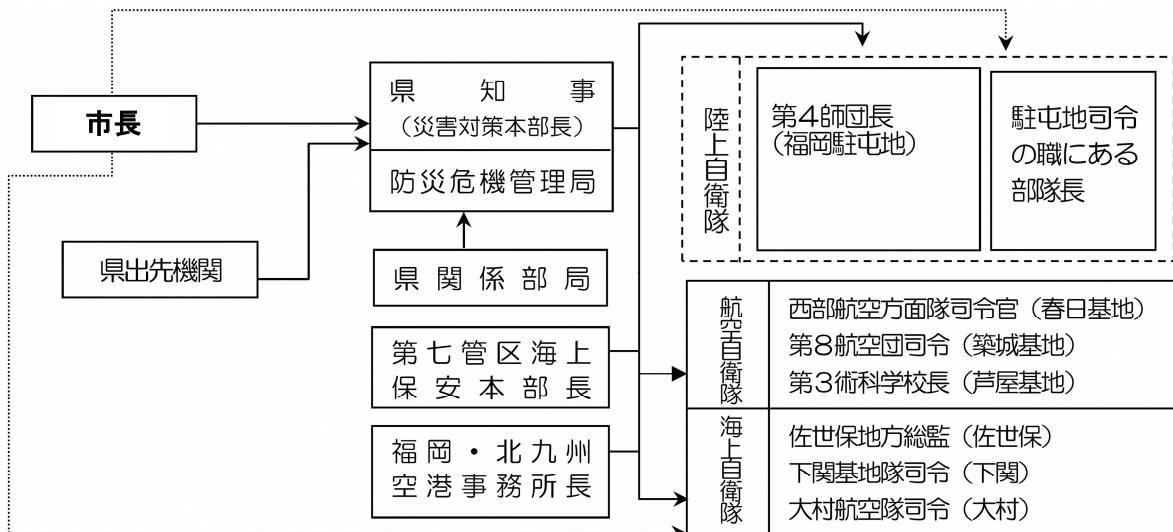
3 陸・海・空自衛隊の連携

災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか2以上の部隊等が活動する場合は、相互の連携を密にし、効率的かつ効果的な実施を図る。

第6 派遣部隊等の撤収要請

- 1 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- 2 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

■ 災害派遣連絡系統図



注) 一点破線は、県との通信の途絶等により、知事に対して、市長の依頼ができない場合、又は知事の要請を待ついとまがない場合を示す。

■ 知事への災害派遣依頼書様式（市長→知事）

| | | | |
|-------------------------------|----|---|---|
| 文書番号 | 年 | 月 | 日 |
| 福岡県 知事 殿 | 市長 | 印 | |
| 自衛隊の災害派遣について（要請） | | | |
| 自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。 | | | |
| 記 | | | |
| 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 | | | |
| 2 派遣を希望する期間 | | | |
| 3 派遣を希望する区域及び活動内容 | | | |
| 4 その他参考となるべき事項 | | | |

■ 災害派遣撤収要請書様式（市長→知事）

| | | |
|--|---------------|------|
| <p>福岡県 知事殿</p> | 文書番号 年 月 日 | 市長 印 |
| <p>自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について</p> <p>年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 撤収要請日時 2 派遣された部隊 3 派遣人員及び従事作業の内容 4 その他参考となるべき事項</p> | | |

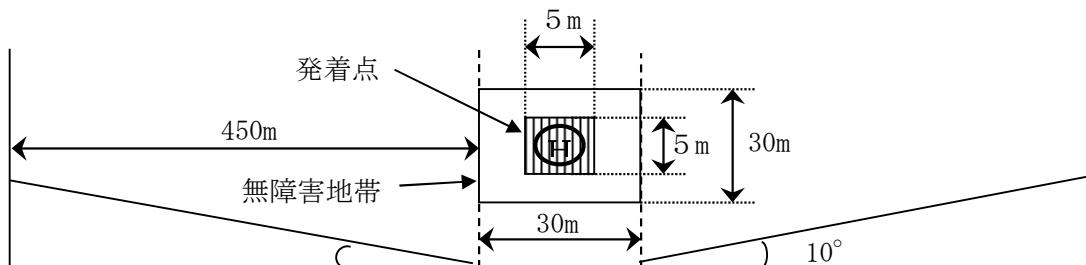
■ 災害派遣被要請部隊名

| | 駐屯地等 | 所在地 | 電話番号 | 指定部隊の長 | 備 考 |
|----|----------------------------|-----------------------------|--|--------------------------------|-----|
| 陸上 | 小郡駐屯地 | 小郡市 | (0942) 72-3161 | 第5施設団長 | |
| 航空 | 春日基地 芦屋基地 築城基地 | 春日市原町 遠賀郡芦屋町 築上郡築上町 | (092) 581-4031 (093) 223-0981 (0930) 56-1150 | 西部航空方面隊司令官 芦屋基地司令 築城基地司令 | |
| 海上 | 佐世保地方総監部 下関基地隊 大村航空隊 | 長崎県佐世保市 山口県下関市 長崎県大村市 | (0956) 23-7111 (0832) 86-2323 (0957) 52-3131 | 佐世保地方総監 下関基地隊司令 大村航空隊司令 | |

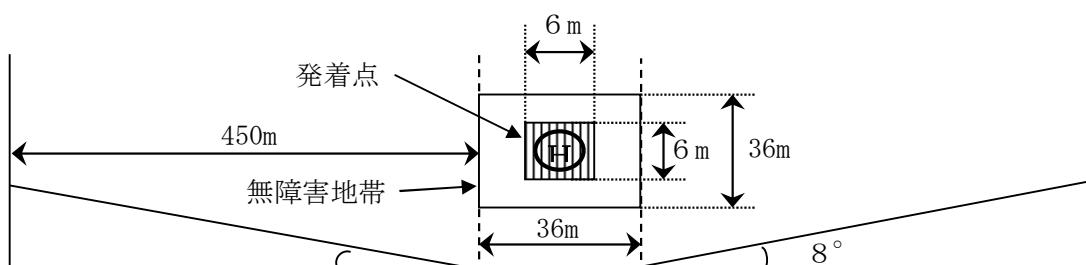
臨時ヘリポートの基準

1 機種に応ずる発着附近の基準

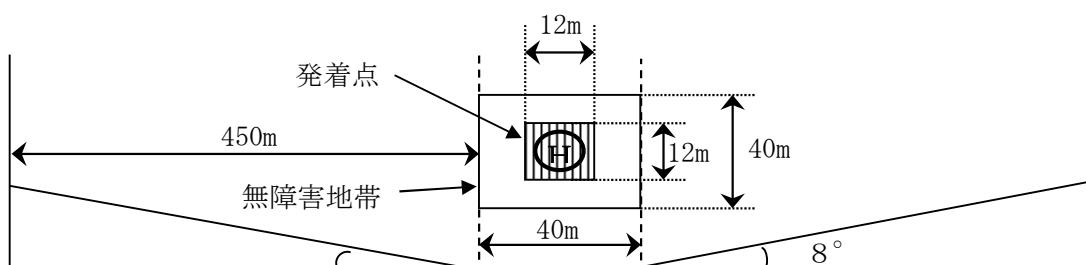
(1) OH-6D (小型ヘリ)



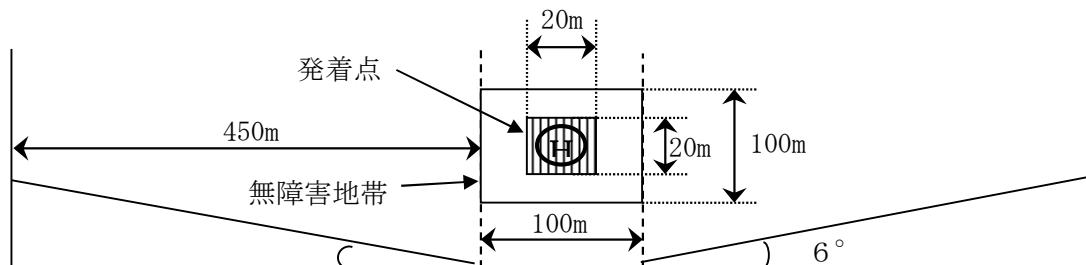
(2) UH-1J (中型ヘリ)



(3) UH-60JA (中型ヘリ)



(4) CH-47J (超大型ヘリ)



注：1 発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。

注：2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。

注：3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

2 標示

- (1) 上空から確認し得る風の方向を標示する旗、又は発煙筒を離着陸地点から約 50m離れた位置に設置する。
- (2) 着陸地点には、石灰等を用いて直径 7 m以上の⑩の記号を標示する。

3 危険防止上の留意事項

- (1) 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置を取る。
- (2) 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は、散水する。
- (3) 安全上の監視員を配置する。
- (4) 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

第3節 応援要請計画

所管部署：総務班

本計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、県、指定地方行政機関及び他の市町村等と協力して災害対策活動の万全を期するため、相互応援等の協力体制を確立することを定める。

第1 応援要請

1 市

市長は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(1) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

被災した市長は、応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の市町村に對し、応援を求め、また、複数の市町村に要請する場合は、県に要請し、災害対策に万全を期する。

(2) 県への応援又は応援斡旋の要請

市長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

2 消防機関

(1) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

ア 発災地の市長又は消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施する必要があると認めるときは、福岡県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長又は消防長に対し消防応援を求め、災害対策に万全を期する。

(ア) 応援要請の種別

a 第一要請

現在締結している隣接市町等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

b 第二要請

第一要請における消防力でも、なお、災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(イ) 応援要請の方法

発災地の市長又は消防長から他の市町村長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

(ウ) 県への連絡

応援要請を行った要請側の長又は消防長は、県にその旨を通報する。

イ 航空応援が必要と認めた要請側の市の消防長は、直ちに市長に報告の上、その指示に従って県を通じて応援側の市町村長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、市長は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助

隊の出動等を要請し、救急・救助・消火活動等について応援を求めるものとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで市長に対し、応援のための措置を求めることができる。

なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請するものとする。

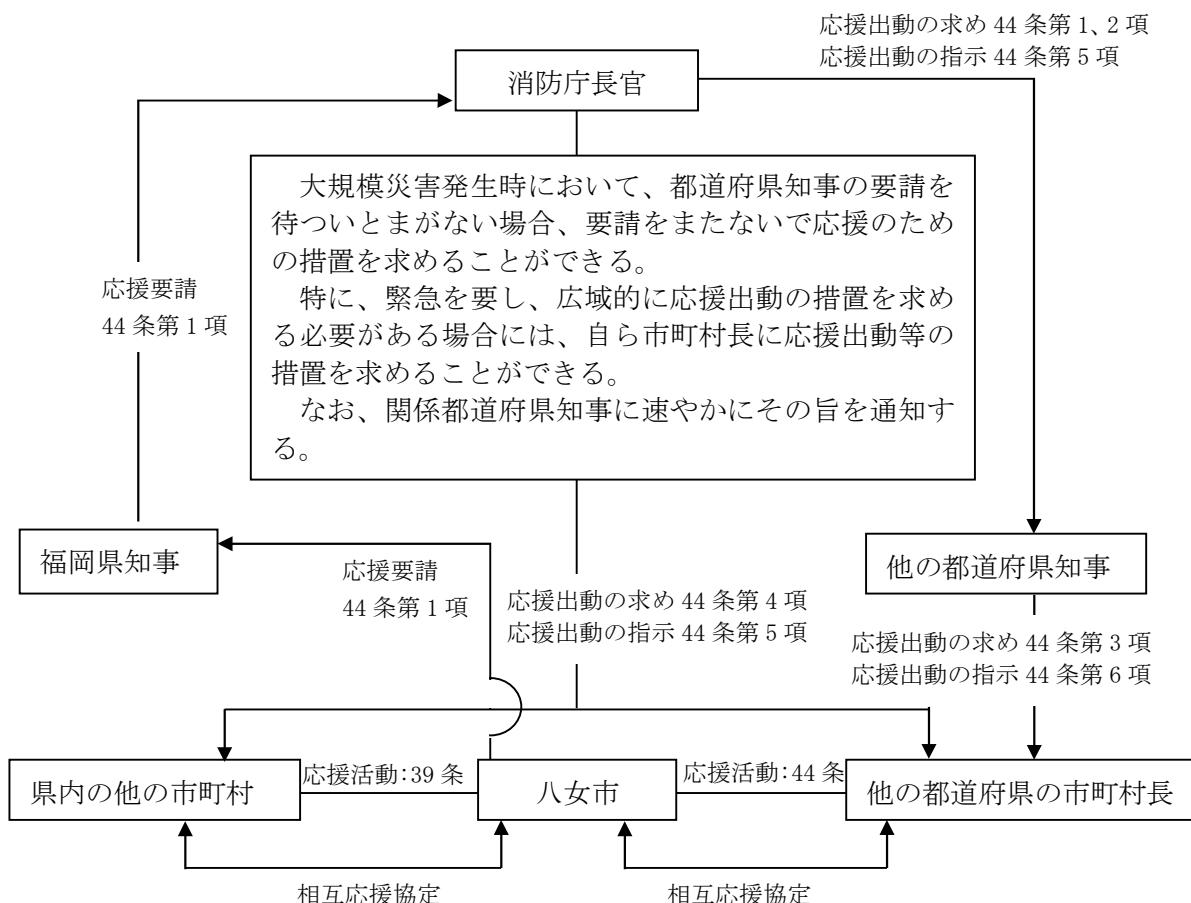
3 応援の受け入れに関する措置

他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市・県等は、応援活動の拠点となる施設の提供・応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受け入れに努めるものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った市は、「八女消防本部緊急消防援助隊等受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。

- (1) 情報提供体制
- (2) 通信運用体制
- (3) ヘリコプター離着陸場の確保
- (4) 進出拠点及び宿営場所の確保
- (5) 補給体制等

■ 応援要請系統図（消防組織法）



第2 内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請等

- 1 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策の万全を期するものとする。
- 2 市長は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示する。
 - (1) 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
 - (2) 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項

第3 緊急災害対策派遣隊（T E C—F O R C E）の受入体制

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支部部局、気象庁に設置された緊急災害対策派遣隊（T E C—F O R C E）が、市の被災状況調査、被害の拡大防止、早期復旧に関して支援を行う。

第4 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受け入れを決定し、作成する受入計画に基づいて、県が受け入れする。市は、県の要請により協力する。

第4節 救助法適用計画

所管部署：総務班、調査班、市民支援班、農林班、商工班

本計画では、災害に伴い食料品その他の生活必需品の欠乏・住居の喪失・傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する救助法の適用について定める。

第1 実施責任者

救助法による救助は知事が行い、市長がこれを補助する。ただし、知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、市長が行う。

第2 住家被害等救助法適用に関する被害情報の収集

災害対策本部各班は、救助法適用基準に基づき、住家被害等救助法適用に係る被災世帯数・被害状況を収集する。

第3 救助法適用基準

救助法による救助は、市域内に同一原因による災害により、本市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるとき適用される。なお、同法の適用基準は、おおむね次のとおりである。

- 1 市の区域内の住家滅失世帯数が、80世帯以上であるとき
- 2 県の区域内の住家滅失世帯数が、2,500世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が、40世帯以上であるとき
- 3 県の区域内の住家滅失世帯数が、12,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等により、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- 4 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき
- 5 1から3までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

■ 災害状況認定基準

| | |
|------|---|
| 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| 全壊 | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの |
| 半壊 | 住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの |
| 一部破壊 | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないもの |
| 床下浸水 | 床上浸水にはいたらない程度に浸水したもの |

第4 救助法適用要請と運用

1 救助法適用の県への要請

大規模な災害が発生し、本市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長が県知事に対し、救助法の適用要請を行う。

また、災害の事態が緊迫し、県知事による救助の実施を待つ事ができない場合は、救助法の規定による救助に着手する。なお、災害対策本部担当窓口は、総務班とする。

2 救助法に基づく救助の実施

(1) 実施責任者

市長（救助に関して知事からあらかじめ委任を受けた応急対策）

(2) 救助の内容

救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

- ア 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与
- イ 炊き出し、その他による食品の給与
- ウ 飲料水の供給
- エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与、貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救出
- キ 災害にかかった住宅の応急処理
- ク 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- ケ 学用品の給与
- コ 遺体の搜索、処理及び埋葬
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- シ 応急仮設住宅の供与

(3) 救助に伴う労務者の雇上げ

救助に伴う労務者の雇上げの内容は、次のとおりである。

- ア 被災者の避難誘導労務
- イ 医療及び助産における患者の移送労務
- ウ 被災者の救出のための労務及び該当救出に要する機械器具、資材の操作運搬の労務
- エ 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
- オ 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
- カ 遺体の搜索に必要な労務
- キ 遺体の処理に必要な労務

(4) 応急救助の実施状況等の報告

救助法を適用し、応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

ア 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部各班は、救助実施記録日計票（以下「日計票」という。）を作成する。

なお、日計票の制作、とりまとめ等の事務処理については、それぞれ実情にあった方法を採用し、適宜運用して差し支えない。

イ 救助実施状況等

災害対策本部各班は、救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を総務班に報告する。

なお、この報告は、前記の事項ができる限りの範囲内で掌握、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

第5 救助法による救助の対象とならない場合の措置

救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、被災の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

第5節 要員確保計画

所管部署：総務班、職員班

本計画では、災害時において不足し、必要となった労務者等の雇上げについて定める。

第1 実施責任者

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うが、災害対策本部における雇い上げは、その職種等によって関係班が行い、とりまとめは総務班が行う。

第2 労働者等確保の種別、方法

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、おおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) ボランティア等の受入れ
- (3) 公共職業安定所による労働者の斡旋
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

第3 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、この限りでない。

第4 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、基本法、救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発する。

■ 従事命令・協力命令の種類と執行者

| 対象作業 | 命令区分 | 根拠法律 | 執行者 |
|---------------------------|------|-------------|--------------------|
| 災害応急対策事業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 基本法第65条第1項 | 市長、警察官 |
| | | 基本法第65条第2項 | |
| 災害救助作業 (救助法に基づく救助) | 従事命令 | 救助法第7条 | 知事 |
| | 協力命令 | 救助法第8条 | |
| 災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置) | 従事命令 | 基本法第71条第1項 | 知事 市長(委任を受けた場合) |
| | 協力命令 | | |
| 危害防止のための措置 | 措置命令 | 警察官職務執行法第4条 | 警察官 |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第29条第5項 | 消防職員、消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第24条 | 水防管理者、消防団長、消防長 |

第5 その他

- 1 医療、土木建設関係者等の雇上げに当たっては、従事作業用の器具等を指定し、持参させるようする。
- 2 土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて、請負又は委託等適当な方法による。

第6節 災害ボランティアの受入・支援計画

所管部署：受援・広報班、医療救護班、社会福祉協議会

市域に大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、本市及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

本計画では、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の協力体制の構築に関して、本市及び防災関係機関等が実施すべき事項について定める。

本市及び防災関係機関等は、各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。また、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

市は、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボランティア本部や、地元や外部から被災地入りしているNPO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

第1 受入窓口等の設置

1 発災直後の情報提供

本市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 現地災害ボランティア本部

社会福祉協議会及び市が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

3 ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動ができるだけ支援するものとする。

4 支援内容

市は、現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 設置場所の提供
- (2) 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- (3) 資機材等の提供
- (4) 職員の派遣
- (5) 被災状況についての情報提供
- (6) 片付けごみなどの収集運搬
- (7) その他必要な事項

第2 災害ボランティアの活動

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

| 区 分 | 活動 内 容 |
|-----|--------|
|-----|--------|

| | |
|----------|--|
| 専門ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害のおそれのある箇所の調査（斜面判定士等） ・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言） ・救護所等での医療、看護 ・手話通訳 ・外国人のための通訳 ・被災者へのメンタルヘルスケア ・高齢者、障がいのある人等への介護・支援 ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ・特殊車両操作（大型重機等） ・公共土木施設の調査等 ・その他専門的な技術・知識が必要な業務 |
| 一般ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・被災者家屋等の清掃活動 ・現地災害ボランティアセンター運営の補助 ・避難所運営の補助 ・炊き出し、食料等の配布 ・救援物資等の仕分け、輸送 ・高齢者、障がいのある人等の介護補助 ・被災者の話し相手・励まし ・その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの） |

第3 市民に対する普及・啓発

市は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第4 ボランティアの登録

社会福祉協議会は、災害時における一般ボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第5 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市は、県・日本赤十字社・社会福祉協議会等と連携し、必要があるときは、速やかに現地本部及び救援本部を設置し、ボランティア支援体制を確立する。

なお、本市の災害ボランティア活動拠点は、次に示すとおりとする。

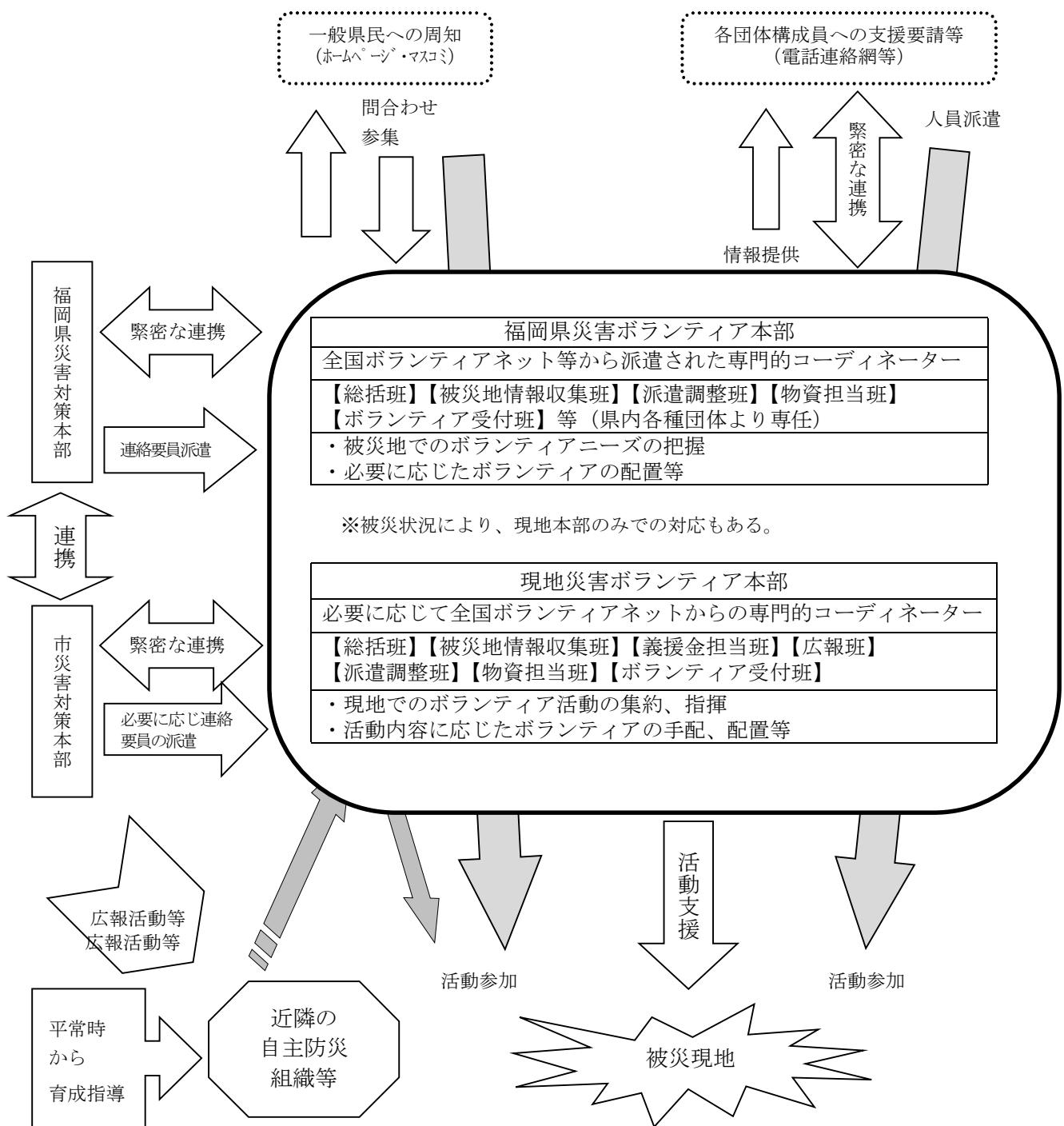
| 名 称 | 所 在 地 | 連絡先 |
|--------------------|---------------|---------|
| 八女市社会福祉協議会 立花支所 | 八女市立花町谷川 1156 | 37-0036 |

第6 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

- 1 県災害対策本部は、福岡県災害ボランティア本部及び市災害対策本部、現地災害ボランティア本部と連携し、被災地のニーズの把握等を行う。
- 2 市災害対策本部は現地災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等

の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供するものとする。

■ 災害ボランティア活動に係わる連携図



第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等伝達計画

所管部署：総務班

この計画では、災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する特別警報・警報・注意報及び気象情報の受領及び伝達を確実に行うために、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡系統を確立することを定める。

第1 福岡管区気象台が発表する特別警報・警報・注意報・気象情報の種類及び発表基準

特別警報、警報、注意報及び気象情報等の防災気象情報に関して迅速な情報提供を受けるとともに、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

(数値は、予想される気象要素値である。)

1 特別警報・警報・注意報の区分細分及び警報文、気象注意報の構成

(1) 特別警報・警報・注意報は、次の細分区域を対象として発表する。

■ 特別警報・警報・注意報の細分区域

| 一次細分 区域 | 市町村等を まとめた地域 | 二次細分区域 |
|------------|-----------------|---|
| 福岡地方 | | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町 |
| 北九州地方 | 北九州・遠賀 地区 | 北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町 |
| | 京築 | 行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町 |
| 筑豊地方 | | 直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、福智町、大任町、赤村 |
| 筑後地方 | 筑後北部 | 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、筑前町、東峰村、大刀洗町 |
| | 筑後南部 | 大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町 |

(2) 発表年月日：発表時刻及び発表気象官署名（発表時刻は24時制）

(3) 見出し文：注意、警戒を要する事項について100文字以内で簡潔に記述する。

(4) 本文：市町村ごとに記述する。

ア 特別警報・警報・注意報の発表状況

イ 特記事項

ウ 量的予報事項

エ 付加事項

2 気象等の警報・注意報及び気象情報

(1) 警報

「警報」とは、気象等により重大な災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が一般の警戒を促すために発表するものである。

(2) 注意報

「注意報」とは、気象等により災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が一般の注

意を促すために発表するものである。

(3) 気象情報

「気象情報」とは、福岡管区気象台が注意報若しくは警報の発表の前段階として、又は発表後の補足説明として一般に向けて発表するものである。

3 特別警報

発表基準は、地域の災害対策を担う知事及び市長の意見を聴いて決定されることとなっており、その概要は次のとおりである。

| 種類 | 発表基準 |
|---------|--|
| 暴風特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |
| 暴風雪特別警報 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 大雨特別警報 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |
| 大雪特別警報 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

(1) 気象等の特別警報の指標

ア 雨を要因とする特別警報の指標

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる 1 km 格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に特別警報を発表する。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表し、温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高波・波浪の警報を、特別警報として発表する。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

県域程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

(2) 解除基準

気象特別警報の発表基準に該当しない状況と判断したときに特別警報を解除する。

(3) 伝達義務

市長は特別警報の通知を受けた場合、気象業務法第 15 条の 2 に基づき、直ちにその通知された事項を住民等に周知する。

4 警報・注意報の発表基準一覧表

発表基準一覧表は以下を参照すること。

■福岡県八女市の警報・注意報発表基準一覧表



https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ki_jun/fukuoka/ki_jun_4021000.pdf

5 重要水防箇所

■国土交通省管理区間

| 河川名 | 地名 | 位置 | 延長(m) |
|-----|----|------------------|-------|
| 矢部川 | 川犬 | 右岸 18k500～19k400 | 900 |

■県知事管理区間

| 河川名 | 地名 | 位置 | 延長(m) |
|------|--------|------------------------|-------|
| 花宗川 | 立野 | 右岸 国武橋下流 | 100 |
| 山ノ井川 | 大島 | 右岸 大島橋より上流 | 400 |
| 下横山川 | 上陽町下横山 | 左右岸 鮎帰橋より上流へ | 300 |
| 横山川 | 上陽町上横山 | 左岸 下八重谷合流点より上流へ | 200 |
| | | 右岸 飯塚川合流点より下流へ | 400 |
| 矢部川 | 祈祷院 | 右岸 星野川橋より下流へ | 400 |
| | 黒木町土窪 | 左岸 石原橋下流 50m より下流へ | 100 |
| | 黒木町北木屋 | 右岸 馬渡橋より下流へ | 500 |
| | | 左岸 馬渡堰より上流へ | 300 |
| | 黒木町木屋 | 左岸 どうじろう橋上流 100m より上流へ | 200 |
| | 黒木町北大渕 | 右岸 花巡堰より下流へ | 50 |
| 田代川 | 黒木町木屋 | 右岸 一ノ渡瀬より下流へ | 500 |
| | | 左右岸 旧渡内小学校跡地より上流へ | 400 |
| | 黒木町田代 | 左岸 桑鶴橋より下流へ | 150 |
| | | 左右岸 明所橋より上流へ | 100 |
| | | 左右岸 田代小学校跡地を中心上下流 | 500 |
| 笠原川 | 黒木町笠原 | 左岸 北向橋下流 50m より下流へ | 150 |
| | | 右岸 左手上堰より上流へ | 60 |
| | | 左岸 釧形大年神社下 | 100 |
| 剣持川 | 黒木町大渕 | 左岸 小原橋より下流へ | 200 |
| | | 右岸 剣持小学校跡地を中心上下流 | 300 |
| 松尾川 | 立花町上辺春 | 左右岸 長瀬橋より上流へ | 100 |

| 河川名 | 地名 | 位置 | 延長(m) |
|-----|--------|-----------------------|-------|
| | | 左右岸 上辺春小学校跡地より江後年神橋まで | 600 |
| 星野川 | 星野村川添 | 左岸 土穴橋上流 300m より上流へ | 100 |
| 矢部川 | 矢部村北矢部 | 右岸 八女市役所矢部支所前 | 50 |
| 樅鶴川 | 矢部村北矢部 | 左右岸 栗原製材所前より下流へ | 100 |
| 御側川 | 矢部村北矢部 | 右岸 宮ノ尾橋より上流へ | 400 |
| | | 右岸 下御地区入口より下流 | 400 |

■市管理区間

| 河川名 | 地名 | 位置 | 延長(m) |
|------|----------|------------|-------|
| 豊福川 | 上吉田 | 長峰小学校北側 | 200 |
| 星野川 | 久木原字中村 | 星野川宮本橋下流 | 50 |
| 横山川 | 上横山字納又 | 横山川上流納又区一帯 | 944 |
| 下横山川 | 下横山字鮎帰 | 鮎帰橋付近 | 1,200 |
| 渓流 | 上横山字タシノ尾 | 田代区 1km 上流 | 1,200 |
| 渓流 | 上横山字山神 | 滝の宮上流 | 300 |

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福岡県と福岡管区気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

7 気象情報

大雨や強風等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を加え、警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）、注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）等を文章や図形式で「大雨に関する福岡県気象情報」等の名称で注意や警戒をする旨発表する。

(1) 警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）

24時間から2~3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表する。また線状降水帯による大雨発生の可能性が高い場合に、その可能性を半日程度前から気象情報で呼びかける。

(2) 注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）

警報や注意報を発表している間に、現象の経過、予想、防災上の留意点等を具体的に知らせる必要があるときに発表する。

(3) 顕著な大雨や記録的な大雨を観測したとき気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを用いて「顕著な大雨に関する気象情報」として発表する。

また、数年に一度しか起こらないような短時間の記録的な大雨を観測し、より一層の警戒を呼

びかけるときには「記録的短時間大雨情報」を発表する。記録的短時間大雨情報は、大雨警報発表中でキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している地域において、1時間に 110 ミリ以上の雨を観測したときに発表する。

(4) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域（福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域）単位で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から約 1 時間である。

8 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風および24時間以内に台風になると予想される熱帯低気圧について、位置・大きさ・強さ等の実況及び24時間先までの進路予報を3時間ごとに、120時間先までの進路と台風の強度（中心気圧、最大風速）に関する予報を6時間ごとに発表する。また、日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1時間後の中心位置、強度、大きさを推定して1時間ごとに発表する。

(2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。

そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲）を3段階、強さ（最大風速）を4段階で表現する。

■ 台風の大きさの分類

| 平均風速15m/s以上の強風域の半径 | 分類 |
|--------------------|-------------|
| 500km未満 | |
| 500km以上800km未満 | 大型（大きい） |
| 800km以上 | 超大型（非常に大きい） |

■ 台風の強さの分類

| 最大風速 | 分類 |
|--------------------|-------|
| 17m/s以上33m/s未満 | |
| 最大風速33m/s以上44m/s未満 | 強い |
| 最大風速44m/s以上54m/s未満 | 非常に強い |
| 最大風速54m/s以上 | 猛烈な |

第2 気象に関する特別警報・警報・注意報・情報の伝達系統

1 市は、県から伝達された情報については、夜間・休日においても、防災担当職員へ確実に伝達できる体制を確立する。

(1) 下記の注意報・警報等の発表及び解除に関すること。

大雨注意報・洪水注意報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報・暴風特別警報・大雨特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報・火災気象通報・顕著な大雨に関する気象情報・記録的短時間大雨情報

（注）このほか状況に応じ、強風注意報・乾燥注意報・大雪注意報・風雪注意報・雷注意報・気象情報・台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

(2) 洪水予報（指定河川）・水防警報の発表・解除等及び洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報の通知に関すること。

(3) 市災害対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関すること。

(4) 市に対する災害警戒体制の強化指示に関すること。

(5) 市の被害状況把握に関すること。

(6) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。

(7) その他防災上必要と認められること。

2 庁内各課に対しては、庁内放送等をもって伝達する。

3 市から住民への周知方法

市は防災計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれらに対し、取るべき措置の伝達周知を行う。

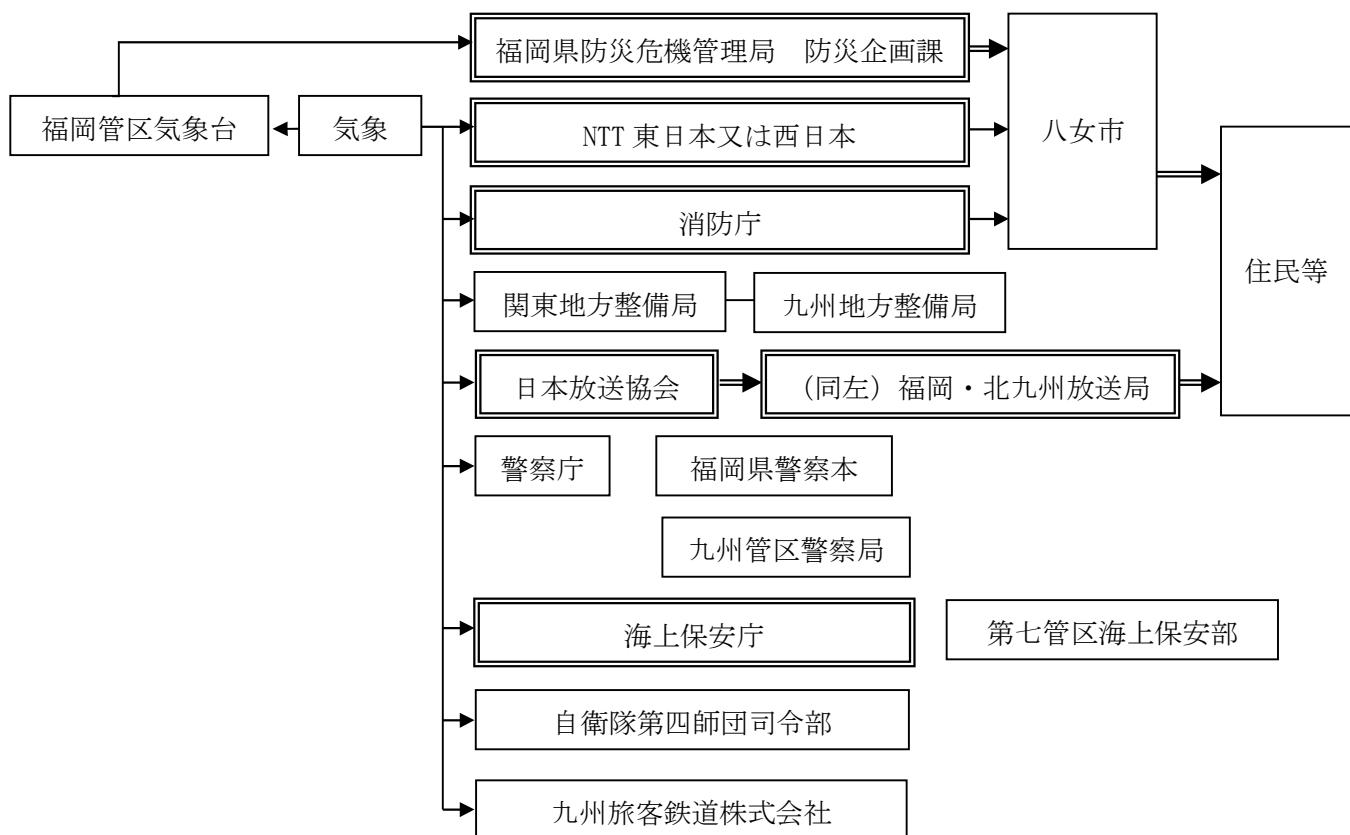
(1) 直接的な方法

- ア 緊急告知防災ラジオによる通報
- イ 広報車の利用
- ウ 水防計画等による警鐘の利用
- エ 電話・口頭による戸別通知
- オ ふくおか防災ナビ・まもるくんの活用
- カ 防災メールまもるくんの活用

(2) 間接的な方法

- ア 公共団体（行政区・自主防災組織等）を通じての通知
- イ 他機関を通じての通知

4 防災気象情報等伝達系統図

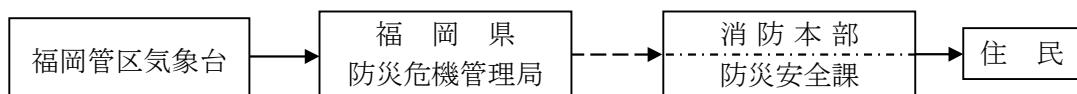


二重枠で囲まれている機関は、法定伝達先。

二重線の経路は、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

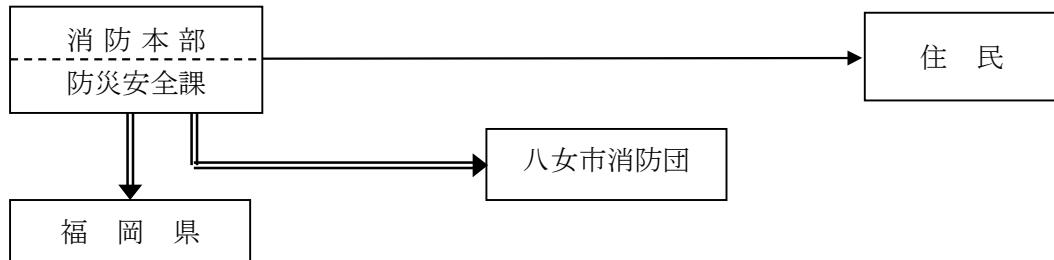
第3 火災気象通報の伝達系統

1 火災の予防上危険な気象状況であると認められる通報の伝達系統



(注)-----> は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信

2 火災警報等の伝達系統



(注) ————— は連絡 ————— は周知

第4 災害通信の部内伝達要領

- 1 気象台からの気象通報その他災害に関する情報を受けたときは、災害対策本部（設置前においては防災安全課）において受領する。
- 2 庁内職員への伝達は府内放送により行うものとし、住民への伝達は、緊急告知防災ラジオにてを行う。
- 3 夜間、休日等勤務時間外における伝達は、状況により消防団が防災安全課員に通知する。

第2節 被害情報等収集伝達計画

所管部署：総務班、受援・広報班

この計画では、災害の発生に伴う被害状況等の情報について、情報の収集及び報告に関する責任者・報告の基準・方法等を定める。

第1 情報の収集及び報告

本市は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達を行うとともに、国、県及び防災関係機関等と災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害対応対策の実施に努める。

1 情報の収集・伝達

本市は、人的被害の状況や建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

2 情報の内容

収集すべき情報の主なものは以下のとおりであり、人的被害・避難措置等住民の生命・身体の保護に関連あるものを優先する。

■ 収集すべき情報の項目

| 収集項目 | |
|------|-------------------------|
| 1 | 人的被害 |
| 2 | 建物被害 |
| 3 | 避難情報等の発令状況、警戒区域の指定状況 |
| 4 | 避難の状況 |
| 5 | 防災関係機関の防災体制（配備体制等） |
| 6 | 防災関係機関の対策の実施状況 |
| 7 | 交通機関の運行・道路の状況 |
| 8 | ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営状況 |
| 9 | 市からの要請及び防災関係機関への要請 |

3 情報の収集方法

本市は、電話・携帯電話・各種無線設備（衛星携帯電話の借用等を含む。）を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。

4 異常な現象発見者の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市若しくは警察署及び消防署に通報しなければならない。
 - (2) 通報を受けた警察署及び消防署は、その旨を速やかに市に通報しなければならない。
 - (3) (1)又は(2)により通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報するとともに、住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、取るべき必要な措置を指示する。
- ア 福岡管区気象台
 イ 県知事（災害対策本部が設置されているときは同県本部長）
 ウ その他の関係機関

第2 報告の基準

- 内閣総理大臣（消防庁経由）及び県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告記入要領」により行う。
- (1) 救助法の適用基準に合致するもの
 - (2) 市が災害対策本部を設置したもの
 - (3) 災害が2県以上にまたがるもので一つの県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - (4) 地震が発生し、市域内で震度4以上を記録したもの
 - (5) がけ崩れ・地すべり・土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (6) 河川の溢水・破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (7) 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等速報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく災害以外の火災速報及び救急事故速報についても報告する。

第3 報告責任者

災害に伴う被害状況の調査は災害対策の基本となるものであるから、本部長は、あらかじめ被害状況報告者を定めておく。また、本部長は集計した結果を速やかに知事に報告する。

第4 報告の種別

- (1) 災害速報
被害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 中間報告
発生報告後、被害の状況が変わる度に逐次行う。
- (3) 確定報告
応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

第5 報告の方法

通信の輻輳を避け迅速を期すために、略号を定めるものはそれを利用し、その他の事項についてもできるだけ要点を簡潔に整理し、次の方法により報告する。

- 1 電話（非常電話・緊急電話）
- 2 総合情報通信ネットワークシステム

3 通信方法が不通の場合

通信可能な地域まで伝令により報告するなど、あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

4 確定報告

必ず別紙様式の「災害中間報告・災害確定報告」により文章で報告する。

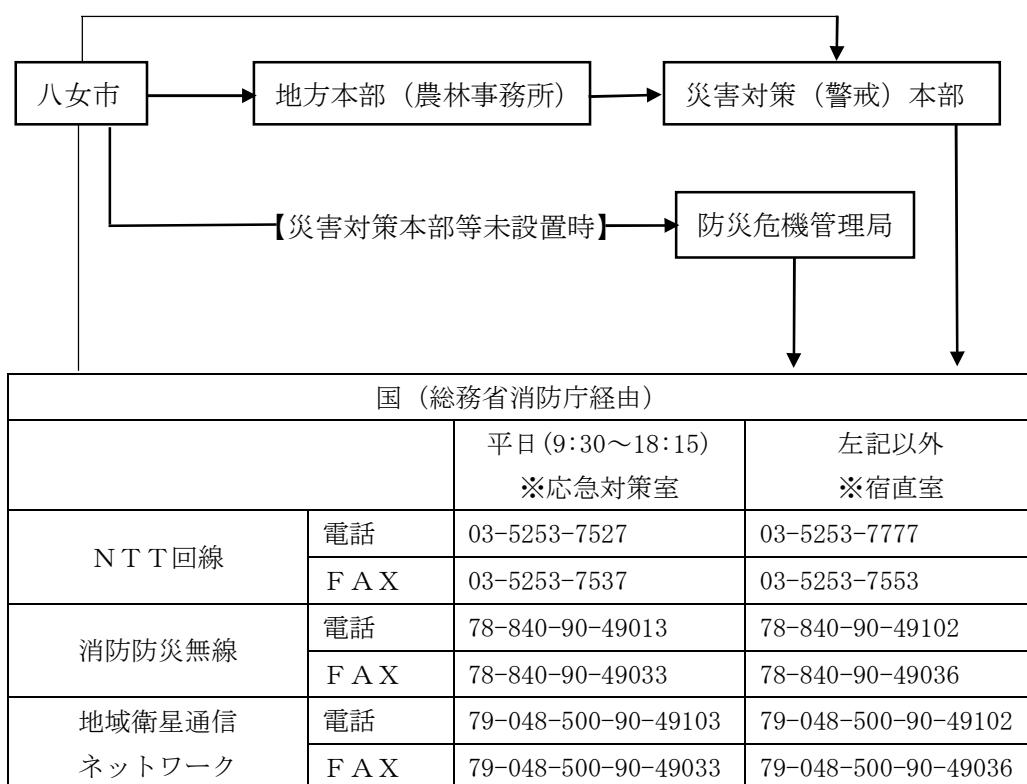
第6 市の措置

1 県、国への報告

- (1) 市は、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところにより行い、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、市から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行うものとする。
- (2) 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

2 連絡窓口

市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



第3節 広報・広聴計画

所管部署：総務班、受援・広報班

この計画では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、民心を安定させ社会秩序を維持するための措置等について定める。災害情報等については、本市の緊急告知防災ラジオ、広報車等を利用するだけでなく、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て、市民に対して避難に関する情報・被害の状況・災害応急対策等の必要な情報を迅速かつ正確に広報することを定める。

なお、広報の際は・高齢者・障がいのある人・外国人等の要配慮者に対しても情報を正確に伝達できるよう配慮する。

第1 被害情報の収集及び広報機関

- 1 市域の被害状況等の収集は、各班が行い総務班に連絡
- 2 市民に対する広報は、広報班が担当
- 3 災害現地の状況は、写真等による情報収集

第2 広報の方法

災害対策本部は、下記のような媒体を活用し、多様な手段で市民に対して広報を行う。

- 1 緊急告知防災ラジオ
- 2 広報車
- 3 報道機関：新聞・テレビ・ラジオ（AM放送・FM放送）
- 4 インターネットのホームページ
- 5 FAX
- 6 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、防災メール・まもるくん

第3 市が実施する広報の内容

本市が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

- 1 災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等に関すること
- 2 避難情報等に関すること
- 3 災害時における住民の心がまえ
- 4 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- 5 災害応急対策実施の状況に関すること
- 6 電気・ガス・水道・燃料等の供給に関すること
- 7 安否情報に関すること
- 8 指定避難所の設置に関すること
- 9 応急仮設住宅の供与に関すること
- 10 炊き出しその他による食品の供与に関すること
- 11 飲料水の供給に関すること
- 12 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること
- 13 災害応急復旧の見通しに関すること
- 14 物価の安定等に関すること
- 15 その他

第4 広聴活動

本市は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第5 放送の要請

本部長は、緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。

第4節 避難計画

所管部署：総務班、受援・広報班、医療救護班、市民支援班

大規模な災害発生時においては、多数の避難者の発生が予想される。

本計画は、このような事態に対処し、住民の生命・身体の安全を確保するため、市長その他関係法令の規定に基づく避難等の実施責任者が、必要に応じて避難に関する可能な限りの措置を取ることを定める。

特に、市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示の発令のほか、避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する要配慮者等に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の発令を行う。

第1 避難情報等の発令権者及び時期

| 指示権者 | 発令権者 | 関係法令 | 対象となる災害の内容 (要件・時期) | 発令対象 | 発令内容 | 取るべき措置 |
|-----------------------------|------------------|----------------------------|--|---|--|-------------------------------|
| 市長 (委任を受けた職員) | 市長 (委任を受けた職員) | 災対法 第60条 第1項、 第3項 | 全災害 ・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。 ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。 | 必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 | ・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示(※1) ・緊急安全確保措置の指示 | 県知事に報告(窓口：防災危機管理局) |
| 知事 (委任を受けた職員) | | 災対法 第60条 第5項 | ・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合 | 同上 | 同上 | 事務代行の公示 |
| 警察官 | | 災対法 第61条 警察官職務執行法第4条 | 全災害 ・市長が避難のため立ち退き又は安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき。 ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合 | ・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者 | ・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・避難の措置(特に急を要する場合) ・緊急安全確保措置の指示 | 災対法第61条による場合は、市長に通知(市長は知事に報告) |
| 自衛官 | | 自衛隊法第94条 | ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合 | 危害を受けるおそれのある者 | 避難について必要な措置(※2) | 警察官職務執行法第4条の規定を準用 |
| 知事 (その命を受けた県職員) | | 地すべり等防止法第25条 | 地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき。 | 必要と認める区域内の居住者 | 立ち退くべきことを指示 | その区域を管轄する警察署長に報告 |
| 知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者 | | 水防法第29条 | 洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。 | 同上 | 同上 | その区域を管轄する警察署長に通知(※3) |

※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する。

※2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※3 水防管理者が行った場合に限る。

第2 避難情報等の伝達

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために入命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者・滞在者・その他の者に対し、広報車・市防災行政無線等をもって避難情報等の伝達を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。その際には、住民に次の事項を明示する。

- ① 避難を要する理由
- ② 避難情報等発令の対象地域
- ③ 避難先とその場所
- ④ 避難経路
- ⑤ 注意事項

1 災害一般の避難の指示等

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する要配慮者に対し、計画された避難場所へ避難を求める。
- (2) 市長は、法に基づき避難のための立ち退きを指示する。また、必要と認めるときはその立ち退き先を指示するものとし、これらについて速やかに県知事に報告する。
- (3) この場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、当該災害による被害が甚大で、本市がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合は、本市が実施すべき措置の全部又は一部を県が代行する。

(4) 避難準備及び携帯品の制限

避難者は、避難指示により立ち退くときは、次の事項に特に留意しなければならない。

- ア 火気及び危険物（石油類、ガス、生石灰等）の始末を完全にすること。
- イ 会社・工場にあっては浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品・劇薬物の流失防止、電気ガス等保安措置を完全にすること。
- ウ 家屋の補強（雨戸等）
- エ 家財の流失防止
- オ 携帯品は、必要最小限とする。

- (ア) 家族の名札（住所・氏名・生年月日・血液型等を記載したもの）
- (イ) 食料（2～3食程度）・飲料水・タオル・常備薬・救急医薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等
- (ウ) 動きやすい服装・帽子（頭巾）・雨具類・必要に応じ防寒服

カ 避難者は、避難秩序を乱すことなく、誘導員の指示に従い、相互に助け合い、冷静に避難しなければならない。

- (5) 市長は、避難のための立ち退きの指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的

に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失すことなく避難情報等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

2 注意喚起及び自主避難の呼びかけ（高齢者等避難の伝達）

市は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要と認める地域に防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて、避難の準備の確認をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、要配慮者等の避難行動に時間をする者に対し、早めの避難行動の開始を求める高齢者等避難の伝達であることを、特に留意して行う。災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物等への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

3 洪水についての避難指示

- (1) 市長は必要に応じて、基本法に基づく避難のための立ち退きの指示をする。
- (2) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立ち退きを指示することができる。
- (3) 判断基準

■ 矢部川

| 発令区分 | 基準 |
|--------|--|
| 高齢者等避難 | <p>①洪水警報が発表され、避難判断水位【中川原橋 6.0m】に到達したとき。</p> <p>《参考情報》水位、雨量、洪水予報、ダム放流情報、流域雨量指数</p> <p>②その他、河川の特性、堤防の整備状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の予測等を考慮し、市長が発令すべきと判断するとき。</p> |
| 避難指示 | <p>①洪水警報が発表され、氾濫危険水位【中川原橋 6.9m】に到達したとき。</p> <p>《参考情報》水位、雨量、洪水予報、ダム放流情報、流域雨量指数</p> <p>②近隣市町村で記録的短時間大雨情報【1時間雨量=110mm】が発表され、気象状況の変化（雨雲の移動等）に伴い影響を受けると予想されるとき。</p> <p>《参考情報》水位、降水ナウキャスト、流域雨量指数</p> <p>③破壊につながるおそれのある漏水等が発見されたとき。</p> <p>④その他、河川の特性、堤防の整備状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の予測等を考慮し、市長が発令すべきと判断するとき。</p> |
| 緊急安全確保 | 堤防の決壊や越水・溢水が発生又は切迫し、市長が発令すべきと判断するとき。 |

■ 水位基準 (m)

| 河川名 | 観測所 | 所在地 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|-----|------|-----|---------|--------|--------|--------|
| 矢部川 | 中川原橋 | 柳瀬 | 3.90 | 4.40 | 6.00 | 6.90 |

* 気象危険水位：洪水により氾濫の起こるおそれのある水位で、市長が発する避難指示等の目安になる水位

避難判断水位：氾濫注意水位を越える水位であって、市長が発する高齢者等避難の目安になる水位

氾濫注意水位：水防活動を行う指標となる水位である、水防団が出動する水位

■ 矢部川以外の河川

| 発令区分 | 基準 |
|--------|---|
| 高齢者等避難 | <p>①洪水警報が発表され、水位が護岸天端まで上昇すると予測されるとき。</p> <p>《参考情報》水位、雨量、洪水予報、流域雨量指数</p> <p>②その他、河川の特性、堤防の整備状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の予測等を考慮し、市長が発令すべきと判断するとき。</p> |

| 発令区分 | 基準 |
|--------|--|
| 避難指示 | <p>①洪水警報が発表され、水位が護岸天端まで達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 《参考情報》水位、雨量、洪水予報、流域雨量指数</p> <p>②近隣市町村で記録的短時間大雨情報【1時間雨量=110mm】が発表され、気象状況の変化（雨雲の移動等）に伴い影響を受けると予想されるとき。 《参考情報》水位、雨量、洪水予報、流域雨量指数</p> <p>③破壊につながるおそれのある漏水等が発見されたとき。</p> <p>④その他、河川の特性、堤防の整備状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の予測等を考慮し、市長が発令すべきと判断するとき。</p> |
| 緊急安全確保 | 堤防の決壊や越水・溢水が発生又は切迫し、市長が発令すべきと判断するとき。 |

■ 水位基準 (m)

| 河川名 | 観測所名 | 所在地 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|------|-------|-------|---------|--------|--------|--------|
| 星野川 | 光延橋 | 星野村 | 2.39 | 2.75 | 2.97 | 3.65 |
| 横山川 | 下八重谷橋 | 上陽町 | — | — | — | 2.91 |
| 龍川内川 | 十箇橋 | 星野村 | — | — | — | 3.48 |
| 笠原川 | 螢橋 | 黒木町笠原 | — | — | — | 1.40 |
| 星野川 | 柳島 | 柳島左岸 | 1.90 | 2.40 | — | 4.00 |
| 辺春川 | 吹春 | 下辺春吹春 | 1.20 | 1.50 | — | 2.40 |
| 白木川 | 菖蒲尾 | 白木菖蒲尾 | 1.60 | 2.00 | — | 3.20 |
| 横山川 | 藤木 | 上横山藤木 | 1.70 | 2.00 | — | 2.70 |

(4) 発令対象区域は、異常箇所周辺を含む下流域とする。

4 土砂災害についての避難情報等

(1) 地すべり

ア 市長は必要に応じて、基本法に基づく避難のための立ち退きの指示をする。

イ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、立ち退きを指示する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

市長は急傾斜地の崩壊危険が切迫していると認められるときは、基本法に基づく避難のための立ち退きの指示をする。

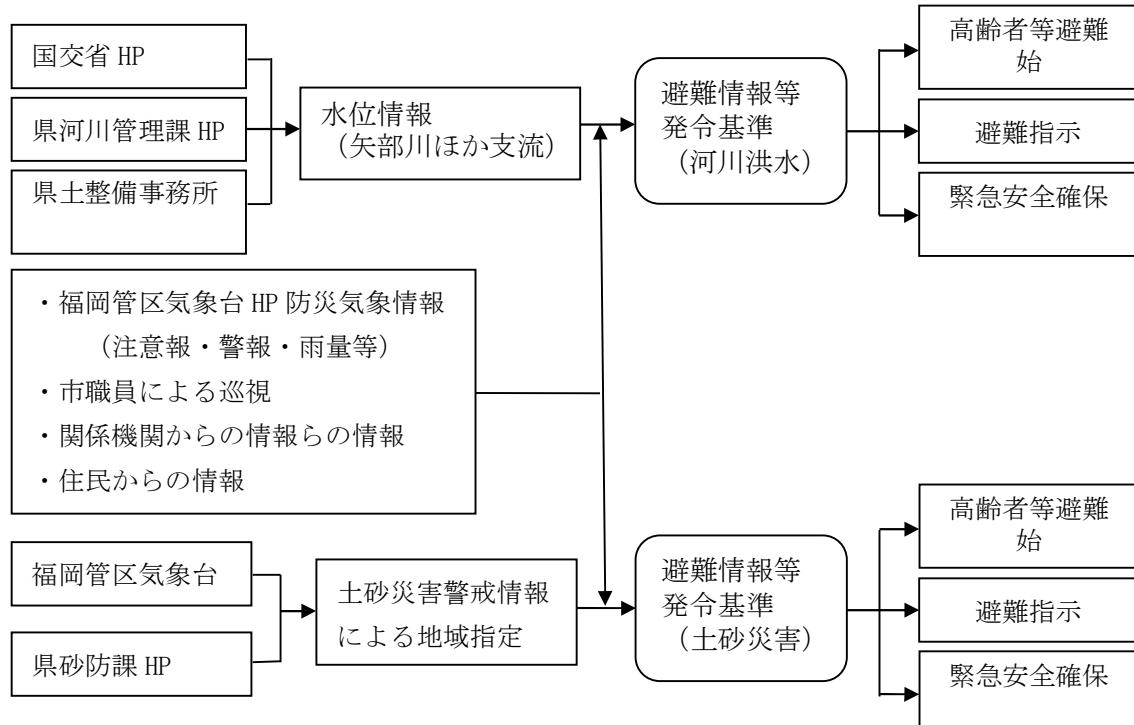
(3) 判断基準

判断の基準は、次のとおりとする。ただし、ゲリラ豪雨等、短時間で集中的な豪雨が発生した場合は、この限りではない。

| 発令内容 | 発令基準 |
|------------|--|
| 高齢者等 避難 | <p>①～④のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現（※）した場合</p> <p>② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※気象庁ホームページにおいて、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」(https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/) が実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の基準以上となる状態</p> |
| 避難指示 | <p>①～④のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>① 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>② 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）が出現（※）し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※気象庁ホームページにおいて、実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる状態</p> |
| 緊急安全 確保 | 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合又は土砂災害が発生し、市長が発令すべきと判断するとき。 |

※ 避難指示等の発令を検討するときは、上記「発令対象区域」以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、避難の必要性について検討すること。

5 避難情報等発令の流れ



6 住民等への周知

(1) 避難情報等の発令を行った場合には、地域住民等に対し緊急告知防災ラジオ、広報車、サイレンあるいは報道機関を通じて、避難情報等発令の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

また、危険の切迫性に応じて避難情報等発令の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(2) 市は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への避難情報等発令の伝達には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 市は、住民等に対し、避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。

7 関係機関への連絡等

(1) 住民等への伝達

避難情報等を発令又は解除をしたときは、防災無線、広報車、消防車等により伝達するとともに、報道機関や自主防災組織等へ協力要請を行うなど、関係区域内のすべての者に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団等により関係区域に個別に伝達を行う。

(2) 関係機関への通報等

市長は、避難情報等を発令又は解除をしたときは、警察等関係機関に速やかに連絡する。

ア 県、警察署

避難活動の実施協力要請

イ 陸上自衛隊

知事を通じて被災者の誘導、収容に対する出動要請

ウ 報道機関

避難情報等の放送要請

エ 隣接市町

必要に応じ、避難者の収容、避難経路の通過の協力要請

8 県への報告

避難情報等の発令又は解除をしたときは、その旨を速やかに県に報告する。

(1) 指示権者

(2) 避難情報等の発令又は解除の理由及び日時

(3) 避難対象地域及び人数等

(4) 避難先

(5) その他必要事項

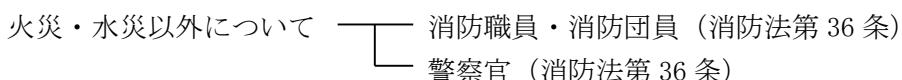
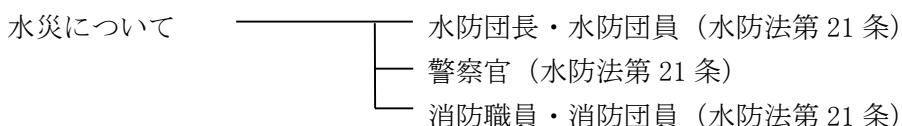
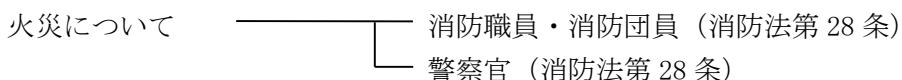
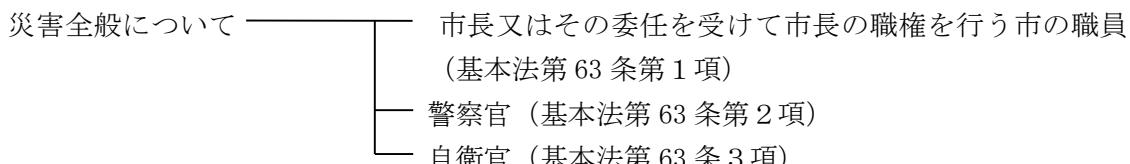
第3 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は基本法で、消防又は水防活動のための

警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行うこととする。

なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。(基本法第73条第1項)



2 警戒区域（基本法第63条関係）の設定と解除

基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- (2) 水防団および消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、市と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施するものとする。
- (3) 警察官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定することとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。
- (4) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知することとする。なお、市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は退去を命ずることとする。
- (5) 警戒区域を設定した場合は、ロープを張り、立看板等により設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。
- (6) 市長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等の明示物を撤去し、解除した旨避難所に避難している対象区域の居住者等に伝達する。避難所以外に避難している対象区域の居住者等には、電話、テレビ・ラジオ放送、立看板等の各媒体を活用して周知する。

第4 避難者の誘導及び移送

1 避難者の誘導

住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て市が実施する。

市は、住民等に対し、避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」

への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

2 避難行動要支援者の避難誘導・移送

市は、避難行動要支援者に対しては優先的に避難誘導・移送を行う。

3 避難者の移送

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。その際、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施する。

4 住民の避難誘導体制

市は、避難情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水・土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準・伝達方法を明確にし、日頃から避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努める。

第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その災害の態様に応じ、安全、かつ適切な指定緊急避難場所及び指定避難所を選定し開設する。また、市長は、指定避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知する。

【資料編 3-1 避難所他 参照】

第6 指定緊急避難場所及び指定避難所の選定及び収容方法

市は、土砂災害警戒区域等の立地条件などを考慮した上で指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。さらに、要配慮者等に配慮して、被災地以外の旅館やホテル等についても指定避難所として借上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定及び収容等については、おおむね次による。

なお、市長は、市域に係る災害が発生し、住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該住民について県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、当該住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所の選定については、災害時の避難をより適切・有効なものにするため、災害の実態に即した弾力的な選定が必要とされるが、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 洪水の場合は、低地・川沿い等を避けた高地
- (2) 地すべり・急傾斜地の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外に存在する場所
- (3) 大火災の場合は、防除できる面積を備えた場所

2 収容方法

主な収容場所としては、公立の保育所・幼稚園・学校・公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。これらの適当な施設が得難いときは、野外に仮設物等を仮設し、又はテントを設置する。

第7 指定避難所の運営

1 指定避難所の運営・管理

避難情報等を発令する場合等には、市民支援班は、速やかに必要な指定避難所を開設し、職員を配置する。なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡を取り、管理全体に十分留意すること。運営面では、指定避難所における情報の伝達・食料・飲料水等の配布を実施する。清掃等については、避難者が積極的にかかわり、住民・自主防災組織・地域の各組織等からも協力が得られるよう努める。

また、避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好に保てるよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの保護や男女のニーズの違いなど様々な視点に配慮する。

避難者の普段の住生活を早期に取り戻すため、応急仮設住宅の迅速な提供等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速に斡旋できるように努める。

2 指定避難所の状況把握

- (1) 避難者の住所・氏名・年令等の調査及び避難者数の把握
- (2) 避難者の負傷及び健康状態
- (3) 応援必要物品等の把握
- (4) 安全配置及び指定避難所の秩序

3 文教施設教職員への協力要請

文教施設の指定避難所へ駆けつけた教職員に対し、教育に支障のない範囲の協力を求める。

4 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は以下の点に留意するものとする。

- (1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営

ア グループ分け

イ プライバシーの確保

ウ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮

指定避難場所においては、女性の意見を反映し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。

エ 情報提供体制の整備

オ 指定避難所運営ルールの徹底

円滑な指定避難所運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

カ 指定避難所のパトロール等

キ 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等

ク 福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等

- (2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営

市は以下の点に留意するものとする。

なお、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

また、市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

ア 自主運営体制の整備

イ 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

ウ 指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営

- (3) 保健・衛生対策

市は以下の点に留意するものとする。

なお、市は、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における愛護動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

ア 救護所の設置

- イ 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施
- ウ 仮設トイレの確保
- エ 入浴、洗濯対策
- オ 食品衛生対策
- カ 心の健康相談の実施

第8 要配慮者への配慮

本市は、土砂災害警戒区域内や洪水想定区域内にある要配慮者関連施設に対し、ファクシミリ、電子メールによる洪水予報等の伝達体制を確立する。

また、防災ハザードマップを作成し、浸水や土砂災害が想定される流域校区の世帯に配布とともに、市役所でも配布する。

災害時においては、要配慮者を優先に指定避難所へ収容する。

指定避難所では、要配慮者に配慮した施設や設備の整備に努める。また、避難者の心身の状態を健康に保てるよう、必要に応じて保健師等の巡回健康相談・社会福祉施設等への緊急入所・ホームヘルパーの派遣・車椅子の手配等を、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

また、要配慮者に対して情報の提供について十分配慮するとともに、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がいのある人向け仮設住宅の設置等に努める。

【資料編 3-5 土砂災害警戒区域内及び洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設 参照】

第9 避難の周知徹底

1 避難指示等の信号

| | | |
|--------|--------------|----------------------|
| サイレン信号 | ○ ————— 5秒休止 | ○ ————— 5秒休止 (くりかえし) |
| | 約1分間 | 約1分間 |

2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の周知

市長は、避難等による立ち退きの万全を図るため、指定緊急避難場所及び指定避難所・避難経路及び心得をあらかじめ行政区や自主防災組織等を通じ住民に周知徹底させておく。

3 避難情報等の周知徹底等

市長は、避難情報等を発令した場合等、その内容について、緊急告知防災ラジオ及び緊急速報メール（エリアメール）又は広報車等により、速やかに当該地域住民に対し、周知徹底を図る。さらに、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「防災メールまもるくん」に避難情報を掲載すると、自動的に県を通じて、各報道機関に連絡が入るようになっている。各報道機関は、テロップやニュース速報で視聴者へ知らせることとしているため、大変有効である。

なお、要配慮者に対しては、自主防災組織や民生委員児童委員等の福祉関係者等との連携の下、情報が確実に伝わる方法で伝達するよう努める。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、「自らを守るのは自らである」との原則により、自主防災組織や行政区・地域住民の判断によって、避難情報等の発令がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努める。

4 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「防災メール・まもるくん」への登録推進による周知

市は、市民に福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「防災メール・まもるくん」への登録を推進することで、県からの災害時の注意の呼びかけ、市からの避難情報等の防災情報が速やかに周知されるように努める。

第10 県知事に対する報告

市長は、自ら避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したとき、及び警察官から避難のための立ち退きの指示について通知を受けたときは、速やかに県知事に対して、次の事項を報告する。

- 1 避難情報等の発令区分又は立ち退き先
- 2 避難情報等を発令した日時及び区域
- 3 対象世帯及び人員

第11 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の指定避難所の設置については、知事（権限が委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりとする。

- 1 対象者
災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者
- 2 期間
災害発生の日から7日以内とする。
- 3 費用
 - (1) 指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金・職員等雇上費・消耗器材費・建物の使用謝金・器物の使用謝金・借上費又は購入費・光熱水費及び仮設便所等の設置費
 - (2) 避難所が冬季（10月1日～3月31日）に設置された場合は、燃料費として定める額を加算
 - (3) 高齢者、障がいのある人等であって指定避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

第12 自主防災組織の応急活動内容

1 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかける。火災が発生した場合は、消火栓・消火器・水バケツ・小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告する。また、防災関係機関の提供する情報を住民に伝達して不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

3 救出・救護の実施及び協力

がけ崩れ・建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない場合は、防災関係機関による円滑な救出活動を実施するため、必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるとき

は救護所等へ搬送する。このため、あらかじめ地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認し、周知徹底する。

4 避難の実施

市長の避難指示又は警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所または指定避難所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

(1) 避難誘導責任者が確認すべき事項

- ア 市街地……………火災・落下物・危険物・河川（水路）の増水
- イ 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ・地すべり・土石流・河川（水路）の増水

(2) 円滑な避難行動が取れる必要最小限度の荷物

(3) 高齢者・幼児・障がいのある人その他自力避難が困難な要配慮者に対する、地域住民の協力の下の避難誘導

5 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第5節 水防計画

所管部署：総務班

この計画は、洪水による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図るための水防活動を実施することを定める。

第1 実施責任と義務

水防法の規定に基づき、市はその区域における水防を十分に果すべき責任を有し、地域住民は市長又は消防長より出動を命ぜられた場合は、協力し水防に従事しなければならない。

第2 水防体制

1 水防本部の設置

洪水に対する危険があると市長が認めたときは、水防活動を迅速かつ積極的に推進するため、本市において水防本部を設置する。

ただし、市の災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその傘下に入るものとする。

2 水防本部の組織

水防本部の組織及びその事務分掌は、本計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

3 水防情報

矢部川は、以下の水防情報が発せられる。

- 水防警報

県：中川原橋観測所、黒木観測所

国：船小屋観測所

- 避難判断水位情報

県：中川原橋観測所、黒木観測所

- 洪水予報

国土交通省と気象庁が共同で発表する。

4 水防体制の種類と内容

以下の基準で水防配備を行う。

| 本部体制 | | 災害警戒本部 | | 災害対策本部 | |
|-------|--|---|--|---|--------------|
| 配備区分 | | 第1配備(準備体制) | 第2配備(警戒体制) | 第3配備(救助体制) | 第4配備(非常体制) |
| 配備職員等 | 総務班 | 総務部長 防災安全課長 議会事務局長 | 総務部長 防災安全課長 総務課長 DX推進室長 議会事務局長 | ○市長 ○副市長 ○教育長 ○全部長 ○全課(局)長 ○全支所長 ○支所次長 ○地区担当技術職 | ○全職員 |
| | 受援・広報班 | 秘書広報室長 企画部長 | 秘書広報室長 企画部長 企画政策課長 | | |
| | 職員班 | | 人事課長 | | |
| | 資材班 | | 財政課長 | | |
| | 観光班 | | 観光振興課長 | | |
| | 医療救護班 | 健康福祉部長 | 健康福祉部長 健康推進課長 福祉課長 | | |
| | 市民支援班 | 市民部長 | 市民部長 市民課長 環境課長 | | |
| | 調査班 | | 税務課長 | | |
| | 技術班 | 建設経済部長 建設課長 第一整備室長 第二整備室長 | 建設経済部長 建設課長 第一整備室長 第二整備室長 上下水道局長 | | |
| | 農林班 | 農業振興課長 | 農業振興課長 林業振興課長 | | |
| | 商工班 | | 商工・企業誘致課長 | | |
| | 教育班 | 教育部長 | 教育部長 学校教育課長 教育指導課長 社会教育課長 スポーツ振興課長 文化振興課長 | | |
| | 黒木支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| | 立花支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| | 上陽支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| | 矢部支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| | 星野支所 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | 支所長、支所次長 地区担当技術職 | | |
| | 消防対策部 | | | 消防長 消防団長、支団長 | 消防署員 消防団員 |
| | 指示等による動員 | 各部課所要人員(課長、支所長等の指示) | 部課(局・支所)所要人員 各課(局・支所)所要人員(課長、支所長等の指示) | ○各課(局・支所)所要人員(課長、支所長等の指示) ○配備の指示がない職員のうち、必要な職員を待機 | |
| 配備時期 | ○八女市に大雨・洪水・暴風等に関する警報又は水防警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 ○状況により市長が必要と認めたとき。 | ○土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○小規模災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ○状況により市長が必要と認めたとき。 | ○八女市に大雨・暴風等に関する特別警報が発表されたとき。 ○小規模災害が多発し始め、かつ今後相当な災害が発生するおそれがあるとき。 ○事態が急進し、第2配備体制では処理困難と予想されるとき。 ○状況により市長が必要と認めたとき。 | ○市全域に大災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ○一部地域で被害が特に甚大と予想されるとき。 ○状況により市長が必要と認めたとき。 | |
| 活動内容 | ○災害警戒本部の設置 ○被害情報等の収集 ○県・関係機関等への連絡 | ○災害情報の収集、伝達 ○災害又は二次灾害の注意、警戒及び現地確認 ○市民への周知 ○県・関係機関等への連絡 ○応急対策の実施 ○災害対策本部の設置準備 | ○災害対策本部の設置 ○局地的な応急対策活動(災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等) ○被害状況の情報収集等 ○避難誘導 ○関係機関等への連絡 ○市民への広報 ○応急対策の実施 ○応援要請 | ○市全域又は被害が特に甚大な地域で、市の全力を上げての応急対策活動(災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等) | |

第6節 消防計画

所管部署：総務班、消防班

消防本部は、市及び関係機関と密接な連絡を取り、地勢、気象条件、家屋の分布、水利、想定される災害等の状況等を調査検討の上、次の事項について消防計画を策定する。

第1 消防活動の体制

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

第2 消防活動の実施

1 林野

林野火災は全般的に、地理的条件が悪く、かつ、消防水利はほとんど利用不能な場合が多いため、消火活動は極めて困難である。したがって、特に大規模林野火災には、自衛隊等のヘリコプターを要請し、空中消火を行う。

その際、火災発生現場に近く安全で効率的なヘリポートを確保するため、使用可能な空き地等を把握し、補給等迅速な対応に向けた体制確保に努める。

2 危険区域

木造建設物又は危険物施設等の密集地域で延焼拡大性が極めて大きい場合や、消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じた延焼防止策に努める。

また、風位の変化等による不測の事態にも対応できる体制を整える。

3 林野所有(管理)者に対する指導

市及び消防本部は、林野所有(管理)者に対し、次のような予防対策を推進するとともに、隣地所有者と十分な連絡を取り、安全を期するよう指導する。

- 1 防火線としての役割を加味した林道網の整備
- 2 防火線、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- 3 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- 4 事業地の防火措置の明確化
- 5 消防機関等との連絡方法の確立
- 6 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化

第7節 救出計画

所管部署：総務班、調査班、市民支援班、医療救護班、消防班、八女警察署

本計画では、災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施について定める。

第1 実施責任者

被災者の救助及び捜索は、災害対策本部調査班及び市民支援班を主体とし、関係機関とともに実施する。

第2 救助対象者

災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者等を救助する。

- 1 火災時に火中に取り残された者
- 2 孤立した地点に取り残された者
- 3 倒壊家屋の下敷きになった者
- 4 土石流・がけ崩れ・地すべり等により生き埋めになった者
- 5 地震により発生した大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生時に救助を要する者

第3 救助体制の確保

災害発生時における救助体制の確保は、おおむね次の要領で行う。

- 1 災害発生後、市民及び行政区は速やかに住居周辺の倒壊家屋が生じていないか、火災が発生していないかの状況調査
- 2 火災の発生が認められた場合、初期消火活動
- 3 被害の状況については、災害対策本部各班による速やかな全市の状況把握
- 4 消防団は、団長の指示の下、救助に関われる人員の把握及び救助機器の確認と救助隊の結成
- 5 特に被害が甚大なとき及び市長が必要と認めた場合、県に対する救助の応援要請

第4 救助活動

救助活動の方法は、次の要領で行う。

- 1 医療救護班及び関係機関等の相互協力により、その管轄区域の救助方法を決定し、各救助隊による救助活動
- 2 各関係機関（消防・警察・自衛隊等）が、同一現場で救助に当たる場合は、活動調整の方針について災害対策本部内での協議と明確かつ迅速な意思決定
- 3 救出した負傷者は、直ちに救急車等によりその症状に適合した救急病院等へ搬送する等、適切かつ迅速な医療活動
- 4 各救助隊の活動が完了した場合、別災害地への速やかな救助対応

第5 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の救助の措置については、知事（権限が委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりとする。

- 1 対象者
 - (1) 災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者
 - (2) 災害のため、生死不明の状態にある者
- 2 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

3 費用

(1) 借上費

救助のために必要な機械、器具の借上費で直接使用したもの

(2) 修繕費

救助のために使用した機械器具の修繕費

(3) 燃料費

機械器具等を使用する場合に必要な燃料費・照明用の灯油代・採暖用燃料費

第8節 医療救護計画

所管部署：医療救護班

本計画では、災害のためその地域の医療機関が機能しなくなり、又は著しく不足若しくは医療機関が混乱した場合における、医療及び助産の対策について定める。

第1 実施責任者

被災者に対する医療及び助産対策は、市長が行う。なお、本市での実施が困難なときは、隣接市町・県その他の医療機関の応援により行う。

ただし、救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

第2 医療救護体制

災害発生時における医療救護は、本市が実施する。

1 医療救護所の設置

本市は、地域性・建物の耐震性・収容能力・機能性等を考慮して医療救護所を設置し、住民に周知する。

2 医療救護班の編成

本市は、被災者に対する救護状況の把握に努め、必要な医療救護班を編成し確保する。

医療救護班は、医師会の協力を得て、医師1名・看護師2名・連絡員1名の4名で一つの班を編成する。また、八女筑後医師会は、状況により自らの判断で医療救護班を編成し派遣できる。

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請する。

- (1) 必要人数
- (2) 期間
- (3) 派遣場所
- (4) その他必要事項

3 活動内容

医療救護所においては、以下の活動を重点的に実施する。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ：傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 記録及び災害対策本部への状況報告

4 救助法が適用された場合

救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行う。

(1) 医療及び助産の対象

- ア 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
- イ 災害の発生日以前、又は以後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の範囲

- ア 診察

- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
- エ 病院又は診療所等への収容
- オ 分娩の介助
- カ 分娩前及び分娩後の処置
- キ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 医療及び助産の期間

- ア 医療の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。
- イ 助産の実施期間は、分娩した日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

5 後方医療救護体制

本市における後方搬送医療機関で対応できない中等・重症患者は、原則として救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に収容する。

2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

※ 後方医療機関

被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

【資料編 3-4 人口透析及び救急医療機関 参照】

6 災害派遣医療チーム等の要請

消防本部は、負傷者の状況等必要に応じて、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）及びふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣を要請する。

第3 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送

傷病者の医療機関への搬送は、原則として本市が実施する。

2 応援の要請

医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、本市で対応できない場合は、県・日本赤十字社福岡県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

3 ドクターへリコプター等の活用

道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、本市がドクターへリコプターに依頼し、実施する。

第4 医薬品、医療資器材の調達

市は、備蓄した医薬品、医療資機材等を有する場合は医療救護所で使用し、不足する場合は、以下の方法で確保する。

1 医薬品及び衛生材料の調達

医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院に備蓄のものを使用する。なお、不足するときは、市内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達する。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液の確保については、日本赤十字社福岡県支部を通じ、福岡県赤十字血液センターから迅速に必要量の供給を受ける。

第5 医療機関

1 市内の医療機関

市内の医療関係機関については、資料編を参照のこと。

【資料編 3-3 医療機関一覧 参照】

2 人工透析可能な医療機関の確保

家屋の倒壊等によって、身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫され、その解放後に起こる座減症候群による急性腎不全に対応するため、人工透析液や透析用の水について考慮する。また、市内で透析の治療を行うことができない場合は、適切な後方医療を考慮する。

【資料編 3-4 人工透析及び救急医療機関 参照】

第6 広域応援医療体制の確保

広域応援要請については、次のことに留意し、体制を確保する。

1 応援が必要な資源の把握

救護のための医療関係者、各症状に合わせた市外の病院情報、救急医療のための医薬品等の情報とこれに基づく運搬等の資機材、及び傷病者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものとの把握を行う。

2 受入体制の整備

応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入体制の整備を図る。

第9節 給水計画

所管部署：技術班、市民支援班

本計画では、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水について定める。

第1 実施責任者

飲料水供給の直接の実施は市長が行う。ただし、救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

第2 確保水量

本市が実施する被災者に対する応急給水については、当初は、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日目からは復旧の段階に応じて給水量を増加させる。

発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

1 第1段階（災害発生から3日目まで）

最低給水量は生命維持に必要な量として1人1日3リットルとする。

2 第2段階

飲料水、炊事用水、トイレ用水の水量として1人1日20リットルとする。

3 第3段階

飲料水、炊事用水、トイレ用水、風呂水、洗濯水の水量として1人1日100リットルとする。

第3 飲料水の供給

1 飲料水が汚染したと認められる場合は、浄水滅菌して供給する。

2 被災地において飲料水を確保することが困難な場合は、被災地に近い水源地から供給する。この場合、時間給水等を行う。

3 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、被災者に配付する。

4 給水方法

運搬給水方式は、特に大規模災害直後の混乱期には、人的・物的両面から非常に困難を伴うと思われるので、原則として拠点給水方式を優先する。

(1) 拠点給水方式

避難所や配水池、消火栓等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

(2) 運搬給水方式

主に給水タンクを用いて、避難所・医療施設・社会福祉施設・防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

5 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については使用前に洗浄し、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認する。

特に、井戸水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処置を行うほか、浄水器の使用等により安全を確保する。

第4 生活用水の供給

断水等により生活用水（飲用除く）の確保が困難となった場合、施設の安全を確保した上で、災害時生活用水供給施設による拠点給水を行う。

【資料編 3-11 災害時生活用水供給施設一覧 参照】

第5 近隣市町村及び県の支援要請

本市は、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災し、本市で対応できない場合には、近隣市町村及び県からの広域的な支援を要請する。

第10節 食料供給計画

所管部署：市民支援班、商工班

本計画では、災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対し、応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等について定める。

第1 実施責任者

市長は、被災者及び災害応急対策に従事している者等に対し、応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等を実施する。ただし、救助法の適用を受けたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。災害対策本部において直接実施することが困難な場合は、県本部若しくは隣接市町の応援を求めて実施する。

第2 給食需要の把握

下記の応急食料の供給実施対象者を参考に、避難者数・調理不能者（電気・上水道供給停止等による）数・防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者数についても把握する。

- 1 避難所に収容された者
- 2 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 3 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要のある者
- 4 通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給が受けられない者
- 5 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 6 災害応急対策に従事している者

第3 給食能力の把握

- 1 給食関係施設の被害状況の把握

給食設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握する。

- 2 公的備蓄・業者調達可能量の把握

公的備蓄量及び小売業者、又は卸売業者が保有している量を把握する。

第4 食料の応急供給方針の決定

食料の応急供給方針は、おおむね以下によるが、第2、第3の状況に基づき決定する。

○ 応急供給品目

応急供給品目は、本市が調達する食料品や米穀等とする。

状況により、要配慮者への品目については考慮する。

また、乳児に対しては、原則として調達による粉ミルクとする。

第5 給食活動の実施

- 1 食料の調達

(1) 食料品

炊き出しに至るまでの応急用として、主に市内で調達可能な食料品の給与を行う。

(2) 米穀及び副食等

小規模の災害については、小売業者又は卸売業者の保有分により調達する。救助法適用の場合で、災害の状況により業者の保有のみでは供給が困難であるときは、知事から農林水産省農産局长に対し、災害救助用米穀の引渡しを要請する。

副食、調味料については、必要に応じて市内業者から調達する。ただし、本市において副食、調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にその斡旋を依頼する。

- 2 食料等の配給

避難者への食料等の配給は、主に市民支援班が行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

- 3 炊き出しの実施

本市は、給食可能設備を有する施設について、速やかに炊き出しができるかどうか把握する。原則として、炊き出しは配給対象者、地域ごとの各組織が中心となって行う。状況により、本市において炊き出しを実施することが困難なときは、日赤奉仕団・県及び自衛隊に依頼する。

なお、食品の衛生管理面については、南筑後保健福祉環境事務所等の指導をあおぎながら、適切な衛生管理に努める。

第6 救助法で定める基準による炊き出し及び食品の給与方法

1 納入の対象

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害（全焼・全壊・流出・半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者
- (3) その他市長が給与を必要と認めた者

2 納入の方法

- (1) 市長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を知事にしなければならない。
- (2) 知事は、市長からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急用米穀の給与を必要と認めたときは、給与数量等を定め農林水産省生産局長に通知するとともに、市長にこの旨通知する。
- (3) 市長は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から給与を受けるものとする。

3 費用の限度

県災害救助法施行細則で定める額

第11節 生活必需品供給計画

所管部署：商工班

本計画では、被災者に対する被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与について定める。

第1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。災害対策本部において実施困難な場合は、県若しくは他の機関に調達を要請する。ただし、救助法の適用後においては、同法の規定に基づき、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

第2 調達計画

市は、生活必需品の購入に努め、各支所に配備する。商工班は、災害時に供給が必要な物資について定め、調達物資の名称・数量・送付先等を明確にし、市内業者等から調達を行う。

また、必要とする生活必需品が市内で確保することができないときは、県若しくは他の機関に物資の調達を要請する。

第3 生活必需品の種類

被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりである。

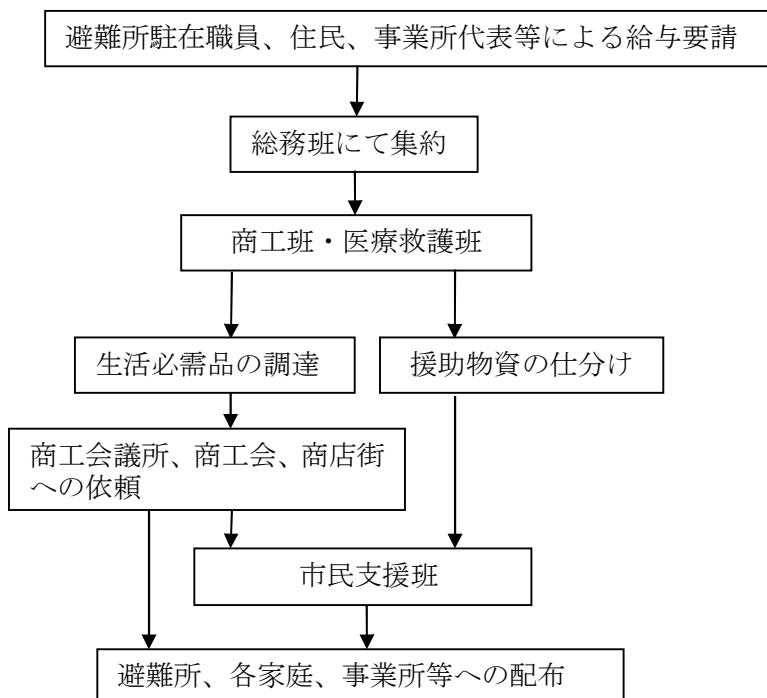
- 1 寝具（毛布・布団等）
- 2 被服（肌着、大人用紙おむつ等）
- 3 肌着保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- 4 衣料品
- 5 炊事道具（鍋・炊飯器・包丁等）
- 6 食器（茶わん・皿・はし等）
- 7 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、乾電池）
- 8 光熱材料（マッチ・ローソク・簡易コンロ等）
- 9 その他

第4 配分の要領

調達した生活必需品等は、被災者名簿により速やかに配分する。なお、仕分けについては、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

第5 配給方法

被服、寝具その他生活必需品の配給は、商工班を中心に実施する。物資の配給を行ったときは、必ず物資受払簿及び物資給与受領簿を作成する。



第6 救援物資の集積場所

市では、救援物資集積場所を定め、円滑に仕分け・配送できるよう努める。

救援物資集積場所は、資料編に示す。

【資料編 3-15 派遣部隊の活動拠点 参照】

第7 物資輸送に要する車両等

通常の陸上輸送は、本市民間輸送業者の貨物自動車による。なお、緊急を要する場合の輸送については、自衛隊の協力を求める。

第8 救助法で定める基準

1 被服、寝具その他の生活必需品の供給又は貸与の対象者

- (1) 災害により住家に被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者
- (3) 被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- (2) 日用品
石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- (3) 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- (4) 光熱材料
マッチ、プロパンガス等

3 納入又は貸与の方法

一括購入し、又は備蓄物資から放出し、市長が分配する。

4 費用の限度

県災害救助法施行細則で定める額

5 納入又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

第12節 交通対策計画

所管部署：技術班

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

1 警察（公安委員会）による交通規制等

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通の安全、又は災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは、緊急通行車両の先導を行う。
- (3) 緊急通行車両の通行等を確保し、的確かつ円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

2 道路管理者による通行の禁止、制限

道路の損壊・欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

また、各道路管理者は、警察署と協力し、交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。

3 相互の連携・協力

警察（公安委員会）・道路管理者及び公共交通機関の事業者等は、次の事項について、相互に連携・協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、共有する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路においては、障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請を行う。
- (3) 通行の禁止又は制限の必要がある場合は、原則として事前に意見を聞き、緊急を要する場合は、事後速やかに意見を聞いて、その内容及び理由を通知する。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の事業者は、災害・事故発生時の状況及びその後の運行体制について連絡・通報を行う。

4 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

- (1) 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置
- (2)迂回路等を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに、必要な事項を周知させる措置

5 広報

通行の禁止又は制限の措置を講じた場合においては、まわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

第13節 緊急輸送計画

所管部署：市民支援班、資材班

本計画では、災害時における被災者の避難・災害対策要員・災害対策物資・資材等の輸送（以下「災害輸送」という。）を、迅速確実に行う方法等について定める。

第1 実施責任者

災害輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。また、災害対策本部における自動車輸送用の営業用自動車の確保は、一括して資材班が担当する。ただし、車両等が不足する場合は、周辺市町村長及び知事に応援を求める。

第2 災害輸送の種別

災害輸送は次のうち、最も適当な方法で行う。

- 1 貨物自動車、乗合自動車等の自動車による輸送
- 2 ヘリコプターによる輸送
- 3 自転車、バイク等による輸送

第3 輸送力の確保等

1 確保順位

自動車等の確保、借上げは、おおむね次の順位による。

- (1) 市所有の車両
- (2) 他の公共団体の車両
- (3) 営業者所有の車両
- (4) その他自家用車両

2 輸送の実施

資材班に自動車等の確保を要請するときは、次の条件を明示して行う。また、資材班は、配車計画により、車両の管理を行う。

- (1) 輸送区間又は借上期間
- (2) 輸送人員、物資の品名、輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合の場所及び日時
- (5) その他の条件

第4 救助法で定める基準

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の給水
- (5) 救済用物資
- (6) 遺体の捜索
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く。）

2 県災害救助法施行細則で定める額

3 輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第14節 防疫対策計画

所管部署：市民支援班

本計画では、被災地で発生する感染症を予防するための対策について定める。

第1 実施責任者

被災地における感染症対策は、市長が「防疫組織」を編成し、実施する。ただし、災害状況により実施が困難な場合は、知事に依頼する等適宜の処置を取る。特に知事が必要と認めたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号。以下「感染症法」という。）の規定に基づき、南筑後保健福祉環境事務所の指示のもと、消毒・その他予防・まん延防止に必要な措置について実施する。

第2 感染症対策

感染症の対象は個人だけでなく公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外・便所・給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所とする。なお、感染症法に基づく消毒等の措置については、南筑後保健福祉環境事務所から指示のあった場所とする。

第3 感染症対策業務の実施方法

感染症対策の活動は、次の方法により行う。

- 1 本市は、南筑後保健福祉環境事務所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行う。
- 2 南筑後保健福祉環境事務所の疫学調査の実施に当たっては、これに協力し、住民の健康状態の把握に努める。
- 3 感染症予防のため、必要に応じて南筑後保健福祉環境事務所の指示のもと、被災地及び避難所の消毒並びにねずみ族・昆虫等の駆除を行う。
- 4 感染症法第31条第2項の規定により、生活用水の供給を行う。
- 5 感染症患者が発生した場合は、速やかに南筑後保健福祉環境事務所等関係機関に連絡するものとする。
- 6 予防接種の実施

防疫上臨時予防接種の必要がある場合は、県知事の指示により、臨時の予防接種を行う。

| 区分 | 実施方法 |
|-------------|--|
| 疫学調査 | 主として保健師を中心として聞きとりにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は、感染源等を調査する。 |
| 健康診断 | 消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について健康状態の把握を行う。 |
| 消毒方法 | 感染症法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、消毒を実施する。 |
| ねずみ族・昆虫等の駆除 | 感染症法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫の駆除を実施する。 |
| 予防接種 | 予防接種法第6条の規定による知事の指示に基づき、臨時の予防接種を行う。 |
| 給水 | 感染症法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行う。 |

第4 感染症対策活動に必要な携帯資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ、一般販売店から緊急調達する。

- 1 噴霧器（各種）

- 2 消毒薬品
- 3 昆虫駆除薬剤
- 4 檢便用資材等

第5 報告

市長は、警察・その他関係団体との緊密な協力体制を確保しつつ、次の事項について南筑後保健福祉環境事務所を経由して知事に報告する。

- 1 被害の状況
- 2 防疫活動の状況
- 3 災害防疫所所要見込経費
- 4 その他

第6 家畜防疫

被災地の家畜防疫は、家畜保健衛生所を中心に、市、県、福岡県獣医師会、農業共済組合が防疫、診療に必要な組織を編成し、家畜防疫に当たる。

また、市は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、並びに県が行う防疫活動への協力に努める。

第7 環境対策

市は、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出を把握した場合は、速やかに県に報告する。

工場、事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告し、漏出対策を適切に対応するものとする。

第8 避難所等での動物の保護・収容

市は、必要に応じて動物収容チームを設置し、保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係機関と協力して放浪動物の保護及び危険動物の収容を行い、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。

また、避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼育について、保健福祉環境事務所等関係機関と協力し、適正な飼育の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。

第15節 保健計画

所管部署：医療救護班、市民支援班

この計画では、被災地における被災住民の健康保持を図るための対策について定める。

第1 健康相談等

本市は、南筑後保健福祉環境事務所と連携し、避難所等を巡回して被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者・障がいのある人等の要配慮者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

第2 栄養指導等

本市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難施設での巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する活動を行う。

具体的には、次のとおり。

- 1 離乳期の乳幼児・妊娠婦・高齢者・障がいのある人等の要配慮者への指導相談
- 2 長期に食事管理が必要な糖尿病・腎臓病患者等の指導相談
- 3 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラル・纖維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- 4 その他必要な指導相談

第3 派遣要請

本市は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

第4 被災者のメンタルケア

災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者に対しては、精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるようなケアが必要となる。そのため、県や各関係機関との協力の下、速やかに的確な対策を講ずることについて定める。

1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 呆然自失・無感情・無表情な状態反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障がい・驚愕反応
- (3) 現実否認による精神麻痺状態
- (4) 家族等を失ったためのショック・否認・怒り・抑うつななどの急性悲哀状態
- (5) 被災後しばらくしても不安・抑うつ・無関心・不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪責感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

2 心的外傷後ストレス症候群（P T S D）の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、より的確な対応を取る。

具体的には、次のような症状が長期間続く。

- (1) 災害のイメージ・思考・知覚を伴う苦痛に満ちた回想や夢・幻覚が、持続的に再体験される。
- (2) 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考・活動・興味・人生の展望等）が鈍くなる。
- (3) 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠・怒り・集中困難・警戒心・驚愕反応）がある。

3 メンタルケア

人は災害によって、「家」・「地域社会」・「家族」を失う危険性がある。これらを失った被災者にどのような援助やメンタルケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、本市は、県や各関係機関の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずる。

- (1) 精神科医師・保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- (2) 関係機関等による精神保健相談
- (3) 各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施
- (4) 専門施設での相談電話の開設
- (5) 広報誌等による被災者への情報提供
- (6) 小・中学校での児童・生徒等への精神的カウンセリング
また、被災者に対し、次のことについて配慮すること。
(7) 被災者が、災害の状況を把握するまでの早い時期に、物心両面での支援ができるよう配慮する。
- (8) 被災者が、災害の現実とその運命を早い段階で認識して、本人の持てる力を再確認し発揮できるよう、支援する。
- (9) 大規模な災害のあと生じる諸反応や立ち直りの問題について支援を促進する。
- (10) 被災後の適応が危ぶまれたり障がいが生じるような者に対しては、個別的な手当てを行う。
- (11) 社会精神医学面での手当てと、その他の救援措置とを組み合わせて提供する。
- (12) 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講ずる。
- (13) 災害後に行う、被災者やその代表、及び救援担当者に対する適切なケアが、円滑かつ計画的に実施できるよう配慮する。

なお、上記の事項は、災害対策要員である本市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要がある。このため、本市においては、災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施する。

第16節 要配慮者応急対策計画

所管部署：医療救護班

災害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置を取り、被災者の生命、身体の安全の確保に努めるものとする。

特に、災害時に支援を必要とする、要配慮者については、市が策定する「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努めるものとする。

第1 避難誘導等

1 情報伝達

(1) 高齢者等避難の発令・伝達

高齢者等避難として発令される、「自主避難の呼び掛け」、「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。

避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、次の事項に留意しつつ、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進する。

ア 高齢者や障がいのある人等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障がいのある人に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

視覚・聴覚障がいのある人、知的障がいのある人、外国人等が二次災害を防止し、安全に避難し救助を受けられるよう、災害予報、避難指示等の広報に当たっては、緊急通報装置、FAX、手話通訳、外国語による案内、近所の人々による声掛け、ボランティア派遣等多様な手段により、必要な情報を確実に届けるものとする。

2 救助・避難

(1) 救助・避難の実施要領

市は、普段から、幼児、一人暮らし高齢者、傷病者、障がいのある人の把握に努め、各地区の自主防災組織、消防団等の協力の下に、優先的に安否・被害確認、救助、避難等を行うものとする。

また、平常時から在宅福祉サービスを利用している避難行動要支援者を中心に、一人暮らし等の高齢者、傷病者、障がいのある人等の安否を確認し、医療援助、避難所・福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所などの措置をとるものとする。

(2) 避難誘導の優先順位

避難の誘導に当たっては、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

ア 介護を要する高齢者及び障がいのある人

イ 病弱者

ウ 乳幼児及びその母親・妊婦

エ 高齢者・障がいのある人

オ 幼児・児童

(3) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、市等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

イ 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るために、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反には当たらないものとする。

ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しない。

ウ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(ア) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

(イ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

(ウ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、市は、第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第11節「要配慮者安全確保体制整備計画」第6「避難行動要支援者に対する対応」2「避難行動要支援者の把握」(4)「避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供」で記載した市が講ずる措置例のほか、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

ア 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

イ 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

ウ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支

援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

(5) 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者の安否確認に当たっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、実施する。

第2 避難所の開設、要配慮者への対応

1 避難所の開設及び避難行動要支援者の引き継ぎ

避難行動要支援者者者の避難については、避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、次の事項に配慮した運営に努めるものとする。

また、避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引き継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

- (1) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員児童委員等による実態調査の実施
- (2) 専門的な介護を要する要配慮者の一時入所措置
- (3) 避難者の障がいや身体の譲許に応じた保健師、ホームヘルパー等の派遣
- (4) 高齢者、障がいのある人、乳幼児等身体の状況を配慮した食料の支給

2 福祉避難所の設置

市は、関係機関と連絡を取り、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

3 避難行動要支援者の移送

(1) 避難場所から避難所への運送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の移送について、協定の締結を推進する。

また、発災後においては、避難行動要支援者の移送の責任者となった者が中心となって、あらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から避難行動要支援者を移送する。

(2) 避難場所から福祉避難所への移送

市は、避難所における避難行動要支援者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行うものとする。

なお、健康状態や特性等に關係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努めるものとする。

また、市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、市社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけるものとする。

4 被災した避難行動要支援者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がいのある人に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、被災した災避難行動要支援者等の生活の確保や災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、市は、県と連携し、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談のほか、次の措置を取るものとする。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第3 児童に係る対策

- 1 市は、保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努める。また、発見した場合には、親族に対し、受入れの可能性を打診するとともに、児童養護施設等への受入れや里親への相談等を行うこととする。
- 2 市は、掲示板・広報誌等の活用や報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかける。また、育児関連用品の供給状況や利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第4 外国人等に対する対策

- 1 市は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- 2 市は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- 3 市は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

第5 帰宅困難者対策

災害発生時において、帰宅が困難となった通勤・通学者、出張者、旅行者等に対する災害応急対策の実施について定める。

- 1 帰宅困難者対策は、災害時においては一人ひとりの心がけが大切であることから、事前に通勤・通学者を中心に、リーフレット・ポスターによる普及啓発と冷静な対応について周知を行う。発災後は、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。
- 2 帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、市は帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。
- 3 帰宅が可能な者については、代替交通手段を確保し、できる限り帰宅させる方向で対処する。
- 4 徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難なものに対しては、旅館の借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

第17節 集落の孤立化対策計画

所管部署：総務班、医療救護班、消防班、八女警察署

本計画では、大規模な災害により道路や通信が途絶し、孤立した集落に対して、本市・県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図ることを定める。

1 市

- (1) 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高い場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- (2) 避難所の開設や飲料水・食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (3) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 県

- (1) 本市からの孤立化情報を受けて、職員の派遣等により、被災状況の把握・救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (2) 被災状況に応じて自衛隊への災害派遣要請のほか、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (3) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3 電気通信事業者

- (1) 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、配置している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- (2) 被災した通信中継局・通信回線等の応急復旧に努める。

4 道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

5 警察署

安否確認・行方不明者の捜索・救出救助・緊急交通路の確保を図る。

第18節 遺体搜索及び収容火葬計画

所管部署：市民支援班、医療救護班、消防班、八女警察署

本計画では、災害により死亡した者の搜索・検分・処理及び埋葬の実施について定める。

第1 実施責任者

遺体の搜索・収容及び埋葬は、市長が警察・消防機関及び日赤奉仕団等の協力を得て行う。

ただし、救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

第2 行方不明者・遺体の搜索

1 対象者

災害により行方不明の状態にある者、若しくは周囲の事情により既に死亡していると推定される者

2 実施方法

- (1) 本市は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。
- (2) 本市は、救出に必要な機械器具を借上げて実施する。
- (3) 行方不明者及び遺体の搜索については、市民支援班及び医療救護班が収集した情報のもと、警察・消防・自衛隊等の関係機関を主体とし、地域住民・ボランティア等の協力の下に行う。

3 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により搜索が実施できないとき、又は遺体が流出等により他の市町村にあると認められるときなどにあっては、県本部に遺体搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあっては、隣接市町に搜索応援を要請する。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数・氏名・性別・年令・容ぼう・特徴・持物等
- (3) 応援を求める人数又は舟艇器具等
- (4) その他必要な事項

4 救助法適用時の基準

(1) 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

(2) 費用

救助法により支弁されるのは、搜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費・修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

第3 遺体の検分処理

市長は、遺体を発見したときは、速やかに八女警察署に連絡し、その検分を待つて処理する。

1 方法

遺体の処理は、災害対策本部において医療救護班又は医師が消防班その他奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により処理する。ただし、災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求める。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理

(2) 遺体の一時保存

(3) 検案（死因その他についての医学的検査を行う。）

2 救助法適用時の基準

(1) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(2) 費用の範囲

遺体の検案・洗浄・縫合・消毒等の処理のための費用及び遺体の一時保存のための費用

第4 遺体の埋葬

災害により死亡した者で、市長が必要と認めたときは、次の方法により行う。

1 方法

埋葬の実施は、対策本部医療救護班において火葬に付すものとし、棺・骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、実施に当たっては次の点に留意すること。

(1) 事故死等による遺体については、警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬する。

(3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

【資料編 3-21 火葬場一覧 参照】

2 救助法適用時の基準

(1) 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(2) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬に要する経費で埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む。

第19節 障害物除去計画

所管部署：技術班

本計画では、応急措置の実施に障害となる工作物や、山崩れ・がけ崩れ及び浸水等によって道路・河川・住居又はその周辺に運ばれた土砂・竹木等が、住民の生命・身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている場合、それらの障害物の除去について定める。

第1 実施責任者

- 1 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、本市が行う。
- 2 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防班が行う。
- 3 道路・河川等にある障害物の除去は、その道路・河川等の維持管理者が行う。
- 4 山（がけ）崩れ・浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとし、災害対策本部だけで実施困難なときは、知事に対し、応援・協力を要請する。
- 5 その他の施設や敷地内の障害物の除去は、その施設・敷地の所有者又は管理者が行う。

第2 機械器具の調達

市長は、障害物の種類・規模により、道路等の管理者が所有する機械器具類のみで不足する場合は、建設業者又は機械器具所有者との間で締結している「災害時における応援措置の業務に関する協定書」に基づき、機械器具の必要種別数量を調達する。

第3 所要人員の確保

市長は、災害時の障害物除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるが、不足する場合は「災害時における応急措置の業務に関する協定書」に基づき、人員及び建設資機材の供給を受ける。このほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ地区住民の協力や自衛隊の派遣等を要請する。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 2 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 3 盗難の危険のない場所を選定する。
- 4 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第5 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりである。

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。
- (3) 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

2 費用

ロープ・スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

3 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第20節 文教対策計画

所管部署：教育班、市民支援班、医療救護班

災害等発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第1 学校教育対策

1 避難所としての学校の役割

学校が避難所となる場合の避難所の運営は、市が行う。教職員は、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力することとする。

2 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

市立学校の応急教育は、市教育委員会が計画し、実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法・施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童・生徒等の安全の確保措置

災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置を取る。

ア 市立学校に対する措置

授業の継続実施に際し、児童・生徒等の安全確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等の適切な措置を取るよう、市教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合、県教育委員会は市教育委員会の了解の上で、報道機関などをを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講ずることもある。

イ 校長の措置

(ア) 事前準備

a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。

b 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項に留意しなければならない。

(a) 学校行事・会議・出張等を中止すること。

(b) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の検討

(c) 県（市）教育委員会・八女警察署・消防機関及び保護者への連絡網の確認

(d) 時間外においては、所属職員の所在確認と非常召集方法の職員への周知

(e) 児童・生徒等の避難路・指定緊急避難場所の安全性の確認

(イ) 災害時の体制

a 校長による状況に応じた適切な緊急避難の指示

b 校長による、児童・生徒等・職員及び施設・設備の被害状況の速やかな把握と、県（市）教委への連絡、校舎の管理に必要な職員を確保する等、万全な体制の確立

c 校長による、準備した応急教育計画に基づく臨時の学級編成等、災害状況と合致する速やかな調整

d 応急教育計画の県（市）教育委員会への報告と児童・生徒等及び保護者への周知徹底

(ウ) 災害復旧時の体制

a 教職員の掌握と校舎の整備、被災状況の調査、県（市）教育委員会への連絡、教科書

及び教材の供与への協力

- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理への指導助言、危険物の処理、通学路の点検整備等についての関係機関の援助
- c 疎開した児童・生徒等について、職員の分担を定め、地域ごとの実情把握
- d 災害の状況と今後の推移を把握した上で、県（市）教育委員会と協議を行い、平常授業に戻れる時期について保護者への連絡

(4) 救助法で定める基準

- ア 対象住家の全焼・全壊・流出・半焼・半壊・床上浸水により、学用品を喪失又は損失し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒
- イ 学用品の品目 教科書及び教材・文房具・通学用品
- ウ 費用の限度 県災害救助法施行細則で定める額

(5) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について、正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

- ア 公立学校が、施設や設備の滅失・破損等の被害を受けた場合、県立学校にあっては応急復旧工事を早急に実施する。市立学校等にあっては、市において応急復旧工事を実施する。
- イ 災害時における代替校舎の確保や、校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育に必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、県教育委員会へ調整を依頼する。

(6) 教職員補充措置

災害発生時に教職員が被災し、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合は、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア 市立学校に対する措置

- (ア) 災害発時における教職員の被害状況について、市教育委員会は速やかに教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。
- (イ) 県教育委員会は、上記報告に基づいて速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。
 - a 条例定数の範囲内においてできる限りの補充
 - b 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任する措置
 - c 必要に応じて、中学校にあっては時間講師の配当
 - d 上記a～cの措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地公法第22条）の予算措置を講ずるとともに、被災地以外の教育委員会事務局、教育センター、研究所等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣する措置

3 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒等に対し、県教育委員会は、次により援助又は救護を行う。

被災により就学困難となった市立小中学校の児童・生徒等に対する就学援助費の支給手続等について、市教育委員会に指導及び助言を行う。

被災家庭のうち、特別支援学校の児童・生徒等の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置を取る。

4 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

校長は、当該学校の給食施設・設備及び物資等に被害があった場合は、市教育委員会に報告し、県教育委員会と協議の上、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

- (1) 被害があつてもできる限り継続実施するよう努めること。
- (2) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
- (3) 指定緊急避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、り被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食とり被災者炊き出しとの調整に留意すること。
- (4) 被災地においては、感染症や食中毒の発生のおそれがあるため、衛生について特に留意すること。
- (5) 給食用製パン工場・製粉工場・炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教育委員会への報告すること。

5 災害時における環境衛生の確保

災害後の感染症・防疫対策については、校長は、南筑後保健福祉環境事務所の指示・援助等により必要な措置を速やかに行う。

6 被災児童・生徒等へのメンタルケア

市・県教育委員会及び校長・教職員は、南筑後保健福祉環境事務所・児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行う。必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童・生徒等へのメンタルケアを行う。

第2 文化財応急対策

- 1 文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。
- 2 市教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し、応急措置を取るよう指導・助言を行う。

第21節 応急仮設住宅建設等計画

所管部署：技術班

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、救助法を適用した場合には、一時的には市又は県の公共施設等を利用して避難所として収容する。また、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

第1 空家住宅の確保

1 空家情報の提供、相談

市及び県は、以下の住宅等について、空家情報の提供・相談に対応する。

(1) 公的住宅

市営住宅（912戸）、県営住宅（301戸）

(2) 民間アパート等賃貸住宅

(3) 事業所社宅・保養所等

2 募集

募集は、被災市及び空家提供事業主体が行う。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行う。知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 建設用資機材等の調達

県は、市から用地及び資機材の確保について応援の要請を受けたときは、応急仮設住宅の建設を担う（一社）プレハブ建築協会の他各協力団体や（一社）福岡県木材組合連合会（主として製材品など）・福岡県森林組合連合会（主として木杭など）及び九州森林管理局等関係機関と協議し、その確保に努める。また、他の市町村に対し、必要な応援の措置について指示する。

3 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

- (1) 建設場所については、保健衛生・交通・教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。
- (2) 1戸当たりの面積は世帯構成人員等を考慮して設定する。入居予定者の状況によって、高齢者・障がいのある人向けの仕様にも配慮する。費用は、1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。
- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
- (4) 高齢者等であって、日常生活を営む上で特別な配慮を要する者を数人以上収容する場合、居宅介護サービス等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- (5) 着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは、事前に内閣総理大臣の承認を受けて期間を延長することができる。
- (6) 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。

(7) 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼・全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議の上、市が入居者を選定する。

なお、この場合は、以下の点にも留意する。

ア 入居決定に当たっては、高齢者・障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者・障がいのある人等が集中しないよう配慮する。

イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

(8) 応急仮設住宅の建物の管理は、市の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市が行う。また、市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(9) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4 応急仮設住宅の建設支援

(1) 建築基準法第85条に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行う場合は、法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅の建設を支援する。

(2) 災害により住宅等を滅失若しくは破損したことで、建築若しくは大規模の修繕が必要となった場合は、建築確認申請手数料を免除あるいは減免する。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

(1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市長が行う。

2 救助法で定める基準

(1) 応急処理の対象は、住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力をもってしては修理ができない者の住宅とする。

(2) 修理範囲は、居室・炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。

(3) 修理の期間は、災害が発生した日から1か月以内とする。ただし、交通機関の途絶・その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

(4) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。

(5) 修理を実施する住宅の選定は、市が行う。

(6) 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構九州支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

第4 住宅等に流入した土石等の除去

本市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山(がけ)崩れ・土石流・浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた土石・竹木等の障害物を除去する。

1 実施責任者

(1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織・労力・機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し、行う。

3 救助法で定める基準

(1) 障害物除去の対象

- ア 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。
- ウ 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
- エ 住家が半壊又は床上浸水したこと。
- オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

(2) 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市長）が実施する。

(3) 費用の限度

県災害救助法施行細則で定める額

(4) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

第5 公営住宅の修繕

1 公営住宅の修繕・供給促進

市及び県は、損壊公営住宅を速やかに修繕する。また、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、市が建設し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理する。

第6 被災住宅に対する融資

自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を受けることができる。

1 建設、購入の場合

市から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者は、融資限度額内で、建設資金又は購入資金の融資を受けることができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を受けることができる。

2 補修の場合

補修に要する額が10万円以上で、市から「罹災証明書」の交付を受けた者は、融資限度額内で、補修資金の融資を受けることができる。(門や塀だけが損壊した場合にも、融資が受けられる。)

また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を受けることができる。

第22節 災害廃棄物処理計画

所管部署：市民支援班

市は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については、市が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

第1 実施責任者

被災地域におけるごみ処理・し尿くみ取り等の清掃は、市長が実施する。ただし、災害の規模が大きく災害対策本部において処理できないときは、他市町村等の応援を得て実施する。

第2 ごみ及びし尿の処理

1 生活ごみ・災害廃棄物等の収集処理ごみ処理

市は、次のとおり、生活ごみの処理を実施する。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) ごみの収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し、実施する。
- (3) 収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。
- (4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図る。仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮することとする。
- (6) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- ア ごみの収集処理方針
- イ ごみ量の削減への協力要請(できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請)
- ウ ごみの分別への協力要請

【資料編 3-22 ごみ焼却施設一覧 参照】

2 し尿処理

市は、次のとおり、し尿処理を実施する。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し、実施する。
- (3) 収集したし尿は、原則としてし尿処理施設及び下水道処理施設により処理する。
- (4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がいのある人等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置するものとする。
- (6) 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

【資料編 3-23 し尿処理施設一覧 参照】

3 がれき等処理

市は、次のとおり、がれき等処理を実施する。

(1) がれき等の発生量の見積もり

被害状況を基にがれき等の発生量を見積もる。

(2) 処理体制の決定

がれき等の見積量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。

被害が甚大で市で処理が不可能な場合は、県に応援を求め、実施する。

(3) がれき等の仮置場及び搬送路の確保

短期間でののがれき等の焼却処分、最終処分が困難なときは、仮置場を確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

(4) がれき等発生現場における分別

原則としてがれき等物発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

(5) がれき等の仮置場への搬入

(6) 仮置場の消毒

(7) 最終処分場への搬入

(8) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき等処理の円滑な推進を図る。

ア がれき等の収集処理方針の周知

イ がれき等の分別への協力要請

ウ 仮置場

エ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

4 死亡獣畜処理

市は、死亡獣畜について南筑後保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として、化製場又は死亡獣畜取扱場で処理する。なお、やむを得ない場合は、環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第23節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画

所管部署：総務班、受援・広報班

災害時において、一般通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信等の確保を図る。

第1 国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保に当たる。

1 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保する。また、被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況・災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備・回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

2 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡を取る。

3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、又は報道された場合及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置を取る。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- (3) 重要回線・設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、又は非常配置並びに電源設備に対し、必要な措置を講ずる。
- (5) 防災のため、必要な工事用車両・資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し、必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

4 通信の非常疎通措置

(1) 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置を取り、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成及び通信網疎通確保の措置を取る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置を取る。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

エ 警察・消防その他諸官庁等が設置する通信網との連携を取る。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携を取る。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所及び指定避難所に被災者が利用する特設公

衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル『171』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ・ラジオ等及び県災害対策本部と協力して実施する。利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言版『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ・ラジオ等及び県災害対策本部と協力して実施する。利用方法については、西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信の疎通・利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等について、応急復旧の状況等を周知し、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、防災ラジオによる放送及びインターネットのホームページや支所前掲示等により直接当該被災地に周知する。

6 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により社外機関に対し、次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器・資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請

イ 緊急輸送のための運送業者の協力、又は自衛隊等に対する輸送の援助要請

(4) 電源対策

商用電源の供給、及び自家発電用エンジンや移動電源車の燃料・オイル・冷却水等の確保・供給を関係者に要請

(5) お客様対応

お客様に対して、故障情報・回線情報・輻輳回避策及び利用案内等についての情報提供及び報道機関との連携

1 応急対策

(1) 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め、要員を確保する。

(2) 資機材の確保

ア 電源関係諸設備の整備確保

イ 中継回線、通信回線関係の整備及び確保

ウ 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

エ あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

(3) 放送施設応急対策

ア 放送機等の障害により、一部の送信系統の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 聴視者対策

災害時における受信の維持・確保のため、次の措置を講ずる。

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱上の注意事項について、告知放送・チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知を図る。

イ 災害情報の確保

関係自治体と協議の上、避難所等での災害情報収集のため、放送受信の確保を図る。

ウ 各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送に取りあげる。

第24節 ライフライン応急対策計画

所管部署：総務班、技術班、受援・広報班

市・県・公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講ずる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化に必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。

また、市・県は、定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努める。

第1 上水道施設等の応急対策

1 上水道施設等の被害状況の把握と初期活動

市は、取水・導水・浄水施設について、災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合は、速やかに各施設の点検調査を実施する。この送・配水管については、管路に係る情報を把握した後、管路の点検を行い、重要管路の送・配水機能の確保を優先して、断水地域を最小とするよう調整を行う。

また、上水道水の安定確保が図れるよう、水質監視を一層強化することができる体制を取る。

2 応急復旧作業

市は、二次災害及び被害拡大を防止するため、以下の施設の応急措置を行った上、復旧工事を行う。

(1) 応急措置

- ア 取水及び導水施設
- イ 配水施設
- ウ その他各施設の設備

(2) 応急復旧工事

- ア 導水・送水・配水管路
- イ ポンプ施設
- ウ 給水装置

3 応援要請

市は、災害の状況及び復旧の状況に応じて、外部へ人員の確保及び資機材等の調達を要請し、応急給水及び応急復旧を行う。災害発生後の応急復旧等に必要な協定業者、関係機関等への協力要請については、日本上水道協会福岡県支部上水道災害相互応援に関する覚書等に基づき行う。

なお、技術班は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。応援を要請した場合、技術班長は、本部長にその旨を報告する。

4 広報活動

技術班は、受援・広報班を通じ、防災ラジオで広報する他、報道関係機関の協力を得て、広域的な広報に努める。

第2 下水道施設災害応急対策

下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策・衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を与える。

このため、市は、災害時における下水道施設の応急対策・復旧対策に必要な体制を整備し、対応する。

1 管渠

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてる。
- (2) 工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員・資機材の補給を行う。
- (3) 可搬式の排水ポンプ等は、所要量を整備・確保に努め、応急対策に当たる。

2 ポンプ場及び終末処理場

- (1) 停電のためポンプ場及び終末処理場の機能が停止した場合は、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水不能及び処理不能事態が起こらないようとする。
- (2) 建物その他の施設は、洪水その他風水害時に備えるとともに、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄し、応急対策を行う。

第3 し尿処理施設の応急対策

1 し尿処理施設の被害状況の把握と初期活動

技術班は、市域において大規模な災害が発生した場合、直ちに応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施する。

(1) 管渠の応急復旧

- ア 一次調査（目視調査）
- イ 修繕又は仮復旧
- ウ 二次調査（詳細調査）
- エ 幹線の故障への対応

(2) 排水設備の応急復旧

2 応援要請

市は、他の自治体へ支援を要請する場合、総務班を通じて県に要請する。他の自治体等に対して応援を要請した場合、総合対策部長は、本部長にその旨を報告する。

また、災害対策に必要な資機材を常時確保し、災害時に活用するとともに、関係業者との協力関係に基づき必要な資機材の確保を図る。

3 広報体制

市民支援班は、受援・広報班を通じ、防災ラジオで広報する他、し尿処理施設の使用制限等の広域的な広報に努める。

第4 電力施設の応急対策

1 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合、九州電力送配電(株)は、災害規模やその他の状況により非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

緊急時の連絡先：九州電力送配電株式会社八女配電事業所 0120-986-933

2 応急対策

(1) 応急対策人員の確保

災害時における特別組織立ち上げのため協力会社や他電力会社への応援要請等により、復旧要員の確保を行い、体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

電力施設の被害状況のみならず、道路等の被害状況も把握し復旧対策に当たる。

(3) 応急復旧資機材の確保

応急復旧資機材の緊急手配を行うとともに、輸送手段の確保を行う。

(4) 復旧順位

原則として、避難所・医療機関・官公庁等の公共機関・報道機関等を優先し、災害状況や各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続する。風水害に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で九州電力送配電(株)が認めた場合、又は県・市・県警察・消防機関等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な予防措置を講ずることとする。

(6) 災害時の広報

感電事故や漏電等による出火を防止するため、防災ラジオ・広報車・テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて、復旧状況及び安全対策等に関する十分な広報を市と協力して実施する。

第5 電話施設の応急対策

1 災害時の活動体制

災害時における公衆電話通信設備等の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話(株)が災害対策規定の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

(1) 復旧計画

- ア 復旧応援隊の必要の有無及びその配置状況
- イ 復旧資材の調達及び復旧作業日程
- ウ 仮復旧の完了見込み
- エ 作業隊員の宿舎・衛生・食料等の手配等

(2) 復旧順位

非常災害によって被災した市内外電話回線の復旧は、医療・消防等防災関係機関等から順次実施する。

(3) 応急対策

ア 通信の途絶の解消と通信の確保

- (ア) 自家発電装置・移動電源車等による通信用電源の確保
- (イ) 衛星通信・各種無線による伝送路及び回線の作成
- (ウ) 電話回線網に対する交換措置・伝送路切換装置等の実施
- (エ) 応急ケーブル等による臨時伝送路・臨時回線の作成
- (オ) 非常用移動電話装置の運用
- (カ) 臨時・特設公衆電話の設置
- (キ) 停電時における公衆電話の無料化

イ 通信の混乱防止

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせ及び見舞い電話の殺到により、交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなることが考えられる。このため、一般からの通信を規制し、110番・119番・災害救助活動に關係する国・地方公共団体等の重要通信及

び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

(4) 復旧の広報

市と協力して、防災ラジオや広報車又はテレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて、通信網の復旧状況及び復旧見込みを市民に周知する。

第6 液化石油ガスの供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPGガス及び器具を確保することができない者に対するLPGガス等の供給又は斡旋については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するLPGガス等の供給又は斡旋は、市長が実施する。

2 LPGガス等の供給等

本市において、炊き出し等に必要なLPGガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して、県に調達の斡旋を要請する。

- (1) 必要なLPGガスの量
- (2) 必要な器具の種類及び個数
- (3) 供給期間
- (4) 供給地

第25節 交通施設災害応急対策計画

所管部署：総務班、資材班、技術班

本計画では、災害時の災害応急対策に従事する者、及び災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡・交通規制に関する措置等の対策について定める。

第1 実施責任者

道路の破損・決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合には、市道にあっては交通規制をし、市道以外の場合は、関係管理者と密接な連絡を取り、交通規制を要請する。

| 区分 | 実 施 者 | 範 囲 |
|---------|-----------------------------------|---|
| 交 通 規 制 | 道路管理者 | 1 道路の破損・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合 |
| | 警 察 (公安委員会) (警察署長) (警察官) | 1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送等を確保するため必要があると認められる場合 (基本法第76条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 (道路交通法第6条第1項) 3 道路の損壊・火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合 (道路交通法第6条第4項) |
| 措 置 命 令 | 災害派遣を命ぜられた自衛官・消防職員 | 警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の八女警察署長に報告しなければならない。） |

第2 実施要領

被災地への緊急物資輸送等、緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次の措置を取る。

1 緊急輸送確保のための交通規制

(1) 災害地における交通処理

ア 混乱している交差点や主要道路等の近くに、公園・空き地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、車道をあけるようにする。

イ 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める等の広報を実施する。

ウ 市民に対しては、絶対に家具等を車道又は支障になる場所に持ち出させないように広報を実施する。

エ 避難誘導道路において、被災者と緊急通行車両等とが混乱した場合においては、被災者を優先して誘導する。

オ 自動車を用いて避難する者が予想されるので、自動車による避難の自粛を求める。

(2) 災害地周辺における交通規制

ア 交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には、緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置・周辺の災害状況の告知・検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。

イ 交通の障害となっている倒壊家屋・樹木・電柱その他障害物や危険物の状況を把握するとともに、崩壊した道路・橋梁等の応急修理・復旧計画等を考慮し、適切な交通の確保を図る。

ウ 災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。交付は八女警察署長等が行う。

2 交通規制及び道路交通情報の周知

道路の状況により、通行止め・車両通行止め・種別通行止め等の交通規制をした場合、道路被害に関する情報を次の手段により周知する。

(1) 交通規制を行った場合は、適当な分岐点・迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車・報道等による広報活動を通じて市民に周知徹底を図る。

(2) 不通箇所・迂回路・復旧見込み等道路交通情報についても、広報車・チラシ・立看板等による伝達等を行うほか、報道機関を通じて市民に周知徹底を図る。

3 規制の標識等

規制を行ったときは、(1)アによる標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(1)イの方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置を取る。

(1) 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して表示する。

ア 禁止制限の対象

イ 規制する区間

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

(2) 迂回路の標示

規制を行ったときは、適切な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第3 報告等

各機関は、報告通知等に当たって次の事項を明示して行う。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ当該道路の管理者に通知する時間がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

1 禁止制限の種別と対象

2 規制する区間

3 規制する期間

4 規制する理由

5 迂回路の道路状況・幅員・橋梁等の状況

第4 緊急通行車両の確認申請

1 通行の禁止又は制限と通行車両の確認手続

基本法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定に基づく知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理局防災企画課又は申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあ

らかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。市有自動車について、事前に県公安委員会に確認申請を行い、標章及び証明書の交付を受けておく。

第5 道路の応急復旧

- 1 道路管理者等は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路の速やかな復旧に努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。
- 2 道路管理者等は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者等の応援協力又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

第26節 土砂災害応急対策計画

所管部署：総務班、技術班

土砂災害は、ひとたび発生すると多数の人命と財産が瞬時に失われるという危険性を認識し、関係機関は、危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

第1 市、県及び関係機関相互の情報連絡

1 災害原因情報の収集・伝達経路

市・県及び関係機関は、本章第1節「防災気象情報等伝達計画」及び第2節「被害情報等収集伝達計画」を活用し、綿密な連携の下に災害情報の収集に努める。特に、大雨特別警報・警報・注意報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

2 前兆現象（異常現象）の把握

市・県及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

3 降雨状況の把握

県下における降雨の状況は一様でないので、市及び関係機関は、各危険地域の雨量測定を実施する。

第2 警戒体制の確立

市は、時期を失すことなく、あらかじめ定める各危険地域ごとの基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。一般的な警戒体制を取る場合の雨量の目安は、次のとおりである。

1 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の場合

(1) 第1次警戒体制の場合

| | | |
|------------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合で | 前日までの連続雨量が 40～100mm 以上あった場合で | 前日までの降雨がない場合で |
| 当日の日雨量が 50mm を 超えたとき | 当日の日雨量が 80mm を 超えたとき | 当日の日雨量が 100mm を 超えたとき |

ア 第1次警戒体制においては、防災パトロールを実施

イ 地元自主防災組織等の活動を要請

ウ 必要に応じて、警戒区域の設定

(2) 第2次警戒体制の場合

| | | |
|--|--|---|
| 前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合で | 前日までの連続雨量が 40～100mm 以上あった場合で | 前日までの降雨がない場合で |
| 当日の日雨量が 50mm を 超え、時間雨量 30mm 程度 の強い雨が降りはじめたとき | 当日の日雨量が 80mm を 超え、時間雨量 30mm 程度 の強い雨が降りはじめたとき | 当日の日雨量が 100mm を 超え、時間雨量 30mm 程度 の強い雨が降りはじめたとき |

ア 第2次体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報

イ 必要に応じて、基本法に基づく避難情報等を発令

2 土砂災害警戒区域（土石流）の場合（雨量の目安は1に準じる。）

(1) 第1次警戒体制の場合

ア 第1次警戒体制においては、防災パトロールを実施

イ 地元自主防災組織等の活動を要請

ウ 必要に応じて、警戒区域の設定

(2) 第2次警戒体制の場合

ア 第2次体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報

イ 必要に応じて、基本法に基づく避難情報等を発令

3 他の危険地区の場合

1、2を参考にし、基本法に基づく避難情報等を発令する。

第3 災害発生時の報告

1 市は、土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（八女県土整備事務所及び砂防課）に報告を行う。

2 市は、上記報告のほか、本章第2節「被害情報等収集伝達計画」により、県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。

第4 救助活動

1 市

市は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。この際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- (1) 被災者の救出
- (2) 倒壊家屋の除去
- (3) 流出土砂・岩石の除去
- (4) 救助資機材の調達
- (5) 関係機関の応援体制

2 警察

土砂災害が発生した場合は、市その他の関係機関と連携し、本章第7節「救出計画」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の所要の措置を取る。

第27節 二次災害防止計画

所管部署：総務班、技術班、消防班

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限にとどめるため、市防災計画「事故対策編」第3編「危険物等災害対策編」の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第2 降雨等に伴う二次災害の防止

市・県及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害及び建築物被害の危険を防止することとする。

1 水害・土砂災害・宅地災害対策

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者（コンサルタント、市・県職員のOB等）・福岡県防災エキスパート協会・福岡県砂防ボランティア協会・斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度※を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

※ アドバイザー制度

(社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関する助言を行う制度

第28節 農業災害応急対策計画

所管部署：農林班

市の農業経営に被害を及ぼす災害は、地勢的環境と気象条件による水害・風害・干害・冷害等であり、これらの災害から農畜産物を防護するため、次の対策を講ずる。

第1 農作物の災害対策

1 水稲の対策

- (1) 薬剤散布により、病虫害の発生を防除する。
- (2) 風害対策としては、出穂期の計画的栽培・台風時における浸水による機械的な損傷の軽減・台風後の病虫害予防のための薬剤を散布する。
- (3) 病害虫が異常発生した場合は、県に備蓄農薬の払下げを申請し、共同防除により実施する。
- (4) その他対策として、気象情報に留意し、災害の種類に応じた措置を講ずる。

2 果樹・茶の対策

- (1) 園に草等を敷き、灌水を行い乾燥を防ぐ。
- (2) 園の整備を図り、排水に努める。
- (3) 防風柵・防風垣を設置する。
- (4) 枝葉の損傷が甚だしく樹勢が衰弱しているときは、速効性窒素質肥料を追肥する。
- (5) 早期に薬剤を撒布し、病虫害の防除に努める。
- (6) 表土流失により根部が露出したときは、早急に土寄せする。
- (7) 埋没・流失したもので回復の見込みのあるものは、早急に肥沃地に仮植する。
- (8) 土壌の浸蝕を防止するための措置を講ずる。

3 野菜・花き

- (1) 表面水を速やかに排水するため、排水溝の点検や補修を行い、大雨による浸水や停滞水による根腐れ等の発生を防ぐ。
- (2) アスパラガス、スプレーギク等では、支柱や防風ネット、フラワーネット等の点検、補強を行い、強風による茎葉の損傷を防ぐとともに、収穫可能なものは収穫作業を急ぐ。
- (3) 防風施設やパイプ支柱、アンカーなどの点検を行い、損傷箇所や連結ジョイントなどにゆるみがある場合は速やかに補修を行う。アンカー等を設置していない施設では、強風によるパイプや支柱の浮き上がりを防止するため、必ず設置する。
- (4) 強風による被害を防ぐためハウスの天窓や側窓などの点検を行い、マイカ一線の締め直し、支持材の点検、被覆資材の破損部補修等を実施する。また、天窓等が自動開放しないよう手動運転する。
- (5) 電照菊、スプレーギク等のフラワーネットの点検を行う。特に、スプレーギク等でフラワーネットをまだ設置していない場合は早急に設置する。
- (6) ねぎ等で倒伏がみられた場合には、天候の回復を待ってできるだけ速やかに起こし、生育の回復を図る。
- (7) 病害発生の拡大を防ぐため、発生状況に注意し、防除対策を講じる。また、液肥等の葉面散布を行い、生育の回復を図る。

4 畜産

- (1) 強風による破損被害を防止するため、畜舎・堆肥舎等施設の点検と補強を行うとともに、施設内への浸水防止対策を講じる。また、放牧場では、放牧家畜を排水が良く風裏となる牧区に移し、事故防止に努める。
- (2) 今秋に更新した草地及び青刈とうもろこしほ場に浸水があった場合は、早急に排水対策を講じる。強風によりとうもろこしが倒伏した場合は、栄養成分と嗜好性の低下を防止するため、でき

るだけ速やかに収穫・調製する。なお、収穫作業に当たっては、倒伏方向に向かって刈り取るとともに、低刈りによる土砂の混入に留意する。

- (3) 被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜保健衛生所長が家畜防疫員を指揮し、伝染病の発生を防止するため協力を行う。なお、必要に応じ家畜伝染病防疫対策本部を設置し、防疫の万全を図る。
- (4) 治療を要する一般疾病の発生に際しては、福岡県獣医師会に対し、治療を要請する。
- (5) 飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）に基づく政府保管の飼料の放出を要請するほか、飼料業者に対し、飼料の確保及び供給の斡旋を行う。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興の基本方針

第1節 基本方針

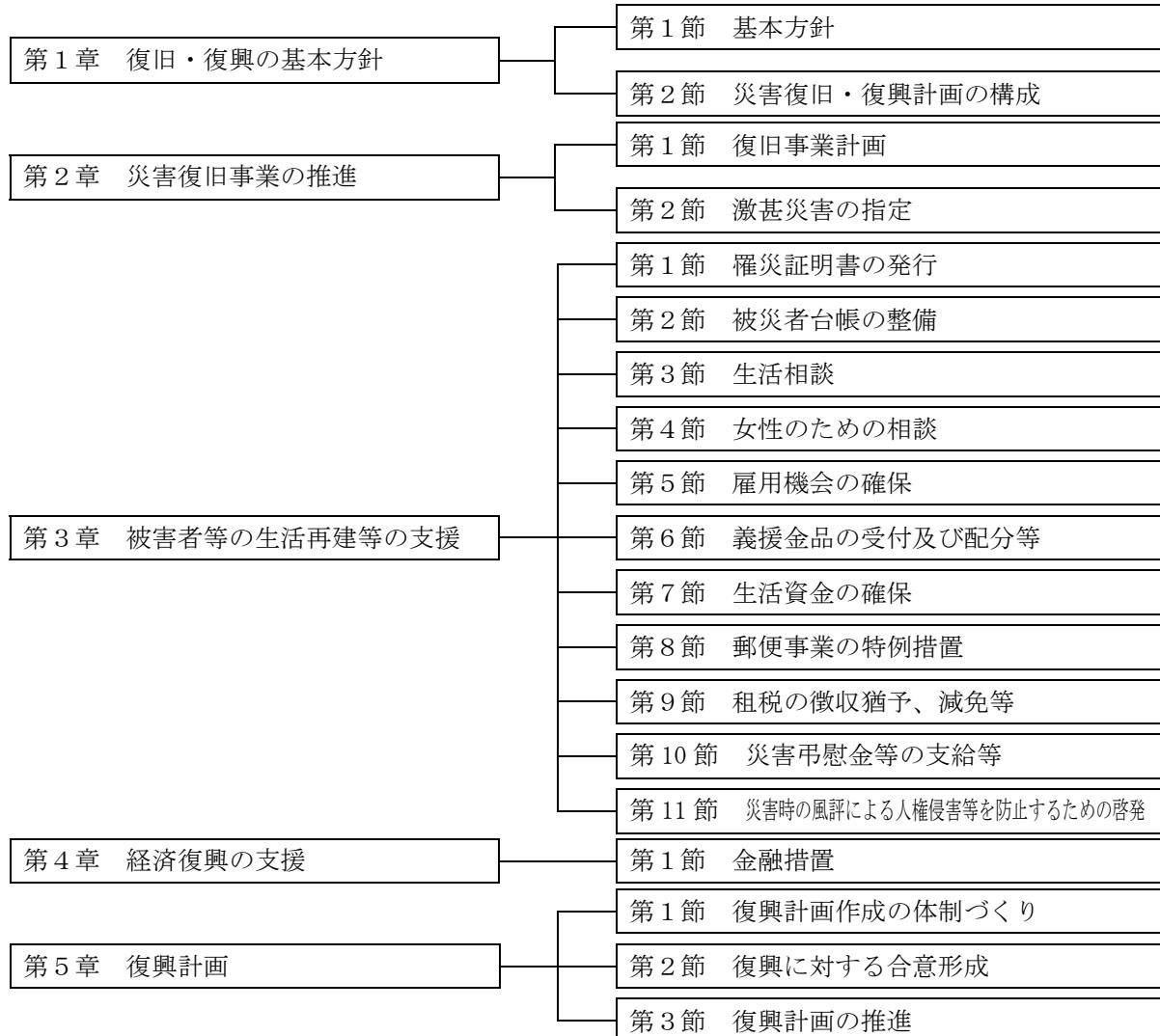
大規模な災害により、市内の広い範囲が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、本市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、本市の復旧・復興計画を速やかに作成する必要が生じる。

本計画においては、被災地域の再建を行うために、被災の状況や関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

また、「防災まちづくり」を実施するために、災害復旧・復興計画では、現在の住民のみならず、将来の住民のためという理念の下に、「八女市総合計画」と連動して、まちづくりを進めていく。

第2節 災害復旧・復興計画の構成

災害復旧・復興計画の構成は、次のとおりである。



第2章 災害復旧事業の推進

第1節 復旧事業計画

所管部署：防災安全課、企画政策課、関係課

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

被災施設の復旧に当たっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図る。

また、被災した場合、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣をその他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

＜主な実施期間＞

国、県、市町村、警察、指定地方行政機関

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川・砂防設備・治山施設・道路・橋梁について、災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ適切な復旧事業を施行する。復旧事業が必要な施設については、新設改良等を併せて行うことにより、再度災害発生を防止する。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第2 農林業施設災害復旧事業計画

農地・農業用施設・林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、関係機関との総合的連携の下、迅速に復旧事業が施行されるよう努める。

また、災害復旧事業のみでは、将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するため、災害復旧事業と併せて行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。

第3 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路・公園・下水道等の災害や、市街地における土砂堆積等について、早期復旧を図る。

復旧に当たっては、都市環境の整備及び都市の防災構造化の推進を指導する。

第4 公営住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。

第5 公立文教施設災害復旧事業計画

- 1 児童・生徒等に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
- 2 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化及び防災施設の設置等を図る。
- 3 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助、その他関係機関の融資を促進する。
- 2 再度災害発生を防止するため、設置場所・構造その他防災施設等について十分検討する。

第7 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第8 公営事業所災害復旧事業計画

市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第9 公用財産災害復旧事業計画

行政的・社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定期を明示する。

第11 文化財災害復旧事業計画

文化財が国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第12 復旧・復興事業からの暴力団排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

激甚法は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における、国と地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、こうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

第1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

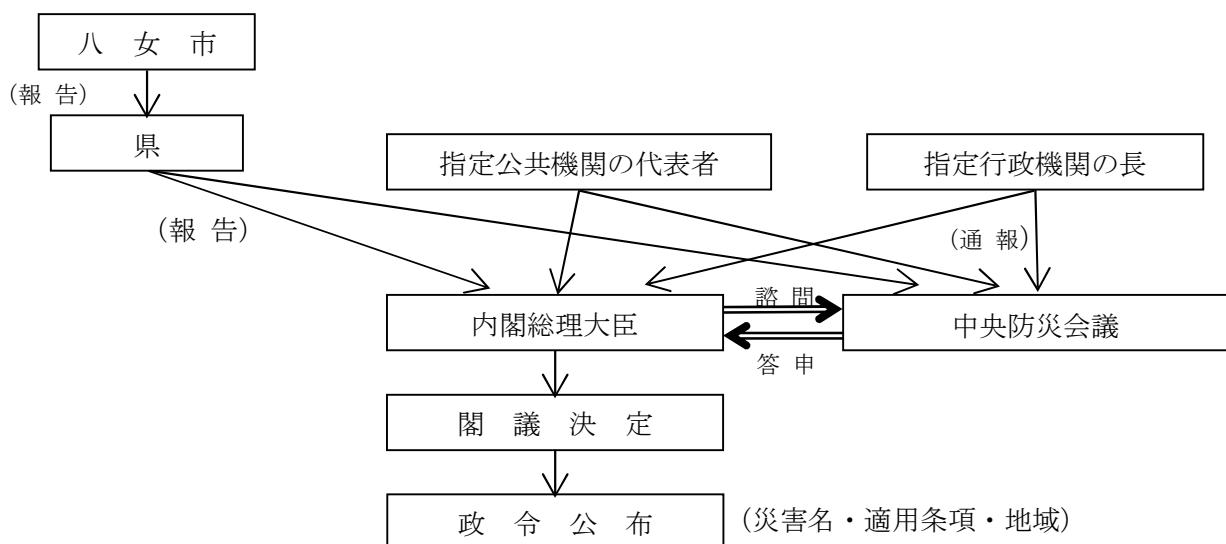
第2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域内に災害が発生した場合には、基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第3 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼすことにかんがみ、県は市からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密し、早期指定の促進を図る。

■ 激甚災害指定手続のフロー



第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳の作成及び活用を図る。

県及び市は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第1節 罷災証明書の発行

所管部署：防災安全課、税務課

市長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付する。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参考できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、罹災証明書を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進するよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の整備

所管部署：市民課

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができる。

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 出生の年月日
- (3) 男女の別
- (4) 住居又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- (12) (11)の提供を行った場合は、その旨及び日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 情報の収集

- (1) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じ、被災者に関する情報を提供する。

3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4 台帳情報の提供

- (1) 市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - イ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者

に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

(2) (1)の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請対象の被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的

オ その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

(3) 市長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、1の(13)の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3節 生活相談

所管部署：税務課、健康推進課、福祉課、介護長寿課、東部健康づくり室

- 1 市は、被災者のための相談所を設け、苦情・要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- 2 国・県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第4節 女性のための相談

所管部署：市民課、健康推進課

市は、避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

第5節 雇用機会の確保

所管部署：商工・企業誘致課

第1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

また、国、県及び市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第2 対策

- 1 市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を樹立しておく。
- 2 福岡労働局と県（労働政策課）は、協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また、関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。
- 3 福岡労働局は、以下の措置を講ずる。

(1) 離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助に当たっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

- ア 公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。
- イ 被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
- ウ 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用を図る。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第6節 義援金品の受付及び配分等

所管部署：福祉課、会計課、財政課

災害時には、国内・国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立するとともに、被災者にあて寄託された義援金品の配分及び市民や事業所等が義援品を提供する場合は、次により行う。

第1 義援金品の募集

県及び市は、災害の状況によっては義援金品の募集の広報を行うものとし、募集については、新聞社・放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、立て看板・ポスターの掲示及び各種関係団体を通じ、広く呼びかける。なお、義援金品の募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために、次に掲げる点に留意する。

- 1 個人からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品並びに古着及び保存性のない物品等は送らないで欲しい旨の報道を依頼する。
- 2 義援品については、被災住民の要望等を的確に把握し、食料・生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく募集を行うものとし、適切な品目及び数量を確保することができる事業所からの援助を積極的に受け入れる。

第2 市民、事業所等の義援品の提供

市民・事業所等は、義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資の提供や外側に品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

第3 義援金品の受付

1 市

市に委託された義援金品については、財政課若しくは会計課が受け付ける。

2 県

県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、福祉労働部において受け付ける。

3 日本赤十字社（福岡県支部）

県民及び他都道府県民からの義援金品で、日本赤十字社福岡県支部に寄託されるものについては、支部事務局又は各地区において受け付ける。（日本赤十字社福岡県支部で受入れ、取り扱うのは義援金のみ。）

4 福岡県共同募金会

県民及び他都道府県民からの義援金品で、福岡県共同募金会に寄託されるものについては、事務局又は各支部において受け付ける。（福岡県共同募金会で受入れ、取り扱うのは義援金のみ。）

第4 義援金品の配分及び輸送

1 寄託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、原則として、被災者に配分する。

2 県

県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会に寄託された義援金品の配分は、次の基準により義援金品配分委員会を開催の上決定する。ただし、義援金品配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらぬことができる。

(1) 配分対象

ア 義援金

死者（行方不明で死者と認められる者を含む。）及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯、一部損壊世帯及び床上浸水世帯の発生した市町村

イ 義援品

救助法が適用され、避難所を開設している市町村

(2) 配分基準（配分比）

ア 義援金（※ 床上浸水を1とする。）

| | |
|-----------------------------|----|
| 死者（行方不明で死亡と認められるものを含む） | 10 |
| 重傷者（3か月以上の治療を要する見込みの者） | 5 |
| 重傷者（1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者） | 3 |
| 全壊全焼流失世帯 | 10 |
| 半壊半焼世帯 | 5 |
| 一部損壊世帯 | 1 |
| 床上浸水世帯 | 1 |

イ 義援品

避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金品配分委員会における決定は不要とすることができます。

(3) 配分の方法

災対本部が設置されているときは県輸送班が、災対本部が設置されていないときは県福祉総務課が、対象市町村へ輸送する。

物資等の輸送・保管に関しては、あらかじめ救援物資の収集・配達の標準化を行い、民間企業やボランティア団体等と協定を締結するなど、一貫して管理できる体制を構築できるようあらかじめ検討を行う。

(4) 義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は、次に掲げる者及びその他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。

| | | |
|-----------------|--------------|------------|
| 日本赤十字社福岡県支部事務局長 | 福岡県社会福祉協議会会長 | 福岡県共同募金会会長 |
| 西日本新聞社社長 | 日本放送協会福岡放送局長 | 福岡県福祉労働部長 |
| 福岡県県民情報広報課長 | 福岡県防災企画課長 | 福岡県福祉総務課長 |
| 福岡県会計管理局会計課長 | | |

第5 義援品保管場所

1 市

義援品の保管場所については、義援品の態様に応じて適切な保管ができる場所をあらかじめ確保しておく。

2 県

寄託義援品を直ちに被災者に配分することが困難な場合は、一時保管場所として、県庁内等の適切な場所を確保する。

3 日本赤十字社（福岡県支部）

寄託義援品の一時保管場所として日本赤十字社福岡県支部の倉庫等を確保するものとし、なお不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

4 福岡県共同募金会

寄託義援品の一時保管場所として福岡県共同募金会の倉庫等を確保する。

なお、不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

第7節 生活資金の確保

所管部署：福祉課

災害時には、多数の人々の生命又は身体に危害を受け、あるいは住居・家財等が損壊するなど痛手を被ることが予想される。

本計画では、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより、市民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図ることを定める。

第1 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、

　　5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

オ ア～ウの区域に隣接し、

　　5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

　　5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

　　2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給金額

該当する世帯に支給される支給額は、次表の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。

a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊 (2)アに該当 | 解体 (2)イに該当 | 長期避難 (2)ウに該当 | 大規模半壊 (2)エに該当 |
|---------|---------------|---------------|-----------------|------------------|
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) |
|---------|-------|-------|----------------|
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計

で200(又は100)万円

3 支給手続

(1) 申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13か月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37か月以内とする。

(2) 申請時の添付書類

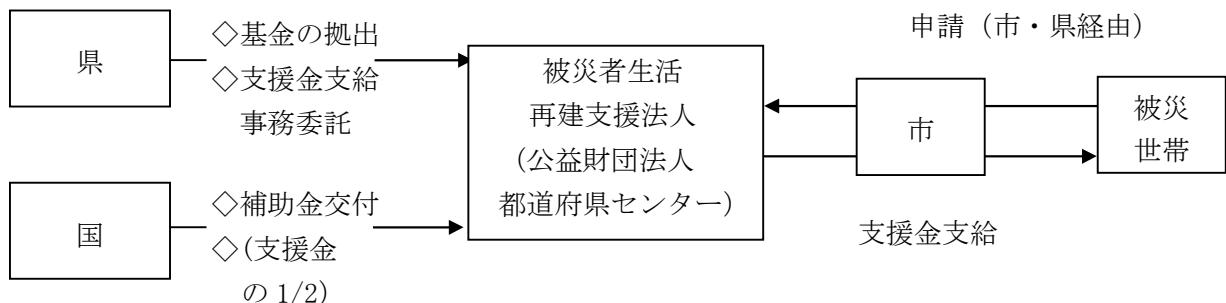
ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票等

イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等の写し

(3) 支援金支給に係る手続

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。

県は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。



第2 生活福祉資金の貸付け

救助法が適用されない程度の災害又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に必要となる経費等について、県社会福祉協議会が貸付ける資金である。

災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

第3 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居若しくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対し、市が条例の定めるところにより、生活の立て直しに必要な資金を貸付ける。

第8節 郵便事業の特例措置

所管部署：防災安全課

救助法の適用があった場合において、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、集配郵便局長は、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

第2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、日本郵便(株)九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体・日本赤十字社福岡県支部・共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資等については、日本郵便(株)九州支社長の指示に基づき、小包

郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第9節 租税の徵収猶予、減免等

所管部署：税務課、納税課、介護長寿課

被災した納税義務者に対する租税期限の延長、徵収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

第1 市税

本市は、被災した納税義務者又は特別徵収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、又は災害による市税の緩和措置として、期限の延長・徵収猶予・減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講ずる。

第2 国民健康保険税

本市は、被災した保険税の納税義務者に対し、国民健康保険税の減免等の措置を講ずる。

第3 介護保険料

本市は、被災した保険料の納付義務者に対し、介護保険料の減免措置を講ずる。

第4 その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には市民生活への影響等を考慮し、使用料等については、それぞれの条例・規則等で定める減免規定に基づき、必要に応じて適切な減免措置を講ずる。

第10節 災害弔慰金等の支給等

所管部署：福祉課

本市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金の支給

【災害弔慰金等一覧】

| | | | | | | |
|---------|----------------|--|-------|--|--|--|
| 災害弔慰金 | 対象災害 (自然災害) | <ul style="list-style-type: none"> ● 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ● 救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 | | | | |
| | 支給額 | 1 生計維持者 | 500万円 | | | |
| | | 2 その他の者 | 250万円 | | | |
| 災害障害見舞金 | 遺族の範囲 | 配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。） | | | | |
| | 対象災害 (自然災害) | <ul style="list-style-type: none"> ● 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ● 救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 | | | | |
| | 支給額 | 1 生計維持者 | 250万円 | | | |
| 災害障害見舞金 | 支給額 | 2 その他の者 | 125万円 | | | |
| | 障がいの程度 | <ol style="list-style-type: none"> 1 両目が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの | | | | |
| | | | | | | |

2 罹災証明の交付体制の確立

所管部署：税務課

市は、災害弔慰金・災害障害見舞金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立するとともに、被災者から申請があったときは、遅滞なく、被害状況を調査し、被災者に罹災証明を交付する。

第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

所管部署：人権・同和政策・男女共同参画推進課、人権・同和教育課、防災安全課

市は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、ホームページによる情報提供、広報紙「広報やめ」や「消防やめ」、FM八女などにより、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

第4章 経済復興の支援

所管部署：福祉課、商工・企業誘致課、農業振興課、林業振興課

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第1節 金融措置

大規模災害等の発生は、地域の産業や市民に大きな被害を与え、社会生活・経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、通貨の円滑な供給・金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

第1 融資計画

1 市、県、関係機関

(1) 災害援護資金

市は条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度・種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2・県が3分の1を、それぞれの市に、無利子で貸付けることとなっている。

| | | |
|-------|--|--|
| 対象災害 | 自然災害 都道府県内において救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 | |
| 貸付限度額 | 1 世帯主の 1 か月以上の負傷 150 万円 2 家財等の損害 <ul style="list-style-type: none"> ア 家財の 1/3 以上の損害 150 万円 イ 住居の半壊 170 万円 ウ 住居の全壊 250 万円 エ 住居の全体が滅失又は流出 350 万円 3 1 と 2 が重複した場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 1 と 2 のアの重複 250 万円 イ 1 と 2 のイの重複 270 万円 ウ 1 と 2 のウの重複 350 万円 4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 2 のイの場合 250 万円 イ 2 のウの場合 350 万円 ウ 3 のイの場合 350 万円 | |

| | | | |
|------|-------------------------------------|--------------------|------------------------|
| 貸付条件 | 所得制限 (世帯人員) (市町村民税における前年の総所得金額) | 1人 | 220万円 |
| | | 2人 | 430万円 |
| | | 3人 | 620万円 |
| | | 4人 | 730万円 |
| | | 5人以上 | 一人増すごとに730万円に30万円を加えた額 |
| | ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270万円とする | | |
| 利 率 | 年3%以内で条例で定める率 (据置期間は無利子) | | |
| | 据置期間 | 3年 (特別の事情のある場合は5年) | |
| | 償還期限 | 10年 (据置期間を含む) | |
| | 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦 | |
| 根拠法令 | 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号) | | |

(2) 中小事業所融資制度【緊急経済対策資金】

ア 融資対象等

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震災、又は感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所又は商工会（組合にあっては中央会）の確認を受けている者。

イ 申込場所

- (ア) 各商工会議所、商工会
- (イ) 県中小企業団体中央会
- (ウ) 指定金融機関

(3) 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

- ア 天災資金〔経営資金〕(農協等)
- イ 天災資金〔事業資金〕(中金)(信連)
- ウ 農業基盤整備資金(公庫)
- エ 農林漁業施設資金(公庫)復旧資金〔施設資金〕
- オ 林業基盤整備資金(公庫)
- カ 共同利用施設災害(公庫)〔復旧資金〕
- キ 漁業基盤整備資金(公庫)
- ク 農林漁業セーフティネット資金(公庫)〔災害資金〕
- ケ 農林漁業災害対策資金・特別資金(公庫)・経営安定資金(農協等)
- ※ 中金=農林中央金庫
- ※ 信連=信用漁業協同組合連合会
- ※ 公庫=日本政策金融公庫
- ※ 公庫の資金は公庫に確認必要

2 政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）

災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。

(2) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）

災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。

(3) 株式会社商工組合中央金庫

災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を使途とする災害復旧資金を貸付ける。

3 被災者に対する広報等

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第5章 復興計画

所管部署：各部各課

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変・産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。これらのことから、市・県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1節 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

第2節 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続・スケジュール・被災者サイドでの種々の選択肢・施策情報の提供等を住民に対しを行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

第3節 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施する。このため、市・県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。